

我々が絶えず意思を働かし行爲を爲すにあらざれば、自然は其怠惰状態に復歸しよう復歸しようとしつゝあるものである。

我々は意思と行爲とを絶えず活動させることによつて、土地と其上にあるあらゆる對象を喚起して、それに其盡くす可き任務の決定を爲さねばならぬものである。我々はしかと我々の力を以つて、土地と其上にある自然對象をつかまへて居らねばならぬ。放すと自然状態即ち怠惰状態に直ぐ戻つて仕舞ふ。

經濟單位は國家の其れに均しい獨立の自決的意思を有し、其意思を發現す可き自決的行爲を爲すものであつて、少くとも經濟上に於いては、個人は赤裸々に國家と相對立するものではない。國家と相對立するものは、何人かの共同組織たる經濟單位である。而して其意味に於て經濟單位は、共同生活に於いて國家に盛り切れず、國家生活に包攝されない生活の代表者として現れる。

然し乍ら、我々は更らに一步を進めて、國家てふ共同生活も經濟組織てふ共同生活も、共に人間の力の不足有限を共同化によつて取去らんとする人間の文化要求から出たもの

なることを確かに念頭に置くのでなければならぬ。基く所が一であること云ふことは、何れもが同一の歸趣に向つて發動するものなることを暗示すると同時に、又た其の趨向の上に於いては他の何者よりも激しく、又た正面的に衝突する可能が最大なることをも暗示するのである。國家と經濟とは到底一日も他人同士ではあり得ない、一心協力完全に調和するか、又は仇敵の如く相嫉視し相反目するか、又は一が他を征服するか、兎に角相互に没交渉であることは出来ないのである。

従つて我々の經濟生活は、其本質は財の爲の共同生活であるが、其面目は國家の伴侶であり競争者である。而して經濟生活存立の様式は、皆此關係から定められて居ると云つても大過はないのである。否、今日現在の經濟組織は其の根本形式は、之れを國家の手から受取るものであつて、此點から見て國家は、經濟生活の守護者、監督者たることが、其第一義だと速断した學説が永く行はれて居たことも、一應無理ならぬ次第と云ふ可きである。然し其は單に一面の觀察であつて、全部の觀察でないと言ふまでもない所である。

今日の我々の經濟生活は、凡て財産とは國家によつて保障せられた所の物格に對する

支配の謂である。即ち我々の經濟生活は、其出立點を國家の保障に待つものである。我が經濟組織の内にあつて、個人として又は團體として獲得する物格即財は、個人人格又は團體人格と其生活とに歸屬し、之と相分つ可からざるものとなる。物格が我々に歸屬するとは、我々の人格の内に包攝せらるゝとで、恰かも我々の人々の一部となつて仕舞ふ様なものである。此事は英吉利の大哲學者ジョン・ロックが甚だ力強く論じて、所謂勞働價值説の根柢を築いた。勞働の產物は、其勞働人格の一部に體化せられると彼は云つた。従つて此れは人格同様に尊重せられなければならぬ、人格は獨立自決を認められなければならぬ。其認承は人格に屬する一切のものに及ぶのでなければ完全とは云へぬ。一人格が其行爲によつて取つて己れに歸屬せしめたものは、無體人格と同一なる尊重を要求す可きものである。人格が不可侵であれば、勞働の所産も亦た不可侵でなければならぬと彼は云ふのである。

國家は其構成分子たる個人人格の尊貴、不可侵を認めると共に、勞働所産の尊貴、不可侵を認める。其の認承は即ち名けて『權利』と云ふのである。國家の認承する權利によつて、人格と不可分的に不可侵とせらるゝ支配財の一體を名けて『財産』と云ふ。即ち財産と云ふものが成立つたのは、國家の認承あるが爲めである。然し其認承は、自主自決なる獨立人格の意志の發動たる行爲の結果であり、此の如きものは、當然人格に歸屬せせらるゝのでなければならぬ。従つて、人間の自主自決の行爲の結果でないものは、決して當然に財産と認めらる可きではない。然るに一度財産の制度が確立すると、其處に主客顛倒が起つて、財産であるが故に其れは當然人格に歸屬す可きものとせらるゝ事になる事が甚だ多い。財産たるが故に不可侵であり、尊重せらる可きではない。人格の發露として尊重す可く、従つて侵す可からざるものであるが故に、國家は之れを認承して財産たらしめる。然るに實際は却つて其の反對に、財産であるが故に尊重す可く不可侵たる可しとし、其の財産たるものが、果して眞に人格の發露の結果でつたか否かを措いて問はないことになる。これは明かに財産制度の濫用である曲解である。

兎に角、我々の經濟生活の出立點は財産にある。而して其は國家の認承と云ふ手續を経て確立したものである。ダカラ、經濟生活の保護を以て殆んど國家の第一要素なりと

する學者は、國家存在の理由は、生命及財産の擁護にありとさへ主張した時代があつたことは、如何に此形式が重要であるかを逆行的に立證する所以である。少くとも文明國家の重要な任務として、財産の擁護を認めてゐるのが現状で、所謂民法たる民法は其實は財産擁護法であつて、財産のなき者は今日の民法とは殆んど没交渉であると云ふ事實が最も雄辯に物語る處である」以上前段六七頁至八二頁より摘記。但し若干辭句を修正す

八

物格を支配せんとする欲望を充し、兼て此支配より來る享樂を收受する手段は、即ち労働である。労働すること其れ自らが一の享樂たる場合は無論ある。然し其れは労働の結果たる所有と其の享樂とが、労働を費用とせざるときに限るのである。欲望する丈けを作り出す労働は決して享樂でなく、其れは費用であり犠牲である。費用、犠牲を避けて、享樂收受を大にせんとするは、最も強い經濟動機である。換言すれば、全く労働することなき所有の享樂を得んことは、我々を支配する最有力の動機である。更らに換言すれば、

無勞所得を收めんとする要求は凡ての労働行爲を支配する。最根本の力である。社會の秩序は最も力強く此の力によつて左右せられる。物質財の所有は、其利用が與ふる價値によつて、其の所有者に自己の労働を須るす、唯此利用の全部又は一部の提供によつて、自己の欲望の充足を可能ならしめるのである。かくして、所有階級は其所有財産によつて、萬人の均しく欲する無勞所得收得の手段を支配するのである。社會の秩序、此の手段の支配を所有階級の手に確保するのである。従つて社會秩序と其の法制とは、所有階級をして、費用、犠牲としての労働から全く免がれしむるのである。其結果は、所有によつて支配者たる階級は、然る以上自ら労働することなく、無所有階級を強制して己れの爲めに労働せしむることになる。而して所有と無所有との對立は一轉して、無勞對労働の對立となる。支配階級は單に所有階級、所有特權特惠階級たるに止まらないで、無勞にして多くの所得を有する階級となり、無所有階級は單に所有なしと云ふに止まらず、他人の爲めに労働する階級、其労働の産物を他人に捧げねばならぬ階級となるのである。乍去、所有をして價値あらしむるものは、依然として労働たることに何の變化はないの

である。故に労働階級は其労働に従事する限り、短き又は永き期間の内には、所有階級の手に存する所有の價値を其手に歸せしむ可き可能性を有つものである。殊に労働階級間に教育が普及し、其の精神的所有が増せば増すほど、而して他方に所有階級が現實の労働から遠ざかれれば遠ざかるほど、労働階級の價値回収の可能性は大となるを免れないのである。——富豪名門の隆替、土地所有の消長は幾多の事例を我々に教へて居るではないか——死物たる財産を固守するのみを知つて、之を活用して價値を産み出すことを忘れたる支配階級は、活きたる労働によつて向上の力を増大する被支配階級の驀進に對して、之を防ぐ可き手段は漸次に失はれて、最後に残すものは、唯一つ即ち國家權力による庇護の外、一も之を有せざるに至るは免れ難い趨勢である。茲に於いてか彼等は死力を盡くして、此の金城鐵壁の守備を守るのである。向上驀進する労働階級は、唯だ此の最後の防壁を突破すれば事足れりとするに至る。何となれば、其以外の天地は悉く彼等の手に歸し、風に靡くが如くに彼等に從ふに至り、残る所唯此一點のみとなるからである。即ち一切の闘争一切の運動は、先づ國家權力に於ける此の分け前の争奪に集中し、茲に人格自由

解放の運動は、政治運動に集中することゝなるのである。此の政治運動は二つの形を取る。一は政治改良であり一は政治革命である。

九

労働階級が所有を獲得することは、彼等に取りて解放の必然的行程たるのみならず、國家の立場から見ても、其本來の使命により、多く接近する所以である。何となれば、國家は其構成員たる一切の人格が完全なる自決性を得るによつてのみ、自己人格の完成を實現し得るものであつて、而して労働階級が所有を獲得することは、彼等に人格自決性の一段が與へられることであるからである。従つて、労働階級は自律的にも他律的にも、當然の要求として、國家に對して變化したる新所有關係に相應す可き憲法の變更を提案するのであつて、其合理性も合法性も些の疑を容るゝ餘地は無いのである。此れは單に理屈上の要求たるに止るものではない。或意味に於いては、労働階級に取りては、其の矛盾から釋放せられ得可き現前唯一の道であつて、此場合國家は彼等に取りて、大慈大悲の救世

主たりとも云ひ得るのである。所謂國家社會主義——ワグナー先生の主張した其れよりも、寧ろ其後の所謂「エタチズム」の形に於いて、而して又其れとは趣を異にすることは勿論であるが、近來我邦に於いて高島素之君等の主張する其れも含めて——なるものに、或點に於いて深い意味があることが拒み得ないのは、此の意味に於て、あらう。兎にも角にも所有を獲得し、若くは確實なる獲得の機會が其眼前に展開しつゝある労働階級は、必然的に先づ政治的に、而して又た社會的に支配階級と等位に置かれんことを切望し、其の切望は先づ第一に國家の憲法と行政の更正に對する懇となるのである。

此の要求は其要求者の精神的發達の程度、教育の程度の異なるに従ひ、種々異なる形を取るるのである。他方に於いては、支配階級の彼等に對する態度と、國家が彼等の聲に耳を藉す度合との異なるに従つても、其の要求提出の形態は同一なるを得ないのである。労働運動が英國に於いてレヴェエラース運動、ラダイト運動として顯はれたのは、此道理を端的に例示するものと思ふ。支配階級と其の國家とは、或は立法上、或は行政上、彼等の要求を容るゝに吝かならざる場合はいくらもあらう。乍去、要求の全部が其儘に受入れられた場

合は、今迄は一回もなかつたのである。國家が自ら之を欲すると否とに拘らず、兎に角自發的に被支配階級の此の必然的要求を容れ、之れに應ず可き各般の措置を取るとき、即ち政治改良が行はれるのである。此意味に於ける政治改良は、之を大別して二種となすことが出來よう。第一は行政改良で、第二は憲法改良である。行政改良は必ずしも本來の社會運動と、直接には深い關係を有するとも行はれる。即ち主として行政の機關に關する改良であつて、個々の國家機關及び其の運用間の關係に於ける調節を本體とするのである。此種の改良は可なり古い時代に於いても行はれた。乍去、此種の改良も長い眼を以つて之を眺めると、政治的革命と前後何れかの關係を有つものである。然らざる行政改良は、いつしか無効無用に歸することが多いことを見出すのである。第二種類の改良は之れに反し、國民生活の根柢から起つて來るものであつて、堪へ難き矛盾の撤廢を目的とするものである。其れは當然政治生活から出で來るものでなく、國民の社會生活から逆り出るものであつて、其の使命は社會的に起つた變動を政治上に——公法に於いて國法に於いて——裏書せしむることに存するのである。其の變動は時に極めて甚

大なることあらう。乍併其れが改良である限り——其れが革命に化せざる限り——は、改良の實行者は國家と其の機關とであらねばならぬ。權力を有つ人が如何に異つた人であつても、改良を實行する瞬間に於いては、其の實行者は權力の所有者であらねばならぬ。然らざれば其れは改良と呼ばれることを許されないのである。此意味に於て私には、大化の革新も明治の維新も共に一の政治改良であつて、革命と做す可きものではないと信ずるものである。權力の所有者は無論人を濫つた、乍併濫つたものは其の個人である。權力の所有者が改良の實行に當つたと云ふこと、其事に至つては一の變化も起つて居らぬのである。換言すれば、一切の政治改良は其れが改良たる可くは、而して改良たる限りは權力の所有者に如何なるベルソーネンヴェクセル（役者の差し換へ）が起らうとも、改良の實行者たるものは、其の實行の瞬間に於いては權力の所有者であつたのである。

十

此の改良と其の根本的性質を異にする政治運動は、政治革命である。如何なる政治形態に於いても、其れを容器とする社會に於いては絶えず運動が行はれる。而して其運動は、社會的支配階級が同時に政治的支配階級たることによつて、調節せられて居るのである。然らざるときは調節は新たに見出されねばならぬ。一定の政治形態を變更せんとする運動は、權力者の支配を受くる階級から起り、此支配と其れに基く法律とを撤廢しようとするものである。故に手近かに云へば、被支配階級支配階級に對して、其有する支配權を行使する事其事によつて、其有する支配權を廢す可く努力せよと要求することになるのであつて、支配階級は自己の利益を他人に譲る爲めに、其有する權力を行使す可く餘儀なくせらるゝ譯である。トコロが抑も此くの如き要求の起つたのは、支配階級が其支配權の具體的根據たる經濟財所有の獨占を最早有たない爲であるから、彼等は此の具體的事實的根據によつて、此如き自滅的要求に對抗することは出来ない。彼等の持みとす可き所は、唯形式の上のみ存するに止まる。法の神聖とか秩序の安定とか政體の擁護とか云ふ警語は、必竟するに、此く形式のみによつて、自己の地位を擁護す可く餘儀なくせ

られた支配階級が好んで濫用する處である。此くして如上の矛盾は、形式と實質の矛盾として顯はれ、一方は形式の爲めに闘ひ、他方は實質の爲めに闘ふものとなる。部分的利益は終ひに全體的利益に譲らねばならぬのであるが、其讓歩は決して容易に成されないで、永い闘争を要することになる。斯くして、政治革命の機運は促進せられざるを得なくなるのである。

法の威嚴は二つの要素によつて支持せられる。一は形式的、一は實質的である。形式要素とは、其れが國家意思の聲明であること之れである、實質要素とは、其れが社會生活の具象であること之れである。完全なる法は此の二要素を具備せねばならぬ。二者其の一を缺けば、其れは最早眞の法ではない、虚偽の法である。虚偽の法は何等かの運動によつて、早晚其の缺く處のものを補充す可く努力せねばならぬ。此の努力は法の本性が要求する必然の作用である。若しも此の努力が起らないならば、其の法は滅亡する外はない。例へば中世の封建法の如くに。

被支配階級が所有を現實に獲得するか、若くは其の獲得の機會が眼前に横はるかする

ときには、所有社會の權化たる法の完全性は失はれる。而して支配階級は唯形式の上のみ於いて、即ち其れが國家意思の聲明せられたものであるとのことのみを以つて、既存の法の擁護と主張とを支持する。其の實質は既に彼等の手から失せ去つて居るのである。これに反して被支配階級は、其の主張を唯だ實質の上のみ置く、形式は未だ彼等を認め得ないのである。斯くして均しく所有社會に於ける財の所有者でありながら、其れが支配階級に屬すると、被支配階級に屬するとの差異により、其の所有を支持する法の根據は異なることになり、國家は恰かも兩手に花を有つものゝ如くなるのである。兩手に花を有つことは善いことではない、何となれば、國家は其の依つて立つ法の完全性を、之によつて失ふものであつて、法の全部が不完不具のものとなつて仕舞ふから。而して其れと共に、其の國民に向上發展の意氣の衰へざる限りは、各半分づつの法を有する二つの階級は、其れを其の缺く所の一半を獲得しようとして運動し始めるのである。支配階級は、實質上にも被支配階級を支配することによつて、其失つたものを恢復せんとし、被支配階級は形式上に於て、未だ與へられて居ないものを新たに獲得することによつて、從來の

支配關係を一掃しようとして、兩者は全力をあけて各々努力することになる。此の努力は到底協調、妥調せらる可くもない、兩者の主張は對角線約に相排斥し合ふものである。此の排斥は闘争を喚起す。要求者と拒絶者とは全社會を源平の二大陣營に分つ。而して其の要求は、被支配階級が法の形式の認識を求むるものであるが故に、而して闘争の相手方たる支配階級が認識の實權を掌握するものである爲め、此認識は容易に可能とならない。ソコデ、如上の闘争は先づ以つて被支配階級の認識を可能ならしむ可き様なる國家憲法の變革を以つて、其標的とすることになるのである。被支配階級が此の闘争に於いて敗者となるときは、彼等の手にある不完全法は更らにより、不完全のものとなせられ、彼等の社會的地位は、闘争開始の以前に比して遙かに下降するを免れない。其反對に、若しも彼等にして勝者たるならば、彼等の望む憲法の變革は——無論彼等の望む通り其儘ではないが——實現せられることとなる。斯くの如く所有社會に於いて被支配階級が經濟財を獲得する可能を得たことから始まる社會的變動は、所有社會の法の完全性の變革を喚び起し、此の變革に應ずる憲法改正の必要を生じ、其の結果被支配階級の社會權に於

ける擴張か又は縮小かを産み出すことになる。此の行程は即ち我々が名づけて政治革命と呼ぶ所のものである。政治革命は所有社會（ベジツツゲゼルシアフト。ボセシーヴンサイエター）が行詰るとき起る所の政治運動であつて、其の終局を表示するものであると共に、所有社會が獲得社會（エルヴエルブスゲゼルシアフト。アクキジチーヴンサイエター）への進展を劃する一階級たるものである。

十一

政治革命を促す事情に物質的と精神的との二がある。物質的事情とは、社會に於ける所有階級が自ら労働することなきに至り、労働するものは無所有階級のみに限られ、其結果所有階級は所有をして價值あらしめ、財産の収益力を維持す可き活動から遠ざかり、無所有階級のみが確實に此活動に従事するに到ることである。精神的事情とは、此變化によつて促がさるゝ國家憲法に對する思想の變革是れである。此思想上の變化は、概ね革命の來る前かなり長い間徐々に成熟するものであつて、其成熟には一の嚮導原理とな

るものを要するのである。今日までは、其嚮導原理は常に平等と云ふ標語を以つて一括せられて居つた。言ひ換ふれば、今日までに於いて國家憲法の變更を要求する運動は、常に其旗印として平等を標榜し來つた。かくて所有の一般化的傾向は、精神的には平等思想によつて伴はれるのを常としたのである。

物質的・精神的二つの事情が、被支配階級をして必然的に革命的ならしめるのは、事實上の變化に相應す可き形式上の變化が、國家又は其の支配階級によつて拒まれるとき之を見るのである。此の矛盾なくして起る革命運動は徒勞に歸する。被支配階級が物質的並に精神的財貨を確實に獲得することなくして、憲法改正の要求を提出して、唯だ形式上の變革を望むとも、其は無効であり、又た無力である。此くの如き無効、無力の努力は、却つて彼等をして其の有てる物をも失はしむるに至ることを免れない。其の反對に、物質的並に精神的財貨を獲得した被支配階級の形式變革要求は、容易に拒絶し難い力強いものである。乍併、革命運動は物質的・精神的事情とを有し、而して此兩者は決して同一種のものでないが爲めに、凡ての革命運動は其深い根柢に於いて、抜け難き一の大なる自

家矛盾を包蔵して居ることを忘れてはならない。物質的・精神的から云へば、革命の運動は、被支配階級が經濟財を獲得したことに其の根據を有するものである。經濟財の獲得は、其量に於て又其實に於て、決して平等均一なるものではない。同じく被支配階級と云ふとも、其れに屬する凡てのものが、財の獲得者たるのではなく、又財の獲得者間にあつても、其の獲得量は決して平等均一なるものではない。従つて、此の具體的根據の上に立つ革命運動は、決して平等無差別の運動ではない、否、一の差別的根據の上に立つ現實の運動である。然るに精神的には平等の主張の根據の上に立つ。兩者は終局に於て相拮撃し、相扞格せざるを得ぬものである。主義として被支配階級の凡てのものに向つて、平等の認識を要求する革命運動は、現實には被支配階級中經濟財を獲得したものが、其の實質に相應す可き形式の認識を求むる運動であると云ふ此の深い自家撞着は、容易に打克ち得るものではない。此の自家矛盾の爲めに、凡ての革命運動の陣營中には、獅子身中の蟲とも見る可き、自家正面の敵を戦友として包蔵して居るのであつて、此の獅子身中の蟲の爲めに、折角成功した革命も、却つて勝利者の呪となることもあり得るのである。従つて、一の成

功せる革命は古き矛盾古き衝突は之を一掃し得るとしても同時に更らに新しき矛盾新しき衝突の種を播くものなることは否定し得られないことである。

歴史に顯はれた諸の政治革命其一つとしてコンプロミッスならざるはない。何となれば今日までの政治革命は其何れも決して平等の理想を實現したものでなく革命運動に方つての主張其儘に成就せられたものはないのであつて革命成るの日に實現せられた處は其主張其標榜を著しく修正し變化したものである。其の實現は革命の物質的事實に相應するものであつて其の理想其の主張には必ずしも相應するものではない。現實の物質的事實は決して平等ではない。財の所有は何れの世に於いても差別的、不平等的である。斯くて實現せられた革命は何れも同様に、差別的、不平等的であることを免れないのである。其の差別其の不平等は從來の被支配階級を更らに二分する。被支配階級中財の所有者たるものは現實の革命成就により恵まれるものであり其の所有者たらざるものは革命の爲めに多大の犠牲を捧げ乍ら些も之れによつて恵まれないものである。前者は新憲法の謳歌者となり、後者はこれに對する不平者となる。此道理は現在

の露國は勿論、獨逸の状態を一瞥するものには別に管々しい説明を要するまでもあるまい。

之を要するに、人格解放の運動の第一段は、社會財、經濟財と精神財の所有獲得、之れに相應す可き社會國家の秩序の認識要求の發生である。其第二段は此の要求への讓歩としての政治改良が行はれるか、又は政治改良が拒否せられ若くは不十分であるときに起る政治革命である。

人格解放の運動が永く第二段に於て、即ち政治改良か政治革命かに於いて停止して居ることもある。乍併、其れは停止であつて終局ではない。終局するものは政治運動である、人格解放運動其ものではない。何んとなれば、凡ての改良、凡ての革命は、人格解放運動の最後の要求を現實する事とは限らないからである。凡ての人格をして完全に自決的ならしむ可き機會は必ずしも與へられない。何んとなれば、凡ての改良、凡ての革命は、必ずしも各人格に所有の獲得を確保し、其の勞働を所有に導き、價値の收得に均霑せしめるものでないから。斯くて人格解放の運動は、漸くにして所有社會の狭い殻から抜け出で

で、獲得社會の廣い舞臺に上り、政治運動から出でて、社會運動となるを免れ得ないのである。

十二

『狭い意味にて云ふ「社會的」——獨逸語で云へば「ゲゼルシアフトリヒ」でなく「ゾチアール」——とは、此運動に關連する凡てのことを意味するのである。換言すれば「社會的」とは、共同生活の組織化の行程中に於いて、奪はれた人格性の恢復に關する一切の事を指し示めすのである。即ちシュタインの考へた處とは寧ろ正反對に、少くとも狭い意味に於ての「社會的」と云ふことは、非人格性を意味するものでなく、人格性の充實の要求に關することを意味して居るのである。シュタインは社會運動なるものは、人格が非人格の爲めに壓迫せられ毀傷せられて居る状態から起るものなることを十分に認め、たが、其の壓迫者たる非人格性の方を主としたるものを社會と見たので、其の取除きの運動を従としたのである。此れは疑もなく主客顛倒の誤に陥つたものである。壓迫者は

社會ではない。社會は却つて被壓迫者である。「社會的」とは被壓迫者の解放に關すること一切を形容する詞である。其反對に、此の壓迫者を以て直ちに、國家そのものなりとするのも誤である、オツペンハイマーの説は其一例である。社會主義の階級國家論も其一例である。無政府主義も其一例である。人格たる國家本來の面目は、決して壓迫者たることには存せぬ。——此誤は國家を權力と法律の方面、即ち單に最高統治の組織たる方面からのみ見る従來の國家哲學から起つたのである。國家を人格意思の主體として見る時は、此誤は容易に見出し得らる可きである。——人格は自己の自主、自決のみによつて立つものではない。他の人格をも對等の人格として尊重するものでなければならぬ。……國家は非人格對人格の争を容れる容器として、非人格性の外圍を以て取巻れては居つたが、其外圍の包む内部に於ては、決して非人格性の負擔者ではなく、兩者相争ふに一任して置いたのである。言ひ換へれば、國家が非人格性の負擔者たるは、唯其外圍を以てするのみで、其存在の全部を以てしたものでは決してないのである。

國民經濟てふ經濟組織は、右外圍を限界とする國家てふ容器の包擁する限度に於いて、

財産對労働の闘争を容れて居つた。然るに、其闘争が容器以外に溢れるやうになると、經濟組織は其範圍を國家と同一にする能はざるに至り、國家に盛り上げ切れる以外に經濟生活の運動が認められることになる。其運動は經濟的ではあるが最早國家的ではない。ソコデ、其れは、非國家的、反國家的、超國家的と認められ、而して其運動を「社會運動」と名づくるのが普通であるが故に、其全體を目して「社會」とする様になり、其結果社會の非國家性、超國家性が高調せらるゝことゝなつたのである。……

國家てふ容器に盛り上げられた限りの社會運動は、判然と指摘することが出来る。其内外に亘る社會運動の全體は、判然と指摘することが出来ぬ。唯國家てふ容器に盛り上げられようゝとして居るものとして、我々の眼に映する。必竟國家てふ容器は、段々増大し行く社會運動に對しては、其弾力性が不足するもので、其外圍を外面的に著しく擴大したには相違ないけれども、到底一切を容れ切ることが出来ないのである。」

十三

労働によつて獲得せられた所有が、他人が之を獲得し去らず、其所有者の手に永く維持せられ得るの道は唯一つしかない。即ち其所有者が繼續して自ら労働するによりて、其價值を支持することは是れである。

此の價值支持の繼續的努力は、他人に對しては、自己所有の不斷的擴大の努力としてのみ維持せられ得るのである。基督は此道理をいみじくも道破して云ふ『有てるものは與へられて猶餘あり、有たぬものは其有てるものまでも奪はる可し』。有てるものが與られて餘あるのは、單に有つが爲めではない。基督が其喩に示めした通り、三千、二千の金を主人の不在中に、更らに四千、六千に増殖した從僕の爲した如くになすによつてのみである。有てるものは増すことの努力を爲すものであり、又た其れでなければならぬのである。かくて獲得せられた所有は、單に既收得物たるに止つてはならない。其れは同時に不斷の新收得者であらねばならないのである。收得の淵源は二つある。第一は所有物の利用による價值の増進、第二は所有者の労働力の運用による價值の増進是れである。所有物の利用によると、労働力添加によるとを問はず、價值の増進は、誰人かの手に收得せ

られる餘剰價值となつて顯はれる。所有をして永く所有の効あらしめるものは、其れが餘剰價值の收得力を有するからであつて、單なる所有の事實によるものではない。經濟學の殊に流通經濟の原理の學問的建立は、此の餘剰價值の收得を發見することによつてなされた。此の發見をしたフランソア・ケネーは、最も正當なる意味に於いての經濟學建立者であつたのである。餘剰收得社會の發見は獨り經濟學を學問たらしめたのみではない。其れは同時に、近世の社會運動の本質、社會運動と政治運動との根本的差異を悟らしむ可きものである。何となれば政治運動は、單なる所有社會と其運命を共にするものであり、政治革命は所有社會の終末を意味するものであつて、而して社會運動は、單なる所有社會に於いて起らず、其れが政治革命によつて幕を閉ぢた後の社會、即ち獲得社會に於いて始めて起るものであるから。

餘剰獲得の努力は、決して突如として起つたものではない。否、其れは經濟社會の發端から存するものである。(後段所引ブユクセンシュツの言を参考せよ)。従つて、經濟社會を説くに所有社會の觀念を以つてせんとする見解は、最原始の經濟社會をだも十分に説

明し得るものではない。乍併、歴史的時期の長さから云へば、所有社會と經濟社會とが殆んど一致して居たことは甚だ長いのである。是れ或學者等——我邦にて其代表的な學者は土方成美教授である。同氏の種々の論文殊に近刊の同氏著『財政學の基礎概念』自第一章至第三章を見よ——が、所有社會の觀念のみを以つて、經濟社會を説くに差支なしと考へる所以である。乍併、其れは所有確定以前の原始經濟社會否、封建經濟成立に至るまでのあらゆる經濟を説明する力を有せない。況んや近世の資本主義經濟をや。近世の資本主義經濟は、決して單なる所有經濟社會であるのではない。若し其れであるならば、近世資本主義經濟に於いて起つた社會運動は、全然無意味なものとなつて仕舞ふ。所有社會の觀念は政治運動と其終端としての政治革命とまでは説くことが出来る。其以後の經濟社會を説くことは出来ないのである。其狀は恰かもデモクラシー主義を以つて、人格解放運動の最高の主張なりとする政治學者の如くである。社會の凡てが國家てふ容器に盛り上げ切れるものとする假設の上に、一切の思素を置く以上は、政治論としてはデモクラシー以上に出づる能はず、經濟論としては所有社會の觀念以上に出づるこ

と能はざるは蓋し已むことを得ないのである。近世社會運動の理解は其の不可能の發見の上に立つものでなければならぬのである。政治革命——殊に佛蘭西大革命——の眞意義を知つた後にあらざれば、社會運動の本質は之を悟了すること不可能なのである。

十四

政治革命は單なる所有殊に等族身分に基く所有、無勞にして收得者たる所有の社會支配に代ふるに、勞働による收得者としての所有を以てしたのである。勞働の結果たる所有は、其れが新收得によつて成立したもゝのなると共に、他に對して自らを維持す可く、絶えず新たなる勞働によつて、其の價値を支持して行かねばならぬといふ約束の下に立つものである。新なる勞働によつて既得所有の價値を維持するの道は、絶えず餘剩價値を收得するによつて、其の所有を擴大することにのみ存するのである。孔子曰く、未だ進まずして而して退かざるものあるを聞かずと。是れが資本主義社會、餘剩價値社會の眞想である。

ある。未だ擴大せずして維持せられ得る所有なしてふことが、資本主義經濟の特徴であるのである。——二十年前の私の論文『企業心理論』本全集第五集 後段に収録 『企業倫理論』本全集第四集 頁以下を参考せられたし——政治革命に於いて行詰りを救はれた單なる所有社會は、獲得せられた所有の社會、從つて又た絶えず獲得の努力を繼續する所有の社會となるのである。約言すれば、單なる所有社會は政治革命によつて終りを告げ、之れに代つて獲得社會、餘剩收得社會（エルヴェルブス・ゲゼルシアフト、メーアヴェルト・エルヴェルブングス・ゲゼルシアフト）となる。獲得社會、餘剩收得社會のことを、略して營利經濟と云ふ併しながら、此の略稱は或は誤解を招く感がある——土方教授は私がベジツツ・ゲゼルシアフトと云ふよりも、エルヴェルブス・ゲゼルシアフトと云ふ可きであると、同氏の論文を評した私信に答へて、『私は營利社會の概念を必ずしも必要又たは妥當なりと思ふことは出来ません』云々と答へられた。此れは恐らく私のエルヴェルブス・ゲゼルシアフトを單なる營利社會の意と誤解して之れを非とせられたものであらうと思ふ——政治革命の最大の意義は實に此の點に存するのである。即ち單なる所有社會を變じて、餘剩獲得の

所有社會としたことが——他の點の功過は姑く措き——政治革命の最重の意義であつたのである。何となれば、其れによつて近世の社會運動が可能となつたのであるから。若しも此の業績がなかつたならば、政治革命は甚だ無意義なものであつたと云はねばならないのである。而して又た人格解放の運動として、政治運動以外に社會運動が獨立にして、而して更らにより、深き、又たより、高き意義を有することも亦不可能であつたであらうと思ふ。

獲得によつて成立した所有は、絶えず獲得者たるの實を具ふることによつてのみ維持せられる。獲得者としての所有は二つの要素を有つ。第一は所有素材と其の價值と利用とである。第二は獲得者たる所有の所有主自らの有つ勞働力である。第一は第二に従ふによつてのみ獲得者たり得る。フランソア・ケネーは其經濟表の根本思想を此の道理の發見の上に於いて居る。彼がクラスプロヂユクチャーと稱したものは、右の第一を第二に服従せしむる階級の謂である。無論其を農業のみに限つたことの誤なることは言ふまでもないが、我々は過を見て茲に仁を知るのである。アダム・スミスに至つては更

らにより、正しく、此道理を説いて居る。即ち彼の固定資本、流通資本の區別は實に此道理の説明たるもので、彼の祖述者の殆んど凡ては、此消息を看破ることが出來ず、唯區別其ものゝみを繼承し、區別の依つて起る根本の思想を全く忘れて仕舞ひ、マルクスが出で來つて、其の不變資本、可變資本の差別論を以つて、再び此の思想を經濟學に恢復するまでは、全く高閣に束ねられて居たのである。スミス曰く、固定資本は流通資本の助あるにあらざれば、収益を産み出すこと能はず、従つて資本たること能はずと。勞働力の添加あるにあらざれば、所有は獲得者たる能はず、従つて其の所有は維持せられ能はないことを、スミスは固定資本、流通資本てふ名稱の分別によつて的確に説明したのである。マルクスは餘剩價值を生ずるものは可變資本のみの爲す所である。不變資本の生じた餘剩價值を傳來するのみであると説いた。彼は更らに、利潤率は決して可變資本のみに對して算出せられるものでなく、總資本に對して算出せられるものなることを説いて、獲得所有維持の行程——彼れは之を價值増進の行程（フェルヴェアトングス・プロツェツス）と名けた——を詳かにしたのである。此説明は訂正を要すること勿論ではあるが、少くとも其れ

は所有社會即經濟社會論に比するときは、或はコペルケクス回轉とも稱し得可き進歩たることは、一の疑を容れる餘地はないのである。

一 餘剩價值獲得行程としての勞働に服従する所有は、其の利用と其價值とを以つて資本となる。資本が勞働する所有者の手にあるとき、其れは獲得資本となる。此の獲得資本は唯一の獲得者ではない。其れと相並んで獲得者たるものは、所有と離れた單純なる人間の働きである。其れは即ち單純なる勞働力である。單純なる勞働力は、今日の資本主義經濟に於いては、必ずしも所有の獲得者たるのではないが、所有の獲得に向つて努力するものであることは同一である。爲さざるに非ず能はざるのみである。何んとなれば、勞働力が所有に到達する爲めには、現在の經濟生活に於いては、其勞働の對象たる素材を所有することを要する。然るに此素材は、獲得資本に屬し獲得資本主の手に存する。従つて、所有に到達し得んが爲めには、凡ての勞働力は、先づ既存の獲得資本に服従すること、を餘儀なくせられるものである。他方に於いて、アダム・スミスの説いた如く、獲得資本も亦獲得者たり得ん爲めには、必ず單なる勞働力の力に須たなければならぬ。殊に所有

の量が所有者の勞働力を超過すること遙かに多いことを原則とする今日に於いては。

十五

斯くの如くにして、政治革命の後に來るものは、單なる所有階級と無所有階級との對峙でなく、獲得資本の所有者であり、あらゆる價值増進あらゆる餘剩價值獲得の機會の專有者たる所謂資本階級と、其の機會を一も有せず、單に勞働力のみ所有者であり、單に生存を支へ得る——若くは得ざる——無資本勞働階級との對峙である。此の對峙あつて始めて社會運動は起るのであり、又た其れが人格解放運動の旗手たることが有意義となるのである。

資本の獲得があらゆる經濟的獲得の標的となつた現代に於いては、此の資本獲得から疎外せられることは、人格の解放を不可能ならしめられることである。單なる所有社會に於いて、所有から疎外せられることが、人格の自由から疎外せられることであつたと同じに獲得の社會に於いて獲得の機會から疎外せられることは、人格自由の要求と正面的

に衝突するのである。人格の蹂躪、非人格の人格壓迫は、所有社會に於けると獲得社會に於けるとでは、其の取る所の形態は甚だ異つたものではあるが、其れが蹂躪たり壓迫たることに至つては同一であるのである。不自由と矛盾とは、政治革命によつて毫も一掃せられるものではない、唯だ其の形態に變化を招來したのみであつて、不自由と矛盾とは今や新なる面目の下に再び社會に起り來るのである。

此の矛盾は、一方が餘剰の上に立ち、他方が餘剰と全く無關係なるより起るのではない。資本も労働も其活動の動源は、一に餘剰の産出と其の收得の努力とに存して居るのである。此の産出と其の收得の努力とを總稱して營利主義（エルヴェルブスプリンチツプ）と云ふ。此意義にての營利主義は、資本のみを支配すると考ふる人が尠からずあるが、其れは大なる誤謬である。營利主義は資本と労働とを一樣に支配して居るものである。資本的企業家のみが營利經濟の負擔者たるのではない。雇傭労働者も亦同様に營利經濟の負擔者である。唯其の異なる處は、雇傭労働者にあつては契約所得たる勞銀から生計維持の費用を控除したものが餘剰であつて、其れのみが彼等が資本を獲得し得る資源で

あるのに反し、資本的企業者の餘剰は、殘高所得たる利潤であり、利潤は同種倍加の行程を經過し、其生るゝとき既に資本たるものであること之れである。勞銀は生るゝときは、此の資本性を些しも帶びて居らぬ。複雑なる過程を経て初めて資本となり得るに過ぎないものである。蛇は一寸にして既に人を呑むの概あり、利潤は如何に小額であつても、他日大なる資本となる可き核子を具へて居るものである、否其れのみではない。勞銀が生計維持費を支辨して、猶餘ありや否やは初からは分つて居らぬ。否寧ろ其正反對に甚多くの場合に於ては、餘なきことが初めから分つて居るのである。營利的たらざるのでなく、然あり得ないのである。是れ勞銀所得が原則として非營利的にして、自足的——ゾムバルトの語を藉れば、欲望充足的——に見える所以である。此の外觀を透視する能はざる甚だ多くの學者が、勞銀の本質を一概に自足的にして非營利的なりとするは、言ふまでもなく誤謬に相違ないが、然し此誤謬の普く行はれることには、一應の辭柄は存するのである。

かくて、資本は絶えず同種倍加を爲し、亘刻も休息せざる價值増進努力の唯一の負擔者

であり、勞銀は自給主義の代表者たるかの如くに誤り見られ、不斷増進擴大の行程中にある資本は、其が獲得資本たるの實を擧ぐる爲めには、其成立に於けると同じく、其の擴大發展に、必ず勞働の助けを藉らなければならぬものであることが、全く忘却せられるに至つたのである。否、此の誤りに陥らなかつたマルクスも、資本主義經濟の終端は消費にありとし、従つて資本主義經濟は一の内在的矛盾を有するものなりと主張したことによつて、折角の正しき觀察を不徹底的たらしめたのである。資本の自己擴大の努力は其の生命であり、其の最根本的特質である。此の自己擴大は外來的には制約せられる。何となれば、其は勞働の助けなくしては行はれ得ないものであるから。其反對に、此の擴大の傾向には、内在的には一の制約をも有して居らぬものである。内在的制約を有さないと云ふことが、資本の資本たる所以であつて、其れを有するとき資本は所有ではあるが、資本たる性質を失ふものである。私が河上博士の甚だ有力なる非難——度々繰返して力説せられたる——あるにも拘らず、資本經濟内在矛盾説に極力反對する所以は、此一事を確信するからである。凡ての勞働所産が結局消費し盡さるゝものならば、消費者餘剰——

——マーシャルの力を用ゐて説いて居る所の——はあり、其の享受的收得はあらうが、生産者餘剰はあり得ない。生産者餘剰なくしては資本は維持せられ得ない。資本は其存在其ものに於いて、生産者餘剰の繼續的收得を前提するものである。何んとなれば、新資本の形成、資本の増大に充つ可き餘剰は、生産者餘剰であつて消費者餘剰ではないから。否、資本の形成——カピタルビルディング——と云ふことは、大抵の場合に於いては、必竟する所、消費者餘剰を轉じて生産者餘剰となすことの謂に外ならず、所謂資本形成者としての貯蓄とは、此の轉化の別名たるに外ならないのである。

十六

資本的企業者の手に殘高所得として殘る利潤は、生産物の價值から、一切の費用價值を控除した殘高である。費用の中重なる部分を占めるものは支拂勞銀高である、生産能率同一にして、生産價值同一なるものとすれば、支拂勞銀の高は利潤の高に反比例する。但し價格のタームスに於ては、必しも左様ではない。何んとなれば、價格のタームスに於て

は、資本的企業者は支拂勞銀高の増加を自己生産物の買手をして支拂はしめて、自己の利潤はこれがために影響を被らないようにする可能を有ち、而してあらゆる場合に於て、此可能を利用することを怠るものではないから。其れは實に於ては、消費者餘剰の生産者餘剰への轉化の一方法たるに外ならないのである。資本的企業家は兩面に敵を有する、一面には労働者の所得、他面には一般購買者の所得是れである。彼は場合の許す限り、其一又は其二をも取つて、自己餘剰の増大を圖るものである。否、圖らねばならぬものである。かくして彼は、自己以外の誰人にも、生産者餘剰の收得、従つて資本の收得を不可能ならしめ、己れのみが其の可能を獨占せんとするのである。是れは資本の本質から出て來る要求である。資本は誰人が其所有者であるに頓着なく、資本所有者でさへあれば、其人をして餘剰の收得者たらしめ、其人以外の誰人をも餘剰の收得者たらしめないことによつて、最もよく自家の本質たる同種擴大の使命を盡し得るものである。競馬の騎手は、己れの乗れる馬のみ疾走せんことを欲する、他の馬の疾走せんことは決して之れを希ふものではない。

かくして資本主義經濟に於いては、無資本労働者には資本獲得のあらゆる機会が閉ざれんとするのである。労働者は雇傭關係に於いて資本の從屬者とならねばならぬものであるから、資本は最も徹底的に此の機會封鎖を行ひ得るのである。雇傭關係に入り込み來らざる生産物の買手に對しては、此閉鎖は行はれ得ることあり、然らざることあり、完全閉鎖を行ふことは出來ないのである。完全閉鎖の對象たる雇傭労働者に對する其の完全封鎖は、原則として、其支拂ふ勞銀の額を資本獲得を可能ならしめざる限度に限ることによつて行はれるのである。かくして資本對労働の對峙の第一の形が與へられる。即ち資本は労働の無資本性、労働の資本獲得不可能性を永續的のものとす可く、全力をあげて盡くす所の一大權力たるの形ちを取るのである。此狀態の永續的となつたのが、普通資本主義と呼ばれる處のものである。是れ實に獲得社會の第一の形態である。

此の形態に於ける獲得社會は、政治革命を持つて成立したものであつて、政治革命前期に屬する所有社會とは、明白に而して顯著に異なる所のものである。所有社會に於いては、所有無所有の事實が階級を裁斷した。即ち所有階級は、單に所有者たる丈けで其存在を

ジアシチファイシ、自ら労働に従事することはない。従つて無所有階級たる労働者は、労働に従事することによつて所有者となり、形式上には認められないが、實質上には支配階級と全く同一のものとなる可能を有して居るのである。之れに反し、獲得社會に於ける支配階級たる資本階級は、企業者として最も有力に働くものであり、又働かなければ企業者たり得ないものである。而して企業者は、自ら働くによつて資本獲得のあらゆる機会を獨占し得、又た事實上獨占するものであつて、而して他の資本なくして働く雇傭労働者を、永續的に事實上資本獲得の一切の機会から疎外して居るのである。所有社會に於ける被支配階級は、其の實質に相應する形式が與へられないために悩んだのであるが、獲得社會に於ける被支配階級は、形式は勿論のこと、實質を得る機会さへも拒まれて居るために悩むものである。後者の悩みは前者に比すれば遙かに大に遙かに深いものである。前者の悩みは政治運動を喚起した、後者の悩みは社會運動を生ずる。されば社會運動が政治運動に比して、遙かに痛切な、遙かに深刻な運動であることは、誠に當然なことであるのである。

十七

與へられたる我々の生活運営に於いては、所有と獲得（ヘジツツとエルヴェルプとを對立することは、希臘に就てブクセンシュツの試みたのが最も早い、而して有力な試みであつた。（B. Füchschütz, Besitz und Erwerb im griechischen Alterthume Halle 1869. Besitz und Erwerb stehen in einem solchen notwendigen Zusammenhang, dass sie sich gegenseitig bedingen; denn einerseits ist der Sache nach der Erwerb das frühere indem er den Besitz erst schafft, und stets als dauernde Grundlage desselben zu betrachten, insofern er die durch Benutzung verbrauchten Besitzstücke ersetzt oder erneuert, andererseits verlangt der Erwerb in den meisten Fällen gewisse Hülfsmittel, die wiederum unter den Besitz gerechnet werden müssen, insoweit sie nicht alln gemeinsam von der Natur geboten werden. SS. 3—4）とは、人格の自主、自決の完全なる實現に缺く可からざる條件であり、又其内容である。此條件を獲得し、此内容を具備することが、人生の運動の標的である。社會運動は今日までに知られて居るあらゆる人生運動中、此の獲得此の實現に最も近く肉薄する

所の運動と見らるゝときに於いて、始めて其の眞意義を有つものである。此の獲得此實現は、其運動の標語とせられて居る所の平等の實現とは、決して同一なるものではない。否、其れらへの行程とも見らる可きものではないのである。社會運動は此の標語を掲ぐるることによつて益したことは甚だ多い、併し乍ら其れと同時に、此の爲めに損したことも決して尠くないのである。平等の標榜は事實との矛盾である計りでなく、人格解放の觀念其ものと衝突するものである。何となれば、人格性は個人性と相伴つて始めて生きるものである。人格は平等であるが個人は差別的である、個人性なき人格性は根のない植物である。所有と獲得とは人格的事實であると共に、一の社會に於いて、其社會の發展の程度の許す限り、個人性が所有と獲得との主體たるのである。

資本と労働とが社會を二大階級に分つこと其の事が、人格性の壓迫となるのではない。資本と労働とが經濟上に於いて全然絶縁せられることが、人格性の壓迫となるのである。換言すれば、資本の獲得へ導かざる労働と、労働の作用を経過せざる資本との存在が、人格性の實現を妨ぐるものである。後の矛盾は政治運動によつて一應は取除かれた。従つ

て、政治革命の後に來る社會運動は、主として資本へ導かざる労働の其導きの恢復運動に集中せられねばならぬのである。社會運動の歸趨は、資本労働對立の廢止ではない。何となれば、資本の廢止は労働の眞意義の没却であるから。凡ての労働は人格發展の具體的條件としての、餘剩價值收得による資本獲得者たるの實を具備することによつて、人格性實現の行程たり得るのである。凡ての労働を資本へ導け、凡ての資本を労働の結果たらしめよ、此れが社會運動の標語でなければならぬのである。

乍去、今日までの社會運動は、決して此の標語によつて指導せられたものではない。是れ政治運動に於けると異り、社會運動は先づ社會革命運動の色彩を帯び、社會改良運動は却つて最終の階段として起り來つた所以である。就中一切の資本を廢止す可しと云ふ意味にての共產運動が、殆んど凡ての國に於ける社會運動の第一期を形づく居る所以である。

共產運動は、社會運動としては一の過渡的產物と見られ得る。此意味に於いて、其れは純粹ならざる一の社會運動である。何となれば、其れは之れを希ふと希はざるとに拘ら

ず、結局獨裁政治へ導き行くものであるから、獨裁政治への導き行きは、社會運動の本來の面目を着色するに、再び政治運動の舊塗料を以てするものである。資本の廢止、資本の共產てふ無理な要求は、其れが表面的には、——アナルコ、コムニズムに於いて——無政府主義と相伴はしめられて居るに拘らず、最も大なる助けを國家と其憲法とに期待するものである。社會運動が一度脱却した舊態たる政治運動に落ち行くのは、此れが爲めである。而して獨裁政治の行詰りを十分に體驗した社會運動にして、始めて眞個の社會運動となるであらう。其日は未だ曙光を認め得るに過ぎない。唯だ最も進歩した社會運動の行はるゝ國に於て、我々は稍々捕捉し得可き或ものを見出すのである。其れは即ち英國に於ける労働黨内閣の成立が我々に暗示する所である。政治の社會化、政治運動の社會運動化、政黨の社會化などと云ふ言葉を以ては、此の新しい趨勢は十分に言ひ現はし得ないほど、其意義は重要なのである。此等の言葉は唯極めて漠々と、時流の趁り行く所を言ひ表はすに過ぎない。根柢を流るゝ潮流は、モット深刻な意義を有するものである。

十八

社會運動は政治運動から展開し來つたものである。従つて、其れは政治運動と全く絶縁せられ得ないものである。唯だ兩者の接近に二つの極端に相反した道行が存在するのである。一つはプロレタリアの獨裁政治に於て、現實の通例を見る所のものであり、一は英國労働黨内閣の成立に、一部の趨勢を現はした所のものである。

右兩者の差異を生ずるものは、理想的標語たる平等と、现实生活に於ける資本と、其獲得の機會との連續の態様の差異是れである。單に労働のみを有し、其れを資本獲得の機會へ導き行き得べき可能を有せざる労働階級は、一體としての意識と一致とを永く缺いて居たものである。彼等は烏合の衆であつて、一體の統一體を形くつて居らなかつた。社會上の地位と經濟上の運命とを共通に有し乍ら、統一的意思を有する一體とはなつて居らなかつた。唯だ政治上に於いて、作爲的の團體が存して居たに過ぎぬ。而も其れは政黨と稱する虚偽の團體であつた。彼等を結びつけるものは政見と稱する甚だ漠然たる、

現實の生活に根柢を有せざるプログラムたるに過ぎなかつた。殊に普通選舉權と云ふ曖昧な要求が、彼等の共同の陣地であつた。デモクラシーと稱する不徹底な主義が、彼等の政治綱領であつた。初めの社會民主黨は、此等のものによつて結成せられた烏合の衆であつたに過ぎない。其れは理想的標語たる平等てふスベルが成した處である。乍併、一度社會民主黨に團集した彼等は、漸くにして現實に目覺める可き機會を與へられた。彼等は現實の生活の中から、統一的の意思——之を名けて階級意識と云ふ——を得るに至り、茲にプロレタリアの眞の一致が成立することゝなつた。階級意識を得たとは云ふが、其れは平等てふ魔語に囚はれて居ることは依然たるものであつた。従つて彼等は、ブルジョアの階級に對する其挑戰を平等の名に於いて開始した。而して其れが早急に政治運動へ下降し行くとき、其處に社會革命が現るゝのである。

社會革命とは平等の名に於いて、事實はプロレタリアの階級が國家に於ける支配政權を、力——暴力——によつて、自己の手に收めることの謂である。標榜する所は平等であるが、事實は一階級の獨裁のみが其結果である。プロレタリア獨裁は、社會運動の早急的

にして飛躍的なる政治化である。而して、其れは人格解放運動として完全なる妥當性を有せざるものである。何となれば、其れによつて實現せらるゝものは、更らにより、太なる不自由社會であるから。プロレタリア獨裁は、勞働の結果たる資本を、勞働の結果たらざる所有へ轉化するものであつて、獲得社會を一變して、無償收得——奪掠又は贈與——社會とするものである。其の矛盾は、今迄に存した何れの矛盾よりも、更らに大なるものたらざるを得ないのである。

資本が勞働の結果たり、凡ての勞働が資本へ導かれ得可き社會を實現せんとする社會運動は、右の如き社會革命ではなくして、社會改良でなくてはならぬ。獲得社會の顛覆でなくして、其の進化的改造でなくてはならぬ。其は社會運動の政治運動への命がけの飛躍（サルトル・モーターレ）によつて成され得可きものでなくして、社會運動の漸進的進展により、政治運動を健全化し、之れを自己の補助者若くは道案内者とするものでなくてはならぬ。私は英國に於ける勞働黨内閣の成立は、此の健全化此の包括力の充實の一着歩であるものと見て、深い興味を覺ゆることを禁じ能はぬものである。——意味は違ふ

が私は日本労働總同盟の近時の傾向も、亦粗ほ正しき道を辿り行きつゝあるものと考へる——何となれば、其れは社會運動の政治化でなく、政治運動の社會化を意味するものと信ずるから。政治運動の社會化は、恰も社會運動の政治化が先づ普通選挙權の實施に於て始まつた如く、普通選挙制度を比例代表制にまで進め行くことから始められなければならぬ。比例代表制度の重大なる意義は單なる一の政治運動として、なく、政治運動の社會化たることに存するものと信ずる。

而して其れと同時に、政治上に於て單に憲法の變革が意義を有する時代は過ぎ去り、行政の社會化が重大なる意義を有する時代——之れを此の頃の言葉で社會化と云ひ、古き言葉では社會改良と云ひ又は社會政策の建立と云ふ——が來らねばならぬものと信ずる。かくして、社會運動に於ける政治運動は、始めて其の眞使命に目覺めることが出來よう。然らざる限り、政治運動は社會運動に對しては、一の誘惑者一の攪亂者として、永く累を及ぼすことを已めないであらう。(十三・四・四)

塊大利に於けるケルセンとアドラーとのマルキシズムの國家觀に關する近時の論戰、

クノアの近業、ケルエンの諸研究、溯つてグムプログキッツ又はオツペンハイマー、トエニス等、否、マルクス、エンゲルス等の國家社會觀、其等は或は意識し、或は意識せずして、多かれ少かれ彼のフオン・シュタインの破天荒に卓越した思想の感化を脱して居ないものであると思ふ。私は社會政策の思索に於いては、常に而して深くシュタインの影響を免れないものである。此一文も『社會政策と階級闘争』の諸文に於けると同様、然るものである。誰か云ふ、シュタインは七十年前の舊思想家であると。彼はソグキエツト國家の到來を千八百五十年に於いて既に明白に豫言して居るではないか。

——大正十三年四・五月號『改造』掲載——

第二章 自由獲得社會より資本的營利社會へ

佛蘭西大革命は一の大きな原則を確立した。其れは他事ではない、法律上に於ける各

人の絶對的平等是である。ナポレオンの偉大なる權力を以てしても、如何ともすること能はざるほどに、確定的に打建てられた此原則は、封建制度崩壞の後を承けた時代に於ける政治及び社會の一切の活動の根本原則となつたのである。大革命後打建てらるべき社會は、此原則を無視することは全く不可能となつた。併し乍ら、法律上の平等てふ原則は、其本質に於て徹頭徹尾消極的なものであつて、如何なる意味に於いても積極的なものではない。其れは（第一）何人にも他人に勝る特殊の權利を認めざること、（第二）各人を共同生活の獨立なる原子として認めることの二つの條件から成立つもので、而して其れから生ずる權利なるものは、此の認承の下に於いて各人を他人の侵害に對して防衛し且つ維持することを、其の任務とするものに外ならないのである。換言すれば、此の原則は、各個人間に法律上何等の差別を認めずと云ふ根本事に歸着するのである。此一事に於いて大革命後の社會は、其以前の時代と截然區別せらる可きである。大革命以前の社會は、其の一切の制度に於いて其凡ての秩序に於いて、差別的權利を根柢としたものである、社會を形づくるものは此等の差別權であつた。大革命は此の差別權を一掃した。

併し乍ら、差別權の一掃せられた後の時代を目して、個人主義社會となすこと、ルイブランなどの如くするのは、此の新しい時代の真相を誤り傳ふるものである。何と云へば、法律上の平等とは、各個人が他人に對し平等なる獨立を有つことの謂に外ならない。従つて、其れは一の積極的な社會組織の原則たることを得ないので、寧ろ消極的に社會の組織以外に於ける各個人を獨立者と見ると云ふことに歸着するのである。其れは一切の特權の否定である。従つて又た上下的關係を包含しないものである。然るに上下的關係なくしては、社會は組み得られないのであるから（此點に就ては、拙著『社會政策と階級闘争』参考を乞ふ）此原則は、積極的な社會組織の原則となり得ないのである。併し乍ら、社會は一日も存せずして已み能はざるものである。大革命前の社會は、法律上の差別を認むるによつて、社會の上下的關係を支持し、其の存立に基調を與へて居た。今大革命によつて此の基調は破壊せられた。従つて茲に、何等かの新しい要素が起り來つて、此の缺陷を充たし、新社會に其の根基たるものを與ふることが必要となる。法律平等の原則は、此任に應ずることは出來ないものである。其の新しい要素なるものは、法律平等の

原則に反することは無論許されない。否、此原則を十分に承認し、其の消極的地盤の上に立つて、新に積極的の任務を盡すものでなければならぬ。其れは果して何物であつたか。答へて曰く、其れは法律上の平等權に抵觸することなくして、而して事實上の不平等、實際生活の上に於ける上下關係を支持する所の或ものである。其或ものとは、『所有』即ち之れである。

二

法律上の平等の原則が確立すると共に、所有の歴史は一の新しい紀元に入り込むのである。如何にして然るか。答、不平等の基調の上に立つ所の法律關係が社會の統制者である限りに於ては、所有は單に經濟上の欲望充足の手段としての意義を有するに止る。之に反して、法律上の平等の原則が確認せられ従つて法律關係は最早單獨には、社會統制の根本力たる資格を持たざるに至るときは、之に代つて社會統制の根本力たる任務を荷ふものは、『所有』たるに至るからである。社會統制の根本力は、差別性の支持者でな

ればならず、而して所有は此意味にての差別性の支持者として、今や唯一の有資格者である。茲に於いてか所有は、舊時代に於ける其の面目を一新し、偉大なる重要を獲得するに至つたのである。佛蘭西大革命は、此の意味に於いて、『所有』の革命をも齎したものと云はざるを得ないのである。所有が單に經濟上に於いての各人の欲望充足の手段たるに止まらないうで、其所有者に一定の社會上の地位を與ふる根基となる爲めには、其れは純然たる個人私有權の範圍を脱出して、一の普遍性を帯びることを要する。各個人は、其の經濟生活の範圍内に於いて、他の幾多の個人と他人の手に在る所有とを、自己經濟の圈内に取り込まなければならぬ。而して彼は自己の財産を單なる個人的所有として保持するに止まらないうで、之に流通經濟場裡に於ける普遍妥當性を附與するものでなければならぬ。然らざれば彼は社會に於て、一定の地位を確保するに由ないのである。然らば、此く流通的普遍性を個人所有に附與するものは何であるか。答、其れは個人的に營まれて居た財獲得を變じて、『企業』となすこと之である。然るに企業は一人を以て成るものではない。幾多の人を集めて初めて成立するものである。而して此く多くの人々

が共同の目的たる企業の組成を實現し得る爲めには、其處に一の組織が出来て、夫々に異なる職分を各人に分業的に按排配當することを要する。就中、必ず無ければならぬものは、企業の主宰者と其實行者即ち労働者の二者であつて、此兩者の間には一定の上下關係に基く秩序あることを必要とするのである。言ひ換れば、企業に於いては之を組成する各人は平等たり得ない。少くとも指導者、主宰者たる企業者と服従者、執行者たる労働者との間には、或る差別が存せなければ企業は成立し得ないのである。此差別が即ち所有の價值増進を根本基調とする社會に起る第一の、而して最重要の差別であるのである。

トコロが茲に此第一の差別が生ずるや否や、直ちに第二の差別が必然的に起つて來るのである。企業は一人の力によつて運営せられ能はざるが如くに、又一人の爲めに運営せられ得るものでもないのである。企業の營む生産は、廣き範圍、多數の人を對象として運営せられるものでなければならぬ。従つて凡ての企業は、多くの他の企業と相併立して相呼應し、相互に條件付け合つて始めて成立するのである。其の結果は、企業の成立

は、同時に單なる所有を變じて、流通經濟の一器官となすことになる。流通經濟に於て、所有は新しい資格新しい性質を有つこととなる。何故となれば、流通經濟に於ける所有は絶えず活動して已まざる運動行程中に置かるゝものであつて、其の存在も其擴張も共に流通生活の與ふる秩序に服従せなければならぬものである。従つて所有は、單に欲望充足の手段でなくなつて仕舞ひ、餘剩獲得を目的とする企業の基本となるに至るのである。流通生活に於て、餘剩獲得を目的とする企業の基本、之を名づけて「資本」と云ふ。

乃ち欲望充足財は一變して、茲に資本となるのである。左様すると、茲に第二の大なる差別が勢ひ起らざるを得なくなるのである。何となれば、資本の大小は、單に程度の差違たるに止まらないで、性質の差違を有するもので、大なる資本は、小なる資本に對して、常に支配的實力を有するものであるから、大なる資本を擁する大資本家は、小なる資本を擁する小企業家に對し、著しく差別的の地位に立つことを免れないのである。其差は、恰も資本主對労働者のそれに於るが如く、大資本家對小資本家の截然たる差別を現出するのである。ソコで、企業の生活には、**一**大資本企業家、**二**小資本企業家、**三**労働者の三階級の分立が

必然的に不可避的に起り來るのである。

三

法律上の平等てふ原則の上に建てられた社會に於ては、所有は各個人が其社會に於て占む可き地位を定むる第一の、而して最自然的の手段であるが故に、所有發展の程度は同時に又各個人の人格的差別的妥當性の基調を成すものである。此の妥當性に對しては、法律上の平等は、他の一切の平等、他の一切の差別に對して、各人格を防衛しつゝ、唯だ獲得所有の差別のみを妥當せしむるのである。他の語を以つて云へば、法律上の平等原則は、差別的獲得所有社會の前提條件たるに過ぎないものであつて、決して其の統制原理たるものではないのである。而して獲得所有の差別を妥當せしむる状態なるものは、又決してルイブランの云ふが如き、個人主義化の状態ではないのみならず、却つて其反對に、新興三階級の協動、相互繫屬を高度に於いて必須とする共同生活状態であるのである。其の狀態の下に於いては、各人の社會的地位は、所有獲得の運動と分布によつてのみ支配せら

れるものであるから、所有は其面目を全く新たにせざるを得ないこととなり、此新社會に於いては、所有は各個人の地位を定むる基本となるのである。斯く獲得所有が其の基本となる社會は、單純なる法律關係が其の基本たる社會とは、其の面目を全く異にするものである。私は此の新社會を名づけて『自由獲得社會』と云はんと欲する。其故は、此社會は法律上の差別を一切撤去し、従つて法律關係によつて、上下差別の社會を基礎付けることを全く罷め、之に代るに所有の自由なる獲得に於ける差別、不平等を以つて基礎付けられた社會である。

四

法律上の不平等に基く一切の特權、獨占、門閥、業閥は撤去せられ、此く解放せられた法律關係の下に於て企業は活躍し始めた。併し乍ら、速断してはならぬ、法律上の差別撤廢は一切の差別的撤廢を意味するものではない、古き差別は撤廢せられた。併し其れと同時に、其れに代つて新しい差別が起つた、否、起らざるを得ないのである。企業の社會は法律

上の平等を其必須の前提條件とする。故に法律上に差別を恢復せんとする一切の企てに對して其れは極力反抗する。政治の力が其企を爲す時、企業は其死敵となる。之れに反して、政治の力が法律上の平等の原則を固守する限り、企業の社會は政治の力とは殆んど没交渉風馬牛である。田を耕して食ひ井を掘つて呑む、帝王我に於いて何かあらんとは、自由獲得の社會が法律平等原則の上に立つ政治に對して持つ心事である。従つて憲法の形式の如きは其の全く措いて問はざる所であるのである。アダム・スミスを資本主義の學者なりとし、又彼に何の國家理論無しと考ふる淺薄な見解の流布するは、此一面のみに就て速断した結果である（附言、『商學研究』掲載拙稿『厚生哲學の闘士としてのアダム・スミス』は此の點を論證しようとしたものであるが、震災後多忙の際であつた爲め、講演、速記文を何等加筆することなくして其儘に出したものであるから、所論粗笨論述不精確殆んど見るに堪へざるものである。私は其の文の追尾に斷つて置いた通り、他日十分推敲した改稿を以つて、右文に代へたいと思つて居る。然る間、右文は一應撤去したものと看做して頂きたいと念ずる次第である。近來右文に對し、杉村、谷口兩氏其れく、

長文の批評を公けにせられたが、私は稍遠き將來に於て改稿文を以つて御答に代へる積であるから、其等批評文の細目に對しては別に御答をせず、置くことを諒とせられたい。唯だ谷口氏に對して一言申上げて置かなければならぬ事は、氏は資本主義學說の定義を河上博士から援引して居られるが、河上博士の定義なるものを私に於いて奉ぜねばならぬ理由は、寸毫も存して居ないことであつて、私の此文は、河上博士其他の資本主義定義論の根柢に立入つて考へんとするものであることは是れである。

ナポレオンは、斯く與へられた社會に起つて來たのである。彼は此の社會に手を觸るることを爲さなかつた、否、爲し得ざりしのである。彼の爲したことは、此社會を前提とする上に於ける一切の他の事であつた。彼の絶大な權力も、此の社會の定めた限界を打破るとは出来なかつたのである。其處に彼の弱點もあれば、又同時に強みも存在するのである。併し乍ら、ナポレオンは、此社會の成立してから未だ間もない時代に出で來つたのである。彼の權勢は幼稚の域にある自由獲得社會に對向したのである。此時代に於いては、社會の三大階級の差別は未だ十分に成熟したものでなく、勞働者の企業者となり企

業者の大資本家となることは、必ずしも不可能な事ではなく、三者の區別未だ混舟裡にあるを免れなかつたのである。而してナポレオンの布いた大陸封鎖は、企業の勃興に非常な刺戟を與へた。殊に綿毛の紡績業、製糖業に於いて大企業は促進せられた。ナポレオンは極力大企業の成立を保護し獎勵した。彼は一方に於いて、舊貴族の復権に勉めると共に、他方貴族と其の特權とを永久に根絶す可き要素たる企業の促成に勉めると云ふ矛盾極つた政策を取つたのである。譬へて云へば、殿様内閣に三井の番頭を魚交りにさせたり、三菱内閣に公卿華族を割り込ませようとする様なものである。ナポレオンは此の企業のことを 'travaux d' utilité publique' (公益事業) と名けた。着想巧妙驚く可しと云はねばなるまい。

五

ナポレオンは單に「公益事業」の獎勵保護によつて、此の社會の成長を助けたのみでない。彼が屢々企てた對外戦も亦間接に此の勢を促進したのである。佛蘭西に於いて

短日月の間に、自由獲得社會が長足の進歩を爲したのは、連續する外征の賜であること忘れてはならない。其の然る所以は極めて簡單明瞭である。新社會に取つての危険は外部から起り來るものでない。政治から來るものでもない。法律上に存するものではない。元よりない。唯一つ其社會の内部に存する。即ち其の社會成立の要素たる各階級間の衝突、殊に勞働者對企業者の闘争から生ずるものである。幾度かの對外戦は此の衝突を著しく緩和した。戦争は多くの無産者を軍役に收容し、此れに其生存を確保して、有産者と當面に衝突する機會を取り去つた。否、無産者も軍功によつて一躍高位高官に昇り得る機會が與へられる、殊に無産者は供給需要に超過すること多からざる爲めに、相當の賃錢を支拂はれる。彼等は其賃銀所得を積み、所有獲得者たる機會を未だ全く奪はるゝに至つて居ないのである。斯くして新社會に取つての唯一の脅威たる階級衝突は、對外軍役のために著しく緩和せられたのである。在內的の脅威を有たざる新社會は、後顧の憂なくして發展し擴張した。かくて大革命に幕を切つて落した社會革命は、自由獲得社會の完成を以つて、一段落を告ぐることになつたのである。

六

佛蘭西大革命は封建社會の行詰りを解決した。封建社會は倒れた、而して其れと同時に、全社會は二つの大きな部屬に分割せられた。兩者は其の全力を擧げて、國家形態の改造、憲法の變革に努めた。此の運動の行程に於いて、舊社會の基本たりし不動産所有の分布に變化が起り、其の新しき分布に應じて法律平等の原則が確立せられた、ナポレオンは此狀態を在るが儘に受取つて、此の原則の上に打建てられた強大な政體を實現す可く勉めた。斯くて社會の發展は暫時休息の域に入つた。何故となれば、法律平等の原則は、舊社會の基本たる差別性を撤回し、之れに代つて起つた新差別性の負擔者は、新しい政治上の權力に對して、平等の權利を主張するに止る社會原子としての所有たるに過ぎなかつたから。茲に於いて、社會は其の發展を休止せざる爲めに、一の新しい要素を求めなければならぬことになつたのである。而して其れは自由獲得の社會に於ける「企業」に於いて與へられたのである。

茲に於いて、重大な問題が起つて來る。曰く、此の企業の社會、此の自由獲得の社會から起り來る可き政治形態は何であるかと、ナポレオンは此の間を解決し得たものでは決しない。彼は此の社會が漸く産れ出た計りの時に出て來た。此一事丈けでも彼は十分の解決を與ふ可き可能性を有し得なかつたことを察せしめるに十分である。故に語を矯めて之を云へば、ナポレオンを仆したのはウエリントンやネルソンではない、普魯西の軍隊でもない、國內に於ける一切の政敵でもない、新たに生れ出でた新社會其ものである。更らに詳しく云へば、新社會に對して、それに妥當なる政治形態を與ふることの不可能此一事であつたと云ひ得るのである。

私は『社會政策と階級闘争』に於て、次の様に言つて置いた。「國家は今日までの人間共同生活に於いては、人格性、非人格性兩者の闘争の一切を盡り盡くした一つの容器であつた。此容器は國家の法律と云ふ堅牢なる外圍を有して居る。大抵な激甚な闘争は、此の堅牢な外圍を打破つて、其容器以外に脱出することなかりしものである。然る限り我は、『社會』を發見するに至らなかつた。然るに人間共同生活に於ける人格性、非人格

性の闘争衝突の勢が激烈となると、此の容器は之れを容れ盡くすことが出来なくなる。其の最も激烈なるは、此外圍の非人格的拘制の爲めに、最も重き壓迫を感するのである。其れは即ち労働である。』(前段一一二頁) 『國民經濟てふ經濟組織は、右の外圍を限界とする國家てふ容器の包擁する限度に於いて、財産對労働の闘争を容れて居つた』(中略) 『人間生活に於ける人格性對非人格性の闘争は、決して國家てふ容器以外國家の範圍以外に於てのみ行はれるのでなく、國家に盛り上げられた部分、國家てふ容器の中にある共同生活に於ても行はれる者である』(中略) 『必竟國家てふ容器は、段々増大して行く社會の運動に對しては、其彈力性が不足するもので、其外圍を外面的に著しく擴大したには相違ないけれ共、到底一切を容れ切れないものである』(中略) 『國家の外圍をして彈力性に富むものたらしめ、出來得る丈け十分に共同生活の闘争を廣汎に其内に包擁するを得せしむると、是れ社會政策第一の本領である』(前段一一六——一二三頁) と。私が今茲に論じつゝあるのは、此國家範圍擴張の一過程である。ナポレオンの帝國も其一幕として云ふを見る可しと言ふのである。ナポレオンが成し遂げ得ざりしとて其は問題の全部

行き詰りを意味するものではない。否、新しき社會としての自由獲得の社會、初期企業の社會は、必ず之れに妥當すべき國家範圍の擴張、其擴張を事實とす可き國家形態、即ち憲法を見出さなければならなかつたのである。新興の社會は斷じて長期に亘つて、國家範圍以外に彷徨するに甘んずるとは出來ない。善きにせよ、惡しきにせよ、完全なるにせよ、完全ならざるにせよ、之れに相應する所の新政治形態を現出せずしては已むものではない。言ひ換れば、憲法と行政とに於いて、自由獲得社會は其容器たるにふさはしい新しい或ものを産み出さなければならなかつたのである。之れは佛蘭西維新(レストーラション)時代の憲法と行政とに於いて與へられた。若し此時代に恰好な名稱を與ふ可しとならば、私は其れを『ブルジョア』政體と呼ばんと欲するのである。ブルジョア時代は、自由獲得の社會が、ナポレオン政體に打克つた時代である。而して私は七月革命は、其社會全盛の時代と見るも、不可ないと思ふものである。

七

『レストーラション』時代の特色は普く知られて居つて、之を誤解せられる恐れは甚だ少い。何故となればそれは『ブルジョア』が『フェーアコムプリ fait accompli』(既成の事實)たる時代であつて、何人も之を見ること容易であるからである。其の社會相は顯著にして見誤られる恐れのものである。自由獲得の社會は、企業による所有の自由獲得てふ一事が喚び起す所の人間の力の組織が、其等の力に一定の地位と秩序を與ふるは勿論、其の力の主體たる人格相互の關係に一定の地位と秩序とを與ふるによつて完成せられたのである。更らに詳しく云へば、各人の財獲得の活動、財獲得の運動に於ける各人の分擔が、其れは企業主宰の活動であつても、又た單に筋力を勞する勞働であつても、單に一時的の所作たる地位を脱出して、各人の全生存を包攝し、全活動を條件付ける所の一生の業たる實を具備することによつて、自由獲得の社會は既定不動の一事實となつたのである。

此の自由獲得社會は、財の自由獲得を一生の業とする人々から成る社會である。従つて其の根本的の要件は、自由獲得の確保是れである。自由獲得確保には二つの前提を要する。一、各人私權の安固、二、獲得活動の無碍的自由是れである。然るに各人は此の條件を確保するためには、各自己利益の擁護に勉めなければならぬ。各人の利益は、其本質に於いて、決して圓滿に調和併行するものではない、否、互に相扞格し相衝突せざるを得ざるものである。自由獲得の社會は、かくて一面に於いて利益衝突の社會である。Harmonies économiques の社會ではない、Con traditions économiques の社會である。新社會に妥當す可き國家形態決定の第一原理は、かくして定められる。曰く、其の政治は先づ以つて、此の利益衝突の状態に相應するものでなければならぬ。

企業には普遍的なる一の前提がある。所有即ち之れである。従つて企業の社會は又同時に、各人の社會的地位を定むる絶對的條件として、所有を認めざるを得ないのである。かくて所有なき無產者は、其の社會的地位を確保す可き條件を有たないことゝなる外はない。従つて彼れは、單に所有から疎外せられたものであると云ふ意識のみからでも、有產者と其の利益を共通に有すと考ふることを許せないのである。況んや實際の營生活動の上に於いて、絶えず有產者の爲めに、其の全人格を支配せられなければならない

ことを見出すに於いてをや。だから自由獲得の社會は其構成の二要部が、單に其れ自らに於いて對立するに止まるときは、所有を中心とする激しき利益衝突の闘争を喚起することを免れ能はないのである。此の闘争は言ふ迄もなく、新社會の本質たる獲得行程に取つて大なる障碍となり、之れを其儘に捨て置くときは、自由獲得社會其もの、崩壊を持來たすかも知れないのである。有産者が全勝して無産者の利益を全く蹂躪し去るに任せて置けば、自由獲得の前提たる人格の自由は全く滅ぼされるであらうし、反對に無産者が全勝して所有を支配するに放任すれば、自由獲得社會の基本たる所有は廢絶に歸するであらう。此の矛盾は決して打捨て置かれてはならぬ。ソコで、此矛盾を解くと云ふことが、新社會に妥當す可き政治憲法の第一任務たらざるを得ないことになるは、誠に當然至極と云ふ可きである。是れが新社會の國家容器に對して、先づ第一に要求する收容條件であり、新國家憲法に課せられたる第一原則であつたのである。

八

第二の衝突は、企業と企業との間に生ずる。各企業は自己の任務を以て最高のものとすることは勿論である。各自が其最高と認むる企業目的を遂行するに任せて、之れに何等の拘束を加へざるときは、各企業は互に利益を侵犯し合ふことゝならざるを得ない。之を好辭を以て言顯はしたのが、*laissez faire, laissez passer, laissez aller*である、更らに、其れを約めたのが *libre concurrence* である。*laissez* と云ひ *libre* と云ふ言葉は甚だ美しいが、其後には醜い而して危険な現象が潜んで居るのである。併し乍ら、自由獲得を本質とする新社會其のものゝ中には、此の危険を避く可き力は存在しない。其力は之れを外から持來らなければならぬ。其外とは新社會の容器たる國家を措いて外にはない。法律平等を確認した新國家は又た茲に到つて、一切の利益から平等に超越したものととしての任務を盡さなければならぬ。此任務を盡す爲めに新國家に第二の原則が與へられる。

國家は企業者ではない——公企業は公企業であつて、私企業とは截然と區別せられなければならないことは私は今から七八年計り前、他の多くの事に於いて、私は殆んど師事せなければならぬ美濃部博士の『公企業』（實は企業でないものを博士は其の『日本行

政法』第三卷に於て此く汎稱せられて居る)の概念に就いて力説したことがある。私は決して枝葉の言葉争ひをしたつもりでない。國家は如何なる意味にても、私企業者たるものでない。又た然る可きものでないと確信する爲めに、特に抗議を博士に提出したのである。ワグナー其他の財政學者が *Privatwirtschaftlicher Erwerb des Status* などと云ふ事を云ふのは、私は甚だ無理解にして不詮索な考方として斷然反對するものである。詳しくは(本全集第四集一一三九頁『公營造物管見』を見られたし)——又た勞働者でもない。而して又た社會を構成する諸人格中、有産者階級にも無産者階級にも屬せず、從つて何れか一方の利益のみを代表する者でない、人格は獨り國家人格あるのみである。——但し此れは國家人格に就いて云ふので、現實の國家形態其のものに就いて云ふのではないことは、吳々も注意して置かねばならぬが——少くとも、利害相衝突する各人格の上に超越する一人格であるのである。或は其れであらねばならぬ——オツペンハイマー教授は聲に應じて云ふであらう、汝空想論者よ——と。之れに對する私の答へは、簡單ながら前段九一、九二、九九、一〇一、一一五頁等に載せてある——從つて國家は、企業と企業との間

に於ける各種特殊利益の衝突を取除き、若しくは緩和し得る資格を有たうと思へば有ち得る唯一者であるのである。國家が如何なる形態に於いて、此の二つの任務を盡し、此の二つの原則を實現するか、其れは國家自らの選ぶ可き所である。自由獲得の社會は、此の點に於ては必ずしも大なる註文は持つては居ない。英國の様な君主體でも、米國の様な共和體でも、獨逸のやうな聯邦體でも、又更らに趣を異にした瑞西の様なフエドレーションでも、若くは又た伊太利の様でも、和蘭の様でも敢て問ふ所ではない。其何れに於いても自由獲得の社會は、以上二つの原則をさへ認める國家なれば、其れを容器として進歩し擴張し發達し來つたのである。否、少くとも其の初期に於いては、自由獲得社會は、ナポレオンの帝政をさへ甘受して居たのである。自由獲得の社會が國家に向つて第一に求める所は、其の不偏性である、其の超越性である。平たく云へば、相闘ひ相争ふ利益と階級との何れにも同せず即せず、而して一切の闘争一切の衝突を悉く網羅する容器たることを是れである。初期の其れがナポレオンの帝政をさへ甘受したと云ふのは、必竟することに彼が此の不偏不即の容器を與へんと努めたからに外ならないのである。併し乍ら、此

れは第一の要求ではあるけれども、決して唯一の要求ではないのである。社會の國家に求める所は、更らに他にも存して居るのである。ナポレオンは第一の要求を充たした。乍去、彼は其他の要求を充たさなかつた。是れ彼れが早晚仆れざるを得ざりし所以である。

九

『十年史』第五最終卷の卷末に於て、ルイ・ブランは次のやうに云つて居る「此の十年（自一八三〇至一八四〇）は適切に云へば、ブルジョアジーが支配した時代である。ブルジョアジーとは何を云ふか？　ブルジョアジーとは労働要具、即ち資本を有するによつて他人に従属するとなくして、自己の才能を發揮することを得、極めて僅の程度までか他人に依頼するを要せざる市民の全體を云ふ。之に反して庶民（プルーブル）とは、労働の要具を有することなく、従つて自力にては自己を發達す可き手段を有せず、生活の第一必要に關するものを得るについてさへも、他人に従属しなければならぬ國民の全體を云ふ

のである。（中略）ブルジョアジーの誤謬は、各人が自己の天職を發揮する手段に就いて平等が存しないでも、自由さへあれば、進歩と正義とを支ふるに足ると信じて居た事である。乍去、考へて見よ、労働の要具と信用とが、一部の人々の手に専屬する限り、凡ての人に與られたりと稱する自己の力により、自らを富ます可き平等の權利なるものに、何の意義が存するかを。之に到達す可き可能性のない幸福獲得なるものに何の意義が存するかを。自から歩む能ざる不幸なる者に取つては、廣き而して統一せられた大道果して何の用あるかを。眞正の自由とは決して法律上に存するものではない。其れは各人に事實上與へられた自から才能を發揮し得可き權能に存するのである。自由なるものは一の囹に過ぎない。其れは労働の要具が獨占物たる處に於いては、信用の按排が富者の便のみを圖る私人によつて決定せられよう、貧者にも提供す可く國家の手によつて行はれるのではない處に於ては、競争が小なる資本家を富豪資本家の餌食たる運命に陥らしむる處に於いては、産業的取引が、一方飢餓に迫る者と他方富める者との間にのみ行はるゝ處に於いては、市民の生存が、其の善良なる操行と思慮とによらず、生殘れる疫病、停止する

註文人の發明する新行程によつて運命付けられる處に於いては、貧民の子供達が生き乍ら、工場に於いて奴隸とせられ得る爲の教育を施す學校に入ることを強制せらるゝ處に於いては、出版の自由が莫大なる保證金を支拂ひ得る者の利益の爲めにのみ存する處に於いては、七歳の子供が生きんが爲めには、一日十二時間働かねばならず、十六歳の女子が生きんが爲めに、醜業に身を投ず可く餘儀なくせらる處に於いては、(中略)自由てふものは單に一の囹に過ぎず、専制主義の偽善たるに外ならないのである。斯の如き處に於いては、人民は次の如き叫び聲を以つて闘争に進行する外はない、曰く、労働しつゝ、生き闘ひつゝ、死せんと。(Louis Blanc, Histoire de dix ans 1830—1840 Nouv. Ed. Paris. Felix Alcan Tom. 5 pp. 149—156)

フリエーもサン・シモンも將た亦たコンシデランも、何れも自由獲得社會のブルジョア社會への進程を以つて、其の思索の發足點としたものである。而して此一系列の思索は、まさにブルドーンに至つて其の最高頂に達した。アントン・メンガーがロドベルトスを以て、悉くブルドーンから其の思索を借用したものであると主張するのは、彼がマルクスを

以つて、タムソンの受賣を爲すに過ぎないと做すと同様に、無論公平な判定として受取ることは出来ないが、然し乍ら、兩者間に著しい影響の存することは、ロドベルトスに就てもマルクスに就ても疑を容るゝ餘地はない。ブルドーンの『財産とは何ぞや』は、此のブルジョア社會のアン・ボビリチーを立證した社會思想的マグナ・カルタで、其の『財産不可能性の十則』は、ブルジョア社會に下した彼の鐵案である。彼は云ふ『財産はヘルクレスの屠つた龍の如きものである。之を殲すには、頭を捕へるのでなく其の尻尾を捉まへなくてはならぬ。財産の尻尾とは、即ち利潤と利子とである』『資本は交換され得べし、所得の源泉たる可きものではない』『労働者は其の勞銀を受取つた後も猶ほ彼が生産した物に對して、自然的所有權を有するものである』と。(Qu'est ce que la propriété? I et 2, Memoires.)

十

ブルドーンは更らに、其の『十九世紀に於ける革命の一般的考察』に於いて云ふ。『一

七八九年の革命は、其の仕事の半分しか成し遂げなかつた。(中略) 此の革命は、一方には破壊し他方には建設す可き仕事を有つて居た。革命は『アンシアン・レヂーム』を撤廢する任務を有つと共に、新しい組織を作り出さねばならなかつたのである。(中略) 社會に於ける一切の否定は必ず之れに連續し、之と矛盾する一の肯定を含んで居るものである。一七八九年の革命は、此二つの仕事の中大なる勞を捧げて、第一の仕事だけは成就したが、其の第二は全く忘れられてしまつた。六十年來佛國を悩ました生存不可能の惱は茲から生じたのである。封建制度は八月四日の夜一舉にして廢止せられ、自由と四民平等との原則は確立せられた。其の歸結は將來に於いて、社會はモハヤ政治と戦争とを本位とせず、勞働を目標として改造せられねばならぬこととなつたのである。(中略) 其の改造は政府の改造であつてはならぬ。何となれば、政府の改造だけでは舊態が再び建造せられるに過ぎないから。改造せらる可きものは、國民經濟と經濟的利益の均衡と是れであつた。(中略) 一七八九年八月四日の消極的行動より生ずる、斯くも明白斯くも緊要な結論は、一八一四年に至るまで、革命の辯護士、解説者たりし人々の中誰人によつても理

解されて居なかつた。凡ての思想は唯だ政治の方面にのみ向けられた。(中略) 此の不幸なる錯誤が一八四八年に於いて、臨時政府の顛覆を持來した原因である。(中略) 要するに、一七八九年の革命を呼起した『社會』なるものは存在しない。『社會』は新たに作られねばならぬ。六十年來我々の有つて居たものは『社會』ではない、其れは無政府状態と、最も恐るべき頽廢とを辛ふじて彌縫するに止まる皮想的の人爲秩序たるに過ぎないものである』と (Proudhon, *Idee générale de la Revolution au XIX siècle Nouvelle Ed.* par Berthod. Paris. pp. 133—136)

更らにロドベルトスは云ふ『貧乏と恐慌此二者は、社會が其の自由を購ふために捧げた犠牲である。社會は法律の助けによつて過去一切の桎梏から釋放せられ、其の生産力を完全に使用し得るようになり、力學と化學とは自然の力をそれに藉し、信用は幾多の障礙に打克つとを得せしめた。一言を以つて云へば、自由社會を幸福なるものたらしむ可き物質的條件は十分に與へられる様になつて——。然れども、見よ、古き不正は單に新しき窮迫によつて代位せられたに過ぎない。從來法律上の特權の犠牲となつて居た勞働

階級は、今や事實上の特権の餌食と化し、而して此事實上の特権は、時には特権者自らに對してさへも破壊的暴力となるに至つた。(Zur Beleuchtung der sozialen Frage. II. T. 1885. S. 166) 彼は又た云ふ「労働者も亦た獲得自由の制度に對して感謝す可く多くのものを持つ、佛國のエコノミスト(フキジオクラットの事)やアダム・スミスが、人格の自由は經濟上有用なりと立證したことは、其れを以て正義なりと教へた同世紀の自然法學者の説よりも、遙かに多く人格の自由の附與を促進したは事實である。自己労働の自由選擇てふ一事は労働者に取つて決して輕視す可からざる賜である。又營業の強制を廢して、資本に自由活動を與へたことも、時には労働者に對する需要を増し、之れに支拂はるゝ勞銀を引上げる作用を生ずることゝもなる。此等皆人格自由の原則の賜である。併し乍ら、其賜は此れ丈けに止り、其以上には何もないのである。アダム・スミスの經濟學體系位、前世紀の單に否定的なる性質をよく代表して居るものはないのである。自然國法は顛覆された状態の上に立つて、新しい秩序を作り出す可き力を産み出すことを避け得られないのに、自由流通の原則は、單に古きものを撤廢するを以て安じて居た。此の原則は唯だ白紙狀

態を現出したに過ぎない。其れは産業上の自然状態を將來したに止まる。而して其れによつて、流通の全指導權は全然利潤收得財産(不勞所得收得財産)の手に歸した。自然状態なるものは、必ず強者のみ權利を有つ状態であるから、此状態の將來によつて作り出されたものは、利潤收得財産の專制制度それであつた。(一八三七年稿「労働階級の要求」前掲書二一と。

私は私の見解が孤立的のものでないことを明かにする爲めに、佛獨兩國の社會主義的思索の出立點が、ブルジョア社會の矛盾と之を除去せんとする要求とに依存することを示めす以上の發言を茲に援引したのである。マルクスとエンゲルスとのみ知られ、ロドベルトスさへ小泉教授の若干篇を除いては之を顧みるものなく、況んやルイ・ブラン、コンシデラン、プリエー、サン・シモン、殊にブルドーンに對して何等の理解を有たざる流行社會主義學者の所説が餘りに偏狹なることが、此の若干例によつて暗示せられ得るとするならば、其れは寧ろ望外の幸と云はねばならぬのである。

十一

自由獲得の社會が其の根基とする經濟財の自由獲得、即ち營利の自由は、其社會に於ける各個人の全生存の中核を成すものである。否自由獲得は、實に個人の存在の自己目的である。何となれば、自由獲得こそは此社會に於ける各個人の全發展、全享樂を左右するものであるから。此自由なく、各人の上に其の意思とは獨立なる上級の意思が支配するときは、各人は其生存の根柢と其の個人的獨立とを脅されるものと云はねばならぬ。而してナポレオン政治は實に斯の如き脅威を意味するものである。何となればナポレオンの政府は人民とは全く隔絶し、其れ自らに生くる純粹の國家秩序であつたから。ナポレオン時代を特色付ける社會と國家憲法との分立は、此點に於いて、自由獲得が國家權力に對しては甚だ不自由であつたと云ふ大なる矛盾によつて作はれて居たのである。

此の矛盾を釋くの道、換言すれば、自由獲得社會を包含す可き國家憲法の改造は、唯一つあるのみであつた。曰く其れは國民が國家意思の形成に、有機的に認められたる機關として參加すること是れである。獲得行爲者が自ら進んで國家意思を支配する事によつてのみ、自由獲得の原則は自己支配的のものとなり得る。而して獲得者の國家意思への參加の機關は、憲法によつてのみ作られ得る。此の機關を認め之を創造すべき憲法の改造は、實に第一の緊要事とならざるを得ないのである。自由獲得社會は一定の社會秩序として、之れに應ず可き獨特の性格を有する。此性格は又自ら憲法の上に表はれることを免れ得ない。

其性格の第一に要求する所は、鞏固なる國家權力（專制權と混同してはならぬ）である。此の要求は、憲法の要求を條件付け又之を拘束する。従つて其の憲法は、自由獲得が國家意思に、有機的に參加することを公認するものでなければならぬと同時に、他方に於いては、斯く參加することによつて、國家權力の獨立性を傷けてはならないのである。此の認承が、自由獲得社會を、一方は獨裁專制政治に對し、他方は純民主政治に對し、判然と區別せしむる所以である。自由獲得社會の要求する所は、人格たる國家權力の獨立性を傷つくることなくして、人民代表が國家意思を支配すること是であるのである。此の根本

要求から二個の原則が生ずる。即ち國家元首——君主たると大統領たるとを問はず——の不可侵性及責任不擔制度と國務大臣の直接責任制度と是れである。

國家元首の不可侵無責任の原則は、此點から觀察して始めて其の眞意義を悟ることを得るものである。責任内閣の制度は、國家意思の實現が議會に於いて自己支配者として顯はるゝ社會の意思と分離して行はるゝとき、換言すれば、國家意思が社會全部の意思でなく、社會の一階級の意思とのみ合致して發現するとき、現實の意義を有するに至るのである。國家意思が一部特定の階級の利益のみを目標とする傾向強ければ強きほど、責任内閣の制度は有意義となる。無責任の三菱内閣、無責任の貴族内閣なるものありとしたならば、其の懸念此の危険は、誠に端的現成のものとならざるを得ないのである。責任内閣制度は、かくて其本體は、一國民中に存する社會的に種々多様な諸秩序の闘争舞臺と見る可きものである。責任制度なき國家が、自由獲得社會を包擁して居るときは、國家は概ね常に其の憲法の實質を失ひ、社會中一小部分の利益の爲めにのみ存することゝなる危険を免れ難いのである。國務大臣責任制度を以て、單に國法上の法律上の事柄となし、

其の社會的經濟的意義を悟らざるは大なる誤である。經濟社會は、元首の不可侵性と國務大臣の責任制度とを有せざる憲法を甘受することは、到底出來ないのである。是れがブルジョア社會を容る可き國家に對して要求せらる可き第一條件であるのである。

十二

第二の原則は、右と反對に、下人民に對する要求より成るものである。人民代表制度の根基は、社會に於ける自由獲得である。従つて人民代表への參加の條件も、亦た自由獲得の本體から與へられねばならぬ。財の獲得には二つの要素がある。一は労働であり、二は資本である。此二つの要素結合せざれば眞の自由獲得はあり得ない。従つて、ブルジョア社會に於ける人民代表は、労働と資本とを財産に結合するものゝみ、之れに參加するを得と憲法は規定するを常とする。此規定は、自由獲得社會の本質より生ずる必然の結果であるのである。労働と資本と結合して始めて、此社會に於いて一定の地位が得られ、それによりて人格本來の任務が盡くされ、而して此の社會が人民代表を選出するのであ

る以上労働と資本と二者合して、始めて人民代表への参加権が與へられるのである。單に労働丈けでは、經濟個人の全體を包含する完全平等人格性を爲し得ぬからである。此の如くにして、公法上に於ける完全なる法律上の平等は、一の重要にして特殊的なる制限を被むることとなる。即ち資本を有する労働者のみ法律上の平等を享受するを得ると云ふことは是れであつて、此の制限的平等は實に、凡べてのブルジョア社會の特徴たるのである。資本を有せざる労働者は、公法の眼には完全人格として映じない、ソコで等しく國民であり乍ら、公法は茲に二大階級を峻別することとなる。曰く有権者、曰く無権者、而して有権者のみが公法の認むる國家市民——國家の意思決定に参加する市民——と呼ばれるのである。國家と社會とは此くして一致を見出したと云ふけれども、其れは恰かも希臘の噺話にある、王の作つた石の寢床同様のものである。王の作つた石の寢床は、餘りに小にして、それに乗れぬものが澤山あつた。王の臣下は寢床を改造す可きやを伺ひ出でた。王言下に答へて曰く、否、改造の必要なし、寢床より足の、ハミ出づるものは其ハミ出づる部分丈け人民の足を切斷せよ、然れば寢る者と寢床とは一致するに相違ない。

いと。

かくして國家市民——公民——國家は成立する。經濟社會に於ける獲得の一要素たる財産の所有が、國家意思の決定に有効に参加する權利を公認せらるゝにより、社會と一致すると考へられた國家は茲に成立し、經濟社會に於ける支配力が、同時に國家の法制に於ける支配力となつたのである。此によつて憲法と國家市民制とは、互に相制約するものとなり、元首不可侵の原則、大臣責任の制度は相共に其運用を保障し、而して議員選舉法は確立せられる。

茲に於いて起る問題は、公民權授否の標準たる可き獲得所有の存在は、如何にして之れを知るやの一事である。此れには唯一つの方法しか存せぬ。曰く、國家に對する納税之である。何となれば、獲得所有が國家に對して存在の意義を有するのは、畢竟其れが國家へ其獲得分の一部を納付するからであるから。國家への納税——直接國税——はかくて、獲得所有存在の表徴として、人民代表への参加の條件とせらるゝに至るは、當然と云はねばならぬ。納税は自由獲得によるブルジョア社會と國家意思との合致を表徴する

ものである。而して此點に於いて、ブルジョア社會の憲法は、デモクラシーの憲法と分明に判別せられる。デモクラシーは普通選舉權を要求する。其意味は、納税による有權無權の別を撤去することによつて、労働を以つて社會の唯一の要素たらしめんとするにある。デモクラシーはブルジョア社會と幾多の小さい點に於いて共通であるけれども、其本質に至つては全く相異なるものである。其本質的差違は、一見小事の如くである納税資格の制限（タトへ其れが三圓であつても一圓であつても）の有無から生じ來るのである。此制限は自由獲得社會に於いて、絶へず新たに發生しては消滅する所の單純労働力對所有の差別を單に抽象的なる差別たるに止まらしめず、之れに具象的、實體的なる表徴を附與するものである。之れによつて、所有と労働とは的確に現然と區別せられ、國家意思の決定へ參加するものとせざるものとの別が判然と定り、かくてブルジョア社會は、此點から見て、二つの本質的に相異なる階級に分れ、一階級は國家支配に參加する支配階級となり、他の階級は毫も之れに參加せざる單なる從屬階級となるのである。但し個々人に就いて云へば、此差別を踰越し、一階級から他階級へ進入することは無論可能であるが、階

級其のものが僞として差別的存在を有つことは、毫も之れによつて影響せらるゝことはないのである。

十三

ブルジョア國家の憲法は、人格としての國家權力を認めることによつて、國家權力を人格として認め、其れに獨立の意思と獨立の行爲とを承認したのである。然るに其憲法が元首の行爲は、凡て責任大臣の副署を要すると規定することによつて、元首から獨立人格要素を取り去つたのである。其の憲法は元首に要求して、社會に於ける一切の徒黨の上に超然として立ち、諸黨派の鬭争を監視し、其れが過度に亘るときは、之を鎮壓す可しとするは、元首をして人民代表の上に立つ獨立の要素たらしむる所以であるが、其反面に於いては、元首は議會に代表せられる多數の意思のみを執行すべしとするは、元首をして議會に於ける多數を制しつゝ、ある社會一部の權力の道具たらしむる所以である。元首を以つて絶對的に不可侵なりとし、一切の國家權力の源泉なりとするは、人民代表が此の權力

の濫用を妨ぐ可き權利を奪ふことである。何となれば、元首の不可侵性は其れによる法の侵害を不侵害とするものであるから。然るに元首が憲法を認め、之を人民の權利と認むることは、元首の不可侵性に對向する第二の不可侵性として、憲法の不可侵性を認むる所以である。不可侵なる法！而して不可侵なる法の侵害を侵害者に向つて、法の侵害として追窮し能はざる法！この二者の併立共存は、是れが所謂立憲制の憲法の基調を爲すものである。之を矛盾と呼ぶ能はずとするも、少くとも其れは永久に釋けざる錯綜思想の産物と云はなければならぬ。形式法理にのみ没頭する人の思想には、此の亂麻を絶つ快刀は含まれて居らぬのである。

乍併、我々は一步退いて考へて見なければならぬ。國家と社會とは、相互に矛盾することなきに至るとき、國家及社會てふ一體は、其他の一切體と相矛盾することを免れないのである。言ひ換れば、矛盾は國家と社會との間にのみ存するのではない、矛盾は人性其のものに存して居るのである。國家と社會との矛盾は、より大なる矛盾を小なる矛盾に結晶體現したものに外ならないのである。より大なる矛盾は普通人格と個別人格との間

に存する。個人性を犠牲とすることなくして、此の矛盾を有たざる憲法なるものは、到底考へ得られないのである。人間の政治的團結は、此の矛盾を包藏せずしては、生きてゐるのたり能はないのである。立憲政治とは、人格國家と社會との對抗の一特殊形態である。此對抗形態が善きか悪きかは主要問題ではない。其形態の下に於いて、國家と社會とが如何程よく互に他を敬重し、他を維持するに貢獻するか、根本問題である。此く意識することが憲法の眞の力であつて、憲法の形式如何に其力は存するのではない。其れと同様に所謂立憲政治の眞正究極の危険も、亦伏在して茲に存することを忘れてはならない。立憲政治國家は、此く二つの異なる要素の對抗と、其運動とから成るものであるによつて、一方の行動にして他方の滅亡を將來す可きものあるときは、國家の全生存は忽ち危殆に瀕するを免れないのである。如何に周到に考へ盡した國法學の法理を以てするも、此の運動に限界を設定することは不可能である。何となれば、其れは如何なる意味にしても、法理的現象ではなく、社會的又た並に經濟的事實より起る現象であるから。法制局や行政裁判所は、此の限界設定に對しても、將た亦た權限踰越に對しても、全然無能無力で

あるのは當然の事である。國家生存の破滅を將來せざる可き權限の遵守は、此二要素自ら之に當るより外に道は存しないのである。矛盾對抗の協調的處置は、國家生活の體驗より來るものでなければならぬ。私は近來流行の『生の哲學』てふ造語を模倣して、之を『國家の生の哲學』 *Philosophie des Lebens des Staates* と名けんと欲するものである。

「國家に於ける此の二つの要素が協調を缺き、一方が他方を全く壓抑し去るに至るとき、其處に矛盾は公然と爆發して革命となる。其れは畢竟するに、社會が其敵となれる國家權力に對し闘ふべく蹶起することなのである。シアール王が一八三〇年七月二十五日、出版の自由を撤廢する勅令、議會解散の勅令、新選舉法發布の勅令の三勅令を發布したのは、切迫せる形勢を促進すべく、元首自らイニシアチヴを取つて革命を爆發せしめたものである。三勅令の具體的内容は、必ずしも革命を招致せねばならぬ底のものではなかつた。唯だ之れによつてシアールは、人民代表を無視して立法することを公々然明白にして、進んで挑戦したものとして重大な意義を有するのである。換言すれば、ブルジョア社會の根柢に横はる矛盾を、國家意思の社會征服によつて除去せんとし、其社會に向つて

宣戰したものである。然るに挑戦者は、僅か三日の内に大敗北を招き、王は廢位せられ人民は大勝利を占め、封建社會は茲に永久に葬り去られた。之を『七月革命』と名ける。一七八八年以來繼續した封建社會、自分社會と、自由獲得社會との矛盾は、かくて一舉にして掃蕩せられた。一度發見せられた『社會』は、此四十年間幾多錯綜せる徑路を辿つて、此に一段落を告げたのである。發見せられた『社會』は、茲に全勝を占め、十分に成熟した巨人として堂々濶歩することゝなつた。然らば此社會は最早何等の矛盾を包藏せず、國家容器と完全なる一致を見出すものであるか否か。此問題の解答は、即ち一八三〇年より一八四八年に至る十八年間、ルイブランによれば一八四〇年に至る十年間の社會思想史と社會運動史とが之を與へたのである。

十四

財の獲得の要素は材料と労働である。材料は若干の人のみ之を有するが、労働力は凡ての人之を有つ。労働力の行使によつて財の獲得に到達するには、労働は必ず材料に須

たなければならぬ。元より材料も亦労働の助を藉らなければならぬ。乍去材料を有する労働力は自足し得るけれども、材料を有たざる労働力は自足することが出来ない。従つて材料の所有者は、自己の労働に依頼せざるを得ないは勿論であるけれども、必ずしも他人に依頼するを要せぬ。彼は他人との關係に於いては自足的であり従つて獨立であり得るのである。之れに反し、労働力のみを有し材料を有たざる者は、必ず材料の所有者たる他人に依頼しなければならぬ。従つて彼は自足的たるを得ず、又た他人に對して獨立なるを得ないのである。單に個人的欲望の爲にのみ、材料に労働を施すによつて營まれる財の獲得、其獲得財の個人的充用は欲望獲得、充用の三段より成る一系列を作る。之れが經濟の最根本的の形態である。此形態の支配する社會には、支配者たる材料の所有者と従屬者たる労働者との二つの階級のみが對立する。之れが最始の經濟形態である。之れよりより、一般的にして又より、高き第二の形態は、労働と材料との結合たる生産力が材料所有者労働者の個人的欲望の狭い範圍を脱出し、主として他人の欲望の爲めに生産する形態之れである。此の形態の下に於いては、材料と労働の充用は新なる面目を

帯びる。特定確固の個人欲望は最早其標的でなく、廣き市場の需要が其對象となり、使用價值は交換價值によつて代位せられる。此の運動の全體を稱して流通と云ふ。此の流通經濟に於ける財の獲得は、自己生産でなく企業である。企業は孤立する限り十分の發展を成し遂げ能はぬ。企業の世界は共存共榮の世界でなければならぬ、かくて經濟生活の新紀元が来る。

新紀元の特長は、各種の企業が相互に條件付け合ふ大なる流通の有機的組織の成立すること是れである。其れは、他の企業の爲めに働く企業の發生によつて導き來られる。企業の爲めの企業、之れを名けて機關企業と云ふも、差支ない。大なる流通企業組織は機關企業の成立なくしては成り立ち得ぬものである。此の大なる流通企業組織を稱して營利の組織と云ふ。營利の組織は欲望獲得、充用てふ單純なる一系列よりのみ成る經濟形態を驅逐して、全く新なる面目を我々の經濟生活に與へ、凡の經濟價値の價値變化（ウムヴェアトング）を將來する。營利は一方欲望を充足する任に當ると共に、他方絶へず欲望を喚起する大作用を爲すものである。欲望を充すべきものは皆商品となると共に、

其の商品を買ひ得ん爲には、自己の有つ材料なり労働なりは又た商品として賣られねばならない。材料は又た労働を商品として賣り得る度合が價値の度合となる、其價値は必ず貨幣に見積られ、貨幣に換へられるものでなければならぬ。かくて、凡ての人は其所有、其労働を常に貨幣價値の稱呼に於いて評價することになる。企業は最も純粹に貨幣價値の指導を追従せねばならぬものである、商品其のもの、品質は従たる地位に下り、貨幣價値の收得、即ち利潤の大小のみが企業の生命となる。貨幣は營利經濟の成立前、既に久しい前から存在して居た。乍去、營利社會の成立を待つて、茲に貨幣は財獲得の全活動、經濟生活の全體に對する統制者、命令者、指導者となるに至つたのである。營利の觀念なくしては、貨幣の眞意義は發揮し得られないのである。

貨幣は凡て誰人かの所有の中に存する。誰人も有せざる貨幣なるものはない。乍去、營利的企業の手に於ける貨幣は、一種特殊の任務を持つ。企業は常に大なる貨幣量に對する規則的、不可避的の需要を有つ。従つて此の需要を充たす爲めに特殊の機關が發生する。即ち貨幣財産を蓄積し、之を一定の利子に對して企業の求めに應じて用立つる機

關是れである。換言すれば、最狹義に於ける資本たる貨幣資本の流通機關是れである。其機關は亦一の獨立なる企業として運営せられる。其れは即ち銀行である。

十五

企業の存在と其の繁榮とは、一に貨幣によつて左右せられ、而して此の貨幣は、銀行若くは貨幣資本主の手に集中せられて居るが故に、營利社會の發達すればするほど、一切の企業は、其等の人々の手にある貨幣資本によつて支配せられることとなる。リーフマンが『貨幣資本主義』と名づけたものは、即ち之れを指すのである。私は『貨幣資本主義』なる造語を以て、甚だ誤解を惹き起し易きものとして之を斥ける。何となれば、其の貨幣資本主義なるものが初めて眞の資本主義であるのであり、否、其れは寧ろ資本主義の第一期を形づくるものであると信ずるから。リーフマンが『貨幣資本主義』の前に置く所の『物的資本主義』なるものは、實は單に自由獲得の經濟社會の謂に外ならないのである。貨幣資本の支配の下に於いて、初めて凡ての企業の資本支配が實現せられるのである。

所謂物的資本は、未だ一切の企業の死命を制する底の勢力を有つて居たものではない。

貨幣資本の企業の支配は略ほ次ぎの如くにして成立する。材料と勞働力とを相應に所有する企業も貨幣資本の助によつて、生産過程の費用を支辨し得るに非れば、利潤の潤澤なる收得を爲し得るものである。貨幣資本の潤澤なる供給を受け得ん爲には、企業者は貨幣資本所有者の要求する條件を甘受しなければならぬ。其條件は資本利益の擁護に要せらるゝ條件に外ならない。其第一は、一定資本の供給に對して、必ず其價として、一定高の利子を支拂ふと云ふ事である。利子の支拂は各企業者が企業經營の前提條件として、シネ、クア、ノンとして甘受せざる可からざる事である。此條件を充たす爲めには、企業者は次の二事の内何れか一を爲さねばならない。一 利子額丈、其賣る商品の價格を其價値如何に拘らず高むるか 二 若くは、利子額だけ自己の收得する利潤額を減ずるか是れである。一 の方遙かに單純なるが如くに考へられよう。併し乍ら、自由獲得社會の激甚な供給競争の下に於いては、これは事實不可能な場合が多いのである。之れを免るゝ道は、貨幣資本の所有者が、自ら企業經營者となるか、若くは企業に參加し、又

は之れをコントロールすることによつて、利子の收得者と利潤收得者との二つの資格を單一の手に併合することは是れである。かくて、資本なき企業者は資本を有する企業者の競争に對抗し得ず、企業の死命は貨幣資本主の制する處となる。第二の方法は實行遙かに容易である。即ち殘高所得たる利潤の高が如何なるものなるを問はず、商品の賣價中より支拂利子額を控除することは是れである。此の方法を取る企業者は資本家にして、企業者たるものゝ競争の爲めに害せられることはない。何となれば、後者は投下資本に對する利子を收得した上に、更らに資本なき企業者と一列に同様の利潤を收得するものであるから、資本を有する企業者と之れを有せざる企業者との差違は、投下資本の利子を收むるか否かにのみ存し、企業者としては二者何れもハンデキャップ付けられることないものであるから、従つて資本を有する企業者が、之れを有せざる企業者を壓迫すると云ふ虞も起らないのである。

併し乍ら企業には、必ず資本を要するものであつて、自ら之を有せざるものは、他人に就いて之を借入れなければならぬものである。従つて、自ら要する資本を作り出し得る企

業は之れを作り出し得ざる企業に比するときは、より獨立より安全なるものと云はなければならぬ。一切の企業は此く獨立にかく安全にあらんことを欲するは、理の見易き所である。換言すれば、一切の企業は必ず其の投下資本の償却を其主要目的の一とするものである。ケネーは既に其の『經濟表』に於いて、此理を明白に暗示して居る。而して、投下資本（ケネーの所謂『アヴァンスプリミチヴ』）の償却を爲し得る方法は唯一しかない。即ち企業者が其一切の生産費と資本利子とを支辨した後猶ほ資本償却用の資本積立てを爲し得る丈の企業利潤を收得するとは是れである。企業を獨立安全ならしめ、企業の自由を確保する爲めに必要な投下資本の償却が可能なりや否やは、此くの如く、一に企業利潤大なりや否やに依存するのである。然るに資本を有せざる企業者の列へ、資本を擁する企業者が加入するときは、後者は此の投下資本の償却の爲めにする資本積み立ててふ強制的必要を持たざるが故に、企業利潤を低く見積ることを得るによつて、前者に對して打克ち難き強敵となるを免れない。資本を有する企業者は、其收得する利子を以て、自己資本の増殖を爲すことを得るものであるから、企業利潤の中には、資本増殖、

又は償却の爲めに要する部分を含ましめずとも、猶優に絶へず其所有資本を擴張し行くことを得るのである。之と競争せねばならぬ資本なき企業者は、其の競争の相手以上の利潤を見積ることは出来ない。然らざれば彼の商品は、より高價のものとなつて、競争に打負かさゝるに極つて居るから。故に資本を有する者が企業者の仲間に入し來るとは、資本なき者の企業の發生を妨ぐるか、然らざるまでも、其等の企業者の手に於ける新資本の形成を不可能ならしめて、永久に獨立の地位に進むこと能はず、絶へず銀行其他の資本家に對し、從屬的地位に彷徨せしむるに至るを免れないのである。かくして、二様の意味に於いて——同列の資本的企業者の支配と、企業界外の資本家の其資本企業に對する支配と——資本は企業を全然支配し、其の生殺與奪の全權を掌握することゝなる。資本家以外の手に於ける新資本の形成は、多々益々困難、否不可能となるによつて、此の資本的支配は、又た愈々獨立的、排他的のものとなり、既存資本のみ獨り肥へ且つ太ることゝなり、一社會の企業、其の企業利潤は悉く其支配の下に立つ事となる外はないのである。かくして、自由獲得社會は茲に一變して、『資本的營利社會』に化するのである。『資本主義』

と云ふ造語に、學問的妥當性を附與するものは、此の資本的營利社會の概念である。而して其れは佛蘭西に於いては、一八三〇年の七月革命から一八四八年の革命に到る間に於いて完成したのである。英國も亦粗ほ同様である。但しアダム・スミスを以て資本主義の代辦者と爲す人々には、此間の消息は到底諒解し得られる見込のないは言ふ迄もないが、其れは縁なき衆生致方もないことである。

十六

資本的營利社會の成立には、一銀行業の企業に對する活躍と二企業其れ自らに於ける資本の活躍との二つが重大なる關係を有つ。此二つの活躍は、企業が既に稍々久しい存在を有つ處でなければ起り得るものではない。企業が久しく存続した處でなければ、銀行業の利潤は安定にして、而も且つ大なるを得ず。従つて其の資本の蓄積が、企業の需要を超過することを得ず、又た企業に投下する資本が、普通銀行業務に充用するより、より大なる利潤を産むことは出来ない。銀行の手に蓄積せられる資本大であり、之を企業に投

下するに對する利潤が、他の投資に於けるよりも大となる時、自由獲得社會は當然消滅し、茲に資本的營利社會が起る。何となれば、單に自由に財を獲得すると云ふことは、茲に至つては最早經濟生活を統制する力を失ひ、資本の増殖、其の爲めの餘剩（利潤）獲得が統制者となるから。かくして支配者たる資本増殖の力と、被支配者たる企業及労働とが、對立せる二大陣營を形づくり、前者は十分に獨立と自由とを享受し、後者は自由も獨立も之れを有たず、否殆んど絶望的に之を得るの日を逆睹し得ないこととなる。所有と無所有、材料と労働、所有による支配と所有なきための從屬との對立は、長き徑路を経て、茲に資本對無資本の對抗に進展し來つたのである。資本的營利社會は、自由獲得社會が早晚進み來る可き一境界である。其成立の端緒は、自由獲得社會の成立と共に與へられてある。各人の財の獲得が自由なる可しとの原則は、社會と經濟生活との實際に訓育せらるゝとき、必然的不可避的に、資本所有の全經濟生活と其運動、而して全社會に對する優越支配權の設定を招致せざるを得ざるのである。

十七

貨幣資本は労働から発生したものである。けれども、貨幣資本と云ふ定まつた形を取るようになる、其れは労働及び労働による財の獲得とは、正さに對抗の地位に立つに至るのである。其故如何。貨幣資本の充用、即ち貨幣取引の運営は決して簡單單純なものではない。一其の生命は計算にある。計算は純然たる精神的の仕事であつて、労働とは著しく趣を異にするものである。二其は自ら生産するものでなく、他人の生産に手段を提供するものであるに拘らず、最大の利潤を獲得するものである。故に資本の存する處、一切の労働に與らずして、安固なる生存を確保し、高き社會的地位を占むること可能となる。封建時代に於ける土地所有と共に、貨幣資本の所有は最も確實なる不勞所得の源泉となるのである。従つて、一資本所有は遙かに尊敬せられ、労働による財の獲得は輕視せられる。殊に労働者は資本家に從屬の關係に立つが故に、労働と云ふことの一切を直ちに從屬的行爲と考へしむるに至る。従つて自由獲得社會一變して、資本的營利社會とな

るや、資本を有たざる企業者は、極度の努力を捧げて、投下資本償却の道を得んが爲めに、新販路の開拓、新發明新工夫の成就等により、企業利潤の増大を圖る。然し其れは多くは初期のことであつて、資本的營利社會が完成する曉には、其の餘地は段々狭くなる。ソコデ、他に利潤増大の道を求めなければならなくなる。其れが即ち投機の勃興となるのである。正當なる企業の經營によつて求め得られざる大なる利潤を取引所投機其他の投機によつて獲得せんとする傾向が増大する。少數の成功者若干の成金は、衆人羨望の標的となり、其蔭には無數の倒産者落伍者あることは殆んど忘れらるに至り、人生萬事を舉げて、資本の増殖の爲めに貢獻することとなる。二凡ての企業は、其商品の價格を低廉にして、他の競走に打克つ必要に迫らるゝにより、各種の不正行爲を辭せざるに至るが、其は永續的手段ではない。ソコデ、彼等は唯一の可能を捉へる。其れは言ふ迄もなく、勞銀の切り下げである。勞銀の切り下げは、必ずしも支拂勞銀率の切り下げにのみよつて行はれるのではない。否、公稱勞銀率は或は之を引上ぐることによつて、却つて實際の切り下げを行ふ工夫は澤山に案出せられる。殊に請負給、出來高拂、各種の獎勵給制度の如き勞

銀形態の按排、並に利潤分配制度、出來高利益分配制度、或は能率増進法、科學的經營法等の名の下にも行はれる（其等に就ては拙著『社會運動と勞銀制度』本全集後段收録を見られたし）、約して云へば、勞働の絞取り取りが著しく促進せられるのである。資本の全體的支配は、勞働の絞取りなくしては維持せられないのである。是れが成立したる資本的營利社會の態様である。然らば此の社會の國家に對する關係は如何。

十八

資本的營利社會は自由獲得的社會と共に、法律上の平等と産業上の自由との上に築かれたものである。乍去、其の現實の秩序は、獲得によつて得られた所有によつて定められる。此社會に於ける支配階級は、獲得と所有との上に其支配權を置いて居るものである。而して其れによつて國家權力を掌握して居る。従つて、其國家權力の支配も亦た以上の二要素の上に立脚せねばならぬ。然らざれば彼等は自家撞着に陥り、遂に其支配權を減すこととなるであらうから。

法律上平等の原則は、繰返して云つた如く消極的なものである。産業自由の原則は私人經濟と國家經濟との自治を前提とする。現實所有支配の原則は、現實の所有を社會上の地位の條件とするのみならず、政權の行使の條件とする。従つて、資本的營利社會の國家に對する關係を決定する原則は、財産を以て之れに参加する條件とする。國家經濟の自治是れである。乍去、此原則は、決して國家の本質にも、其の人格的生活にも關係して居らないものである。國家は此原則によつて作られたものでなく、此原則の爲めに利用せられるに過ぎないものである。其の利用の爲めに要せらるゝ條件は、
 一 納稅資格制限の下に於ける人民代表、
 二 人民代表の豫算協賛權それである。自由獲得社會に未だ支配階級が起らざるときは、此の一般原則だけで事足りて居るので、政治の要務は、人民の代表と政府の重要機關との關係にのみ限られて居る。支配階級存せず、従つて社會の凡ての部分に平等の階級に立つ限り、自治の機關中、其本質上、國家權力を獨占せんと努むる要素は含まれて居らぬ。故に資本の支配の未だ起らざる自由獲得社會に於いては、民選議員の任務は、主として豫算協賛權の行使により國家行政に参加する一事に限られて居

つて、國家生活の最高問題は、議會活動の主要對象とはならないのである。換言すれば、此状態の下にあつては、國家の積極的權力は一に全く政府にのみ存し、社會は唯だ其の消極的方面に預るに止つて居るのである。然るに社會中に支配階級が成立するに至ると、其階級は必ずや、國家の積極的行動を其手に收めんとするに至るのである。乍去、此目的を達する道行は、自由獲得社會と共通の地盤の上に立つものである。即ち人民代表の制度とそれによる豫算協賛權の行使による外に道は存せぬのである。此二つによつて、支配階級は、國家の積極的權力を其手に收めんとするのである。支配階級は人民代表の制を其儘に承繼し、唯其の運用を促進する。彼等は決して國家の人格的存在を否認することなく、自治の形態にも顯著なる變化を惹き起さしめないうで、國家權力の發動する一切の機關に於いて、國家權力を人民代表に服従せしめようとするのである。人民代表と豫算協賛權の行使とによつて、社會の支配階級たる資本階級が、自由獲得社會に於いて既に與へられた國家機關と其權利とを通して、國の政府を侵すことなく、又た其の形態を著しく變ずることなくして、猶能く之れを自己支配の下に置く國家秩序之れを名けて近世的立憲

政體と云ふのである。

十九

資本の支配を國家生活の一切の機關に實施する第一の應用は、社會が國家を支配するに要する機關の形成是れである。其機關は即ち議會である。自由獲得社會に於いて、其れは既に存した。乍併、議會が眞に其の機能を發揮するのは、近世立憲政治に於いて表はれた資本支配時代に於てある。現實の獲得が支配階級を維持するのであるが故に、此現實の獲得のみが、國家意思への現實的參加の唯一條件たるのである。然るに國家に於ける現實の獲得の主たるものは、國民の納税である。殊に直接國税是れである。何となれば、間接税は消費に向ふものであるに反し、直接國税は所有及所有の運用に課せられるものであるから。直接國税によつて始めて資本所有が捕捉せられる。資本所有を捕捉すると云ふ事が、直接國税のねらひ處であるのである。直接國税によつて捕捉せられた資本所有が支配する機關は下院である。近世立憲政體に於いては上院を認めない、存在

を認めても之を第二位に置き、殊に豫算先議權は必ず之を下院に附與するは、一院であれ二院であれ、議會は財産議會資本所有議會たる可きが爲である。世襲貴族の集團たざざる上院なるものは、封建議會と近世議會との間の中間的鵠的產物であつて、正當に其存在の理由を有たざるものである。其れが時ありては國家權力を支配することのあるのは、アノマリイの亦た甚しいものであつて、決して永く繼續することは許されないことは、誰人も能く知る所である（但し清浦内閣と研究會とはそれを知らざりしか、若くは知つて自らを欺いたものである）。

資本階級の支配を固定する議會政治は、二個の原則を守ることによつて圓滿に遂行せられる。一は議會に於ける多數決の制度、二は國務大臣の議會に對する責任制度是れである。多數決の制を辯護して、之れによる外他に議會の意思を表示する道がないからだと云ふのは、極めて皮相の見解である。議員選舉權は貨幣納税を基礎とするものであるから、其れは明かに資本と資本的營利との利益を代表するものである。此の選舉權の行使によつて成立する議會は、社會の利益の代表者である。議會の權力は一に此の事實の

上のみ立脚するのである。其結果として、議會に於ける多數とは、元より個々の表決權の數的多數たるには相違ないが、其れと同時に、最普遍利益の多數を意味するものである。資本的營利社會に於いては、經濟的利益が支配者であるから、議會に於ける多數によつて言ひ表さるゝ利益の多數は、絶對的に支配者たる可きである。何となれば、多數の利益とは、社會上の第一階級の支配利益を意味するに外ならないから。故に如何なる國家に於ても、如何なる憲法にても、自由獲得に發足する立憲政治國に於けるほど、議會に於ける多數の支配を無條件的に認めるものはないのである。而して此の多數利益を侵害することとは、總て社會秩序の現状に對する開戦の宣言従つて革命の布告となるのである。

二十

此くの如くにして議會に於ける多數政治から、立憲責任政治の形態と本質とが決定せられる。此點を看過する者は、責任政治の本質を唯だ法理上に求むるの誤謬に陥るのである。乍去、法理上の責任は多くは大臣の箇々の所爲に限られる。此意味にての法理上

の責任を問はるゝが如きは、低能なる大臣にあらざる限り殆んどあり得ないことである。従て其れは殆んど有名無實の事に屬する。大臣責任の眞意義は、更らに深く遠い處に存する。其れは何であるか。答へて曰く、責任制度は行政部が非立憲違憲の事を犯さざるを要求するに止まらない。其期する處は、行政の全體が議會に多數を占むる支配階級の意思に違背せざること之れである。政府の施政が支配多數の利益と合致せん爲めには、行政の原則が先第一に、支配階級の利益増進を以て國家行動の主要任務とすることを要する。而して議會に於ける多數黨は、同時に利益上の多數黨として、最も善く此利益の那邊に存するかを知るものであるが故に、如上の目的を達する爲めには、行政は必ずず議會の多數を追從して運営せられねばならぬとせられるのである。議會多數の欲する所が、行政の各部門に平等に實現せられて、其處に始めて立憲的多數政治としての憲法政治が完いのである。之れに反して、議會多數の意思に反することを行政部が行へば、兩者の間に乖離が生ずる。然るときは、多數黨は行政部と衝突することゝなる。其の多數黨にして、例へば解散後も引續き多數黨たる場合には、其れは社會に於ける支配利益と一致する

ものであるから、政府をして退却の餘儀なきに至らしめ、多數利益と合致する新政府之れに代るを餘儀なくすることゝなるのである。何となれば、行政部の認容せられるは、社會に於ける支配利益に合するやうな政治を執ると云ふ條件の下に於てのみであるからであつて、支配多數が欲するより以上に長く其地位に居るのは、其存在の本義に反することである。其れが資本的營利社會の憲法に向つて要求する第一義であるのである。立憲責任内閣制なるものは、政府は議會多數によつて代表せられる、支配利益の欲する政治を行ふ可しとする政體の謂たること、之れによつて明かであらう。之れによつて、社會と國家との協調が得られるのである。之れが資本的營利社會が喚起した國家形態、政治形態としての立憲政治の事實上の真相であつて、國法學の迂回的説明は、其の皮相を言表はすに過ぎないものである。

二十一

議會に於ける多數黨なるものは、單に政治上の現象たるに止るものではない。多數と

は讀んで字の如く、數の多いと云ふことだけに意味が存するのではない。其れは社會が其支配階級を以つて國家權力の行使に参加し、これによつて社會が國家を支配するに付いての一の有力なる機關なのである。故に此意味に於ける眞の憲法政治の下に於ては、多數の支配と一致を缺くに至れる内閣は、即時に其地位を去つて、支配多數と一致する内閣にこれを譲る可きものとされるのである。護憲と云ふことに何等かの意味がありとするなれば、それは此一事を擁護することであらねばならぬ。支配多數と一致せざる封建の殘物たる貴族内閣が恬として其の地位を固守することは、憲法の本質を害することであるが故に、これに對して護憲運動を起して、支配多數と一致する内閣にあらざれば、誰人の推薦によるとも、其任に就かないやうにしようとして云ふことに外ならざる可きである。何となれば、責任内閣なるものは常に必ず支配多數の欲するやうに政治を行ふ可しとの前提の上に立つものであるから、支配多數が欲するより以上に、便々と其地位にあるは、憲法の最重大の意義たる社會的意義を打破するものである。其れは決して單に、國法學上の一問題たるに止まるものではない、憲法の條文解釋の一事實たるに止まるものではない。

い。其れは資本的營利社會と國家との關係、前者が後者を支配するに付ての根本秩序其ものを破壊する所以なのである。此の制度は、單に法律の制度丈けを以て擁護せられるものではない。憲法や條文に少しも違反せずして、此制度の實質を打破する工夫は種々あり得るのである。此の制度をエフエクチーフに擁護し得るものは、社會に於ける支配階級の現實なる全能力でなければならぬ。此の全能力を伴はざる護憲運動は無意義なものであり、又た無力なもので、決して永く繼續し得るものではない。佛國の七月革命は、支配階級に此の全能を與へた。さればこそ何等新しき法律の制定を見ずして、其の實質は資本的營利社會の手に確實に移り行つたのである。而して同じ形式は、最近英國に於ける労働黨内閣の成立に於いて繰返された。プロレタリアは少くとも今日までは、其の國家との關係、交渉に於て、殆んど常にブルジョアヂーの採つた形式と手段とを襲踏しつつあるものなること、此一事を以つても窺ひ知り得るのである。革命を以て街頭流血に伴はねばならぬものとするの誤なることも、亦た此一事に依て察知せられるのである。資本的營利社會は、斯くの如き意味に於いて、嘗つては革命運動の成就者であつたのであ

る。然らば此の社會に代位して起らんとする新社會の運動は、果して如何なる行程を取りつゝあり、又た取らんとするものなるか。其れは本論文の問題とする所ではない。私は他日折を得たらば、更らに稿を重ねて其の行程に關する考察を開陳したいと思つて居る。

此論文を起草するに就いては、私は、ブルドローンの諸著殊に

Proudhon, *Qu'est ce que la propriété? - Avertissement aux propriétaires - Théorie de la propriété. Idée générale de la révolution au XIX siècle.* - Edition A. Lacroix. 1870 及 *Nouvelle édition de 1924.* Marcel Rivière. 等から甚だ多く學んだ。又た、ルイ・ブランの *Histoire de dix ans* Edition Felix Alcan (無年號) と、サヨンスの遺業 Jaurès, *Histoire sociale de la révolution française* Paris. 1922 其の他、ロマン・ランヤ及びシユエタインの諸書や、其れを祖述した R. Meyer, *Der Emanzipationskampf des vie ten Sandes.* Berlin. 1874 や、更に、ロドメルトスの諸書から得た處も亦た尠くない。(一三、七、七)

—大正十三年七・八月號『改造』掲載—

三 階級闘争と其當事者

第一章 價格闘争より厚生闘争へ

—殊に厚生闘争としての労働争議—

一

經濟學の學派に様々あり、其系統に數々あれども、今日現在我々の到達し得たる立場から見れば、其の一切を通じて二大分派を劃することが出来る。一は價格の經濟學 (Price Economics) で、二は厚生の經濟學 (Welfare Economics) である。價格の經濟學はアダム・スミスより始めて今日に至る迄、大々多數の學者を網羅して居るに反し、厚生の經濟學を眞に代表するものは未だ極めて少數に屬する。然し是れは大體の系統から見たときの話で、學者所論の内容に就て云へば、厚生の經濟學は昔から多くの學者の所論中に包含されて

居つたのである。唯其れが一の系統ある經濟學を構成しなかつたのである。此意味に於て、凡ての社會主義經濟學も決して厚生の經濟學に屬せず、其系統的地位の上から見れば、依然として價格經濟學の範圍を脱して居らぬのである。就中カール・マルクスの『資本論』は系統的には全然價格經濟學に屬するものである。否マルクスの最も偉大なる先驅者の一人たるウヰリアム・タムソンの『分配論』は、全く價格經濟學の立場に立つものである。更らに換言すれば『労働全收權』の主張者は、何れも皆價格經濟學の埒外に出づるものでないと斷言す可きである。

労働者をして其所産の價格を全部收得せしめよ、資本家企業主等をして其價格の大なる、又は小なる部分を奪掠せしむ可からずと云ふは、法理上の要求としても價格經濟學の上に立脚するものであるが、經濟理論としては純然たる價格經濟學的要求を主張するものである。従つて此要求に基く闘争は價格闘争（ブライスカムプ）である。アントン・メンガーは此の労働全收權の主張を、労働權の主張並に生存權の主張と同一列に置いて、之れを三の經濟基本權なりとしたことは、今日に至つては社會問題に心を留むる聰明なる我

邦の讀者の普く知る處であらう。森戸學士が其近業なる右メンガーの邦譯序文に於て指摘せられた如く、メンガーは法理的社會主義の拘束を終に蟬脱し得なかつたものであることは、此點の考察が最も克く之を立證するものと思ふ。社會法律の立場から見れば、右三者を同一列に置いて、之を三個の經濟基本權と做すことは無論失當ではないが、經濟生活の理論的考察の立場から見ると、三者を同様にブライスカムプの論據たる如く取扱つて、厚生の闘争、ヴォールファールツカムプ（Wohlfahrtskampf; welfare struggle）としての側面を考へなかつた事は、其中に一の大なる缺陷を伏在すると云はねばならぬ。是れ私にメンガーに就て學ぶ十數年にして、漸くに感得した一事である。

労働權の主張は或度までは、價格經濟學の立場を固守するものである。何となれば、労働の意思あり又た其の能力あるものが、社會の機關の不完全なるが爲めに、労働の機會を與へられずてふことは、之を流通經濟の言葉に引直して云へば、其の労働の其の労働力の Verwertungsgelegenheit 又は *möglichkeit*（換價の機會又は可能）を與へられずてふことである。他の言葉に移して云へば、其労働に其の労働力に、價格を附與せしむる機會又は可

能を有せずと云ふことである。従つて労働権の要求とは此の機會此の可能の附與の要求の謂である。されば労働権の要求は、其法理的側面は姑く措き、經濟的側面殊に流通經濟の方面より見れば、依然として一の價格要求 (Preisforderung) であり、一の價格闘争である。其上に立つ所の労働者人格性の主張は、價格の收得と不可切、不可離底のものであつて、價格の收得を度外視し又たは無視するものでは全然あり得ないのである。即ち一貫して價格經濟學の立場を肯定するものであつて、全體的には勿論のこと、部分的にも之れを否定するものではない。乍併、労働権の要求が労働全收權の要求と著しく異なる一點ありと云ふは、労働権の要求はメンガールの能く明かにした如く、其根柢に於ては生存権の要求の一過渡たるに過ぎざるが爲めである。従つて其の要求其ものは、價格收得てふ流通經濟上の立場に立つには相違ないが、其の要求其ものが本來の目的ではなく、單に一の手段一の方便たるに外ならないのである。此の點が労働全收權の要求と甚だ異なるものなることは、メンガールの書が森戸學士によつて邦譯せられて、廣く我が同胞の前に置かれて居る今日、改めて絮説するまでもないことである。此の意味に於ては労働権の要求は

價格經濟學の天地にのみ終始するものでないこと丈けを明かにして置けば足るのである。

然るに生存権の要求に至つては、其出立點を全然以上二權の要求と異にして居るのである。生存権の要求は價格收得の要求、價格闘争の理論的背景では如何なる意味に於てもない。其流通經濟的立脚地も、價格經濟學のポスチュレートの上に置かれたものでは更々ないのである。獨り其出立點が其處にないのみならず、其道行としても其經過階段に於ても、生存権の認承は價格收得の認承を須つものではない。其れあるも妨けず其なきも亦妨けず、超然とし其以外又は其以上に立つものである。故に經濟理論、就中流通經濟の側面より見た其生存権の主張は、労働全收權の主張とは決して同一列に置かる可きものではない。否、労働権の主張とも伍す可き筈のものではないのである。従つて價格經濟學の天地に踏留つて居る限りの社會主義理論が、労働全收權の主張に矛盾を發見し、缺陷を感得すること屢々あり乍ら、終に生存権の天地にまで進み行くことの出來なかつたのは理の當然である。

ゾムバルトが近頃マルキシズムを呼んで虚偽なる社會主義と云つた眞意は、自ら他に
あるであらうが、私が此一語に裏書する意は、即ち此點の考慮に基くものである。ゾムバ
ルトは嘗つては、マルキシズムを以て現今社會主義理論の最代表的なるものと做して、其
社會主義論に於てはマルキシズムのみを主題としたに拘らず、其最新業に於てはマルキ
シズムを虚偽の社會主義なりとし、而して「眞正なる社會主義とは何ぞや」との間を起
し答へて云ふ「社會主義とは非營利主義的傾向を有する社會合理論 (Sozialrationalistik mit
antichrenatistischer Tendenz) の謂である」と、私は此定義に甚しく不満を感じるものである。

プラトーンより始めて今日に至る、凡ての社會主義的思想と運動との最根柢を爲す所
のものは、單に營利主義の否認若くは非難と云ふが如き微温的のものではない。他の方
面からの考察は姑く措き、本論の課題たる流通經濟の理論的方面より觀察するときは、凡
ての社會主義的及共產主義的、無政府主義的思想と運動との最根柢に横はる要求は、價格
經濟からの解放、價格闘争からの解放之れである。貨幣の否認と云ふが如きは、其表はれ
たる一兆候に過ぎぬ (川島清治郎氏の貨幣廢止論に對しても、私は斯く考ふるによつて、

其立論には敬意を拂ふを惜まざると共に、其は倦怠を催す可きほど屢々繰返されたる半
成論なりと感ずることを如何とも爲し難いのである)。

二

吾人の棲む現在の經濟生活の根本的性質は、其が價格の生活であると云ふ一事にある。
資本主義とは其外面の表徴の一たるに過ぎぬ、賃銀制度賃銀奴隷制度と云ふも亦然り
ある。近頃例のハートレーウキザースは資本主義辯護の一小冊 (The case for capitalism)
を著して其中に云つて曰く、「社會主義の人々は現在の經濟生活を賃銀奴隷の制度なり
と云つて之を攻撃するが、若し今日の經濟組織が労働者を賃銀の奴隷とすと云ひ得るな
ら、同じ筆法を以て今日の經濟組織は資本主をして利子奴隷 (Interest slave) たらしめ、地
主をして地代奴隷 (Rent slave) たらしめ、企業者をして利潤奴隷 (Profit slave) たらしめ、
つゝありと云はねばならぬ」と。此言には一理ありと思ふが、更に之をより適切に言ひ
表はず時は、今日吾人の經濟生活は、凡ての流通現象を價格現象たらしめ、凡ての經濟行爲

者を價格奴隸 (Price slave) たらしめつゝありと云ふ可きである。

我々は其一生を通じ、其殆んど一切の生活活動に涉りて、價格世界の拘束を著しく被つて居る。我々は寢ぬるも覺むるも價格の天地以外に出づること能はず、思ふも感ずるも價格の稱呼を免るゝこと能はざるものである。是が吾人現在の經濟生活の最根本的特徴である。資本主義とは此くの如く價格に拘束せられた我々の生活の一側面たるに過ぎぬ、労働者を壓迫しつゝある所の賃銀制度、賃銀奴隸制度とは、此くの如き生活の一部分を示めず外ならぬものである。然るにも拘らず資本主義の制限又は撤廢、賃銀制度の廢止のみを主張して居るのは甚だ不徹底な考と云はざるを得ぬ。所謂資本主義を廢し、所謂賃銀制度を廢するも、吾人の生活にして價格の生活たること依然たらば、資本主義は廢さるゝも、必ず之れに代位す可き同種のもの起るに相違ない。現在の賃銀制度に代つて起り來る可きものは、其惡を均ふする——否或はより甚しくする所の——同種の制度たる可きである。貨幣全廢論者に對して私が王安石の故事を提出して、太湖の水を乾かす爲めに、更らに一の新しき太湖を掘るを要する様ならば、何にもならぬではないか

と言つたのは此意味である。資本主義全廢論、賃銀制度全廢論に對しても、予は亦劉貢父の言を繰返さざるを得ぬのである。而して是れ亦私が労働全收權の主張を以て不徹底のものなりとする所以である。

三

價格經濟學の上に立つ以上、社會主義の理論は、ゾムバルトの云へる如く虚偽のものたらざるを得ない。其虚偽性を一擲する爲には、社會主義理論は他のものと共に、價格經濟學の天地を脱出する事を要する。生存權の主張者も今日までは——恐らくアントン・メーニンガー其人も、亦ポツパー・リンコイス等も一様に——未だ價格經濟學の束縛を脱し切らずに居る。乍去、生存權の理論に徹底する者は、自ら其の束縛の如何にも強力なるを感得せずには居られぬ。既に感得すれば、其處に此の束縛からの解放の必要を痛感するに到るは寧ろ當然である。

パートランド・ラッセルは流通經濟の考察からでなく、其哲學的見地からして自ら此の

解放に想到したものと云ふ。哲學其ものから批判するとき、彼の社會改造の原理に幾多の非難——一例としては田中王堂氏の東洋經濟新報に掲げられた長論文を見よ——が下され得るやうであるに拘らず、彼の思索が多くの共鳴者を見出した所以のものは、流通經濟學が正さに爲す可くして、而して怠つて居る事を彼が敢て試みて、其嚮ふ可き所を暗示した事も、亦與つて甚だ力あるものではあるまいかと思ふ。

ラッセルの這般の思想は、決して彼に始まるものでないことは言ふまでもない處である。彼は前代及現代の各種の社會思想の潮流を洞察して深く思を潜めた結果、之を自家の哲學の形に鑄込みて、所有衝動よりの解放と云ふ産物を作り上げたのである。此點に於て我々は、名工の老手腕と容易ならざる思想の鍛鍊とを見るものである。併し我々は彼の賜を珍重するを以て甘ず可きではない、與へられた分に應じ、更らに考察を他の方面にも擴張す可き義務を有して居る。私が其學ぶ所の流通經濟の方面に於ける貧弱な試みを述ぶるのは、ラッセルの賜を聊かにても活かさんとする微衷に外ならぬのである。

價格の世界からの解放は、社會主義學說の中に暗示せらるゝもの決して少くないは勿

論、價格經濟學の立場に立つ從來の經濟學通說の中にも亦見出さるゝのである。就中最

近時に於ける厚生經濟學 (Welfare Economics, Economics of Welfare, Theorie des Volkswohlstandes,

Theory of prosperity, Theory of progress, Theorie des wirtschaftlichen Fortschrittes) 構成の試みは何れ

も皆價格經濟學よりの解放の要求に應ぜんとするものである。而して近時に於ける此思潮の先驅と見る可きは、獨逸に於ける所謂倫理學派經濟學を外にしては、英國經濟學の宿儒アルフレッド・マーシャル其人であらう。彼畢世の大著『經濟學原理』の首篇は、實に厚生經濟學の大宣言とも見る可きものである——大塚教授の譯書又は拙著『經濟學講義』本全集第一集収録を見よ——。乍去、厚生經濟學の使徒としてのマーシャルの眞面目は、唯宣言に止まつて居る此書よりも、寧ろ彼の學問的閱歷は其ものに於て見る可きである。

近頃米國の學者某氏が米國經濟學協會雜誌に於いて指摘した通り、右の『原理』に於けるマーシャルは首篇に於ては是も鮮明に、又大膽に厚生經濟學の代表者たる立場を宣言はしてゐるが、第二篇以下の論は漸次價格經濟學の常套を襲踏し、終には他の儕輩と全く別つ所なき底の立場にまで落下し來つて居るのである。殊に其流通經濟論を述べ

たる第五、六兩篇の如き最も然りである。故に右某氏は評して謂らく、マーシャルは猶舊時の價格經濟學と新時代の厚生經濟學との十字街頭に彷徨しつゝあるものであると。此評は決して誣妄ではないと思ふ。是れ一にはマーシャル其人の穩健なる學風、慎重なる思索家たる本領の致す所たるには相違ないが、他面にはまた厚生經濟學の構成其事の甚だ困難なるを示めす所以である。學風の束縛なき獨逸の少壯學者の幾多の試みの未だ成效するに至らざること、就中社會政策の學問的樹立の成效するに至らざること、此言に裏書するものと思ふ。

マーシャル門下の逸材にして其の後繼者たるビグーは、先年『富と厚生』(Wealth and Welfare, 1912)てふ書を公けにし、近くは其全部を改稿して『厚生の經濟學』(Economics of Welfare, 1920)と改題して公けにし、其抱負を縷述し、マーシャルの企て、成らざりし所を大成せんと健闘して居るは、我々に取つて甚だ快き事である。ビグーと同様な事を他の點より仕上げんとしつゝあるは、獨逸のリーフマンで、Theorie des Volkswohlsandes (厚生の理論)てふ題の書を公けにす可しと豫告したのは數年前の事であるが、今日迄其書は顯

はれず、却つて價格經濟學の權化とも目す可き尠大なる『國民經濟原論』二冊が戰時中に公けにされた。米國のバツテン、塙國のミツチエリツヒ等は『繁榮の原理』『進歩の原理』など云ふ名の下に、厚生經濟學を組立てようとして居る様子である。以上何れも未だ大成の域には達して居らぬが亦以つて經濟學最近の思潮の趨く所を暗示するものと云ひ得ると思ふ。唯惜む可きは流通理論の方面からの考察が不十分なる事是である。

何故に然るかと云ふことは一考に値する。蓋し厚生の經濟學と雖も、經濟的厚生 (economic welfare) の概念を限定するには、貨幣評量てふ事を以て標準とせねばならぬ。貨幣評量を許す限りの厚生が、經濟學の對象たり得とする以上は、其評量せられたものと價格とは、多くの場合に於て一に歸するのである。従つて厚生經濟學と價格經濟學との分界線は甚だ曖昧に陥り易いのである。生産經濟の側面に就ては、貨幣評量は同時に物の分量、働きの分量又は時の長さによつて匡正せられて、必ずしも價格現象と混淆し盡されな

いで濟むけれども、流通經濟の側面に於ては、其れが甚だ六ヶ敷しいのである。従つて流通經濟の厚生學の成立は甚だ後れて居るのである。

四

パトランド・ラッセルは其『數學原理』に於て次のやうなことを言つて居る。「非ユークリッド幾何學の發達以來、純正數學はユークリッドの公理や定理が、現實の空間に就て正しきや否やの問題とは、何等の關係を持たぬやうに考へられて居る。此種の問題は現實的數學に向つての問題であつて、決定の可能なる限りは、實驗と觀察とによつて決せらる可きものとせられて居る。純正數學の論斷する所は、單にユークリッド式定理は、ユークリッド式公理から出て來るもので、即ち其れは一のイムプリケーションを肯定するに過ぎざるものであつて、此くくの性質を有する空間は、又此くくの他の性質を持つものなりと論定するに止まる。従つて純正數學に於て取扱ふ限りに於ては、ユークリッド幾何學も、非ユークリッド幾何學も均しく正しいものである。其何れに於てもイムプリケーション以外、何物も論定せらるゝことなきものである。故に現實に存在する處に就ての一切の定理——例へば吾人の棲む空間に關する定理の如き——は實驗又經驗科

學に屬するものであつて、數學に屬するものではない」と。

ラッセルが此言を爲したとき、彼は未だアインシュタインの相對原理に接して居らなかつたので、然る限りに於て此言は、學問の二大別を暗示するに適當な言表はし方と認む可きである。然るにアインシュタインの相對原理説の出でて後は、ラッセルの言は多少の修正を必要とする。經濟學に就ての形式主義と實驗主義との兩立可能論は、此修正の後に於ては、其以前に於ける若干の存在の理由をも全く失ふものと云はざるを得ぬ。——此點『實業之世界』所掲拙論『階級闘争とアプリアオリからの解放』を見られたし、但し同時に石原純博士の同誌其の次號に於ける拙論批評をも併せ見られたし——少しく説明して見れば、幾何學に於けるユークリッド幾何學と非ユークリッド幾何學の對立に比較し得らる可きものは、經濟學に於ては、アダム・スミス經濟學と非アダム・スミス經濟學との對立である。ラッセル流に云へば、純正經濟學なるものに於ては、一定の經濟的動機を有すと前提せらるゝ經濟人の上に立論するアダム・スミス經濟學も、其前提なき非アダム・スミス經濟學も、此イムプリケーションの論定としては共に正しかる可きである。其動

機が現實の人間と如何なる交渉を有するやの問題は、所謂純正經濟學に取つては無關係なりと云ふ可きである。幾何學に於て相對原理が此を打破したと信ずる我々は、更らにより強い意味に於て經濟學の天地から、此くの如き純正經濟學、イムプリケーションの論定を業とする形式科學としての經濟學は掃除し去られたと思ふものである。哲學に於てはアプリアオリからの解放と云ふことを主張するのは、科學者が實驗室に於ける多年の苦心を度外視して、單に新奇なる流行を趁ひ求むる輕薄兒の所業なりと罵倒することが許されるところでも、經濟學上に於ての私の如上の主張までが、同一の取扱を許すものとは云へまいと存する。

價格の經濟學は形式論理の取扱を以て足るであらう。否此くの如き取扱に最も能く適して居たことは、リカルド經濟學の久しきに渉る全盛が十分に之れを證明し、リカルド經濟學の延長たるマルクス經濟學の流行が更らに之を確めてゐる。ロツシアアが歴史派の旗幟を樹て、奮然として立つたのは、實に此の強大なる力に對する抗争を開始せんが爲めであつたのである。ブレンタノ先生の『正統派經濟學論』も此の抗争の繼續で

あつたのである。我々が形式論理經濟學に極力反對する所以は、其上に立つ限り經濟學は到底價格經濟學たる域を脱し得ないからである。厚生の經濟學は、形式論理の束縛の下には到底建設し得られないからである。我々は單に光を求むるのみならず、同時に又果を求むるものである。否其光を求むるは果を得んが爲めである。——坂西教授神戸高商創立記念講演『經濟文化發展過程上の二傾向』を参照せよ——經濟學の術語を以て云へば我々が價格を研究するは、其れ自らの目的ではない、經濟學的厚生 (Economic Welfare) が之と關連する事を知る故に、之を研究して厚生の研究に進まんと欲するのである。經濟現象、就中流通現象は——而して然るが故に勞働爭議の問題は——先づ價格の現象として我々の前に横はるから、此研究に従事するのである。決して價格の現象だけを究めて能事とする意ではない、然るに此點を混雜せしめ以つて價格經濟學からの解放を著しく妨害したのは、經濟學の通説に於て重要な地位を保つ利用 (我邦多くの學者は効用と云ふ) Utility なる語である。

經濟的厚生は貨幣評量を許す限りの満足と不満足とに關連するものであるけれども、

其關係は決して直接のものではないのである。兩者の間に欲望と嫌惡とが介在して居るのである。或る人が或物又は或労働に對して提供するを肯ずる一定の貨幣額は、其物其働きより得可き満足、又は之を得るによりて免れ得可き不満足を直接に測るものではない、唯だ其物其働きに對する欲望、願求の強さを測るに過ぎないのである。然るに此欲望願求の強さを言表はすに、普通利用 *Utility* なる語を充て、居る。併し利用なる語は満足の度合の謂であつて、願望の度合 *Desirability* 又は *Desiredness* の度合の謂たる可きでないのである。利用大なりと云ふは、得る満足の大なるの意であつて、吾々が之を追求し願望すること大なるの謂である可きではない。然るに此兩者を均しく利用なる同一語を以つて言表はすもの多いが爲め、兩者の區別が曖昧となつたのである。故に伊國の學者バレントは、利用 (*Utilita*) なる語に換ふるに『オフエリミタ』 (*Ophelimita*) なる語を以てす可しと主張し、米國の學者中には『ウォンタビリテ』 (*Wantability*) なる語を新鑄し、其單位を『ウォンタブ』 (*Wantab*) と稱す可しと云ひ、英國のビグーはデザイアドネス (*Desiredness*) なる語を以てす可しと主張して居る。即ち提供せらるゝ一の價格は、正

當なる意味に於ける利用とは直接に關連するものではなく、『オフエリミタ』『ウォンタビリテ』又は『デザイアドネス』若くは『デザイアビリテ』 *Desirability* と關連するもので、然るが故に間接に利用と關連するに止るものである。

今假りに『オフエリミタ』『ウォンタビリテ』又は『デザイアドネス』を『要用』と邦譯するならば、價格が測る所は此『要用』であつて、『利用』ではないのである。『利用』が價格と終始すると云ふのは、『要用』の度合は大體に於て、利用の度合に伴ふとの條件の下に於てのみ許容せらるゝのである。平たく云へば、甲乙兩個のものに對する或人の要求の強さと強さとの間の割合が、其の兩個夫々の所有によつて、彼が得る満足の割合に均しとの前提の下に於てのみ、利用は價格と相關連するものと云ふ可きである。然るに此前提は必ずしも常に許容され得ないのである。満足の期待と其の實現との一致せざる所であるが、其以外に於ても此一致の前提の保たれない場合は、澤山あるのである。此處に價格の經濟學と厚生の經濟學との根本的差違が力強く働くのである。殊に労働爭議を、單一のプライスカムプ (價格闘争) と見るの失當が著しく懸はるゝのである。

従つて労働争議を價格現象と見ることの甚だ不可にして、之を厚生現象と見ざる可からざる理由が存するのである。労働争議は『プライスカムプ』でなく、『メンシエンカムプ』(人の闘争)であり、否ベルゾエーニリヒカイツカムプ(人格闘争)而して然るが故に厚生闘争(ヴォールフアールツカムプ、ウエルフェーアストラツゲル Wohlfahrtskampf; Welfare Struggle)たる所以茲に存するのである。而して從來爲された厚生經濟學構成の試みが流通の側面に於て甚だ缺如たるものある所以も、亦茲に存して居るのである。

五

厚生の理論は、塊太利派の限界利用説に於て著しき刺戟を受けたことは言を須たざる所である。又所謂主觀學派、倫理學派の援助を受くる尠少ならざることとも之を認めざるを得ない。乍去、今日迄の限界利用説や主觀學説——リーフマンも此中に含む——は、其所謂『利用』や『収益』(リーフマンの Ertrag 『エルトラーグ』)やの觀念を、『要用』と嚴密に區別せざるが爲めに、厚生學の構成に貢獻すること十分なるを得ないのである。

従つて其の『利用』『収益』と貨幣稱量又價格との關係に就て甚だ曖昧な立場に立つて居る。其絶好の代表者はアルフレツド・マーシアルである。

マーシアルの『消費者餘剩論』は甚だ暗示に富む着想であり乍ら、唯だ其れ丈けに止まつて、更らに些の進展を今日に至るまで見得ないのは、此曖昧性の累するが爲であると思ふ。リーフマンの極めて大膽にして、或意味に於て破天荒なる新説が、同學者から著しき非難を受くるを免れない一部の理由も亦茲に存すると思ふ。彼の所謂『エルトラーグ』は、利用と費用との差額なりとも云ひ、又た一つ關係比例なりとも云つて、兩つの觀念を鮮明に別つことの出来ないのは、主として之れが爲めである。——マルクスの労働價値論は勿論として——。

此の曖昧を撤去することは、確かに厚生經濟學建設に向つての一大準備事業である。厚生經濟學を以て題名とするピグーの最新著 (Economics of welfare, 1920) は、若干此準備事業に向つて着手はして居るが、彼は何處迄も『國民分配分』ナショナル・デベロプメントの舊套を脱し得ない爲め、流通理論に寄與する所が極めて少く、國民分配分の大きさを以

て、聽て厚生の度合と終始するものなりとする常識論に墮して仕舞つた。彼は其總論の歸結として四個の設理を爲して居る。曰く——他の事にして均しき限り、國民分配分の大きさに於ける増加は、經濟的厚生を増す可き蓋然性を有す。二 他の事にして均しき限り、國民分配分中貧民に歸着す可き割合の増大は、經濟的厚生を増大す可き蓋然性を有す。三 他のことにして均しき限り、國民分配分の可變性の減少は、經濟的厚生を増加す可き蓋然性を有す。四 他のことにして均しき限り、國民分配分中貧民に歸着す可き部分の可變性の減少が、富者に歸着す可き部分の可變性の之れに應ずる増加を價として起るときは、經濟的厚生を増大す可き蓋然性を有すと。此の四個の設理の凡てを通じて先づ起る疑問は、彼の所謂經濟的厚生の増大なるものは、要用の増大の謂なるか、利用——此語の正當なる意に於ける——の増大の謂なるか是れである。

願望の増大、要求の擴大が得らるゝ満足の増加と同一のものなるならば、此くの如き疑問を起すは誠に無用なことであるが、願望の増大は得られたる満足の増大ならざる限り、我々は此の疑問を先づ解決しなくてはならぬ。労働争議が單なる「ブライスカムプ」

でなくして「ヴォールファールツカムプ」なる以上、我々は此疑問を輕視することが出来ない。他の事にして均しき限り、國民分配分の増加が經濟的厚生を増すと云ふのが、要を増すと云ふ意ならば、我々は直ちに之を肯定するに躊躇せざるものである。其れは此度の大戰中、又は其間もなき後の我邦の現状が有力に證明する所の如くである。之れに反して國民分配分の増大は、國民の得る満足の總量を——他の事を均しとするは勿論として——即ち國民の得る總利用を増大すとの意ならば、我々は之に對して、直ちに肯定も否定もなし能はざるものである。

今此問題に立入つて考察するに先つて、要用と利用との一致性に就て、最も重要な一般的考察を略言することを許されたい。其は時間の問題である。此點に於ても私はアインシュタインの新説から著しい暗示が與へられ得るものと思ふ。空間の三デイメンションに、更らに時間を第四のデイメンションとして加ふ可しとの彼の主張は、經濟學に於ては疾くに暗中模索的に到達して居た處である——私の十數年前の論稿『トマス・ダキノの經濟學說』本全集第三集七八七頁を参照せられたし——而して私は數年前よりマーシャル

及ビグーの説に對し、利用費用相關論は、更に時間を加へなければならぬ。利用費用——餘剰の經濟理論は、利用費用時間——餘剰の經濟理論たらざる可からずと主張しつゝあるものである。而して此意味に於て、時間は常に縦線に對する横線として考へられなければならぬと思ひつゝあつたもので、而して此點に於て私は、アインシュタインの新説によつて著しく刺戟を受けたものである。

——經濟學上に於ける時間は、常に費用と利用、餘剰に對し特殊相對性を附與するものである。凡ての時に涉りて妥當にして普遍なる費用、利用、餘剰はあり得ぬ。此事は輓近に於ける物價の趨勢に、少しでも注意を拂つたもの、直ちに看取す可き處である。クナップは其貨幣國定説に於て、貨幣價值特に計算單位の概念は時間的にのみ、歴史的にのみ説明し得可きものなりと主張してゐる。私は更らに之を布演して、凡ての價格は時間的に、歴史的にのみ説明せらる可きものなりと主張するものである。殊に厚生學の立場に立つときは、厚生とは凡て時間的にのみ解せらる可き一の意識状態であつて、而して厚生に大小を分ち得るは、時間と關連してのみ可能な事であつて、時間を離れたる厚生の大小は、之

を理解する能はざるものなるを力説せざるを得ぬものである。従つて一物、一働の收得に繋る要用と利用（即ち満足）は、同一時間に起るとき一致するものと推定し得とするも、要用發動の時と満足享受の時とが異れば、此の一致は全く打破せらるゝものである。而して要用と利用とは其享受の時を同ふせざることが通例である。然らば時の差異は之を比例相關的に説明し得るかと云ふと、斷じて然らずと答ふるの外はない。

時の差異は凡ての點に於ての一致を打破するものである。此事は通説に於ても『將來の享樂の現在價值』『將來の割引』または『期待性（プロスペクティブネス）の大小』などと云ふ名を以て若干説かれて居る所である。さればビグーの云ふが如く、國民分配分の増大が經濟的厚生を増大を來すと云ふのは、之を時の上に振當て、見なければ、肯定も否定も共に爲し能はざる處である。即ち國民分配分の増大が同一時に於ける利用の、従つて満足の増大を來すものと云ふ大なる假定を認容せねばならぬのである。

私は今茲に流通經濟の理論其のものを説きつゝあるのではないから、時間の問題に此以上立入つて論ずることを斷念せねばならぬ。ソコで、時間の問題を全く別に置いた上で、

ビグーの第一設理果して直ちに受入れ得るやと云ふに、我々は眼下に、彼自ら甚だ重大な制限をこれに加へて居ることを見出すのである。即ち曰く「國民をして其願ふ所と其利益とが命するより以上働かしむる強制、または壓力を加ふることなくして、生産効程を増大し、従つて國民分配分の平均量を増大する原因は、其國の可消費所得の分配を害せず、又は其の可變性を擴大せざる限りに於ては、全體としては經濟的厚生を増すものである」と。他の語を以て云へば、一、生産能率増進の爲めに、強制又は壓力を以て人の願望、利益が要求する以上労働せしめざること。二、國の可消費所得の分配を害せざること。三、國の可消費所得の可變性を増大せざることの三つの條件の下に於てのみ、ビグーは其設理を眞なりとするものである。此等三個の條件其何れか一を取るも實に重大なものである。況んや三つも重なつて居るに於てをや。而して吾人の價格經濟生活の根本的缺陷は、實に此三個の條件其一だにも充されて居ないことに存するのである。

ビグーの設理は自殺的である。是れ彼が國民分配分を出立點とした爲めであり、又た國民分配分の増大てふ生産の側面から、厚生學を建造し始めんとした誤のためである。

思ふ。ビグーの設理は又た自明的なる一のトルイズムである。彼の擧げたる三條件が充たさるゝならば、其は經濟的厚生に導く可きは言ふ迄もない處であつて、彼が試みた詳細な分解は殆んど徒勞に墮するものである。問題は彼のアツサーションの當否に存せず、彼の「プロヴァイズ」の可許性に存する。而して此問題の解答は、國民分配分の増大てふ生産經濟論——國富増殖論と其本體を實は一にする所の——を以てしては到底與へられ無いのである。此解答の必要は我々を導いて流通經濟論に向はしめる外はないのである。

六

國民の労働が各人の願望及利益が要求する以上に強制、壓迫によつて擴張せられざるや否や、國の可消費所得の分配が害せられざるや否や、其の可變性が擴大せらるゝことなきや否や。兎にも角にも此等を保障す可き機關や施設やは現在の經濟生活には特置せられてないと云ふことが其の特徴であるのである。中世封建制度の下に於ける隸農制

度（ヴェーケネーデ、グーツヘルシフト、コロナート等）には或度まで保障のあつたことは言ふまでもない所である。中世のギルドに在つては、此保障は著しく與へられてあつた。所謂「産業の自由」とは、一面には此の保障の撤廢を意味して居るものである。「産業革命」とは、此く保障せられたる産業が、保障を取去られた産業となつた行程の謂である。と見る可きである。

更にピグーの第二、第三、第四の設理、即ち國民分配分中貧民に歸着する部分の増大は——他の事にして均しき限り——經濟的厚生を増大を意味す、國民分配分の可變性の減少は——他の事にして均しき限り——經濟的厚生を増大を意味す、貧民に歸着する國民分配分の可變性の減少は、富者に歸着する部分の可變性の増大を價として起るときは、經濟的厚生を増大を意味す云々と云ふことは、何れも流通の現象であつて生産の現象ではない。今假りに此等の設理を悉く眞なりとして、然らば此等の作用は現在の經濟生活に於ては、如何なる機關、如何なる設備ありて之れを招致するやと云へば、一般に社會政策と稱せらるゝ立法行政及自治の施設の外には是なしと答ふ可きであらう。乍去、此等の社會

立法、社會行政、社會自治、社會政策をして、存在の理由あらしむるものは何ぞやと問へば、第一の設理に對すると同一の答を與ふるの外はない。

今日の經濟生活に於て、労働者の願望、利益に反して労働を強制、壓迫する作用を防ぎ、國の所得の分配を害し、其可變性を増大せんとする作用に對抗するものは、主として厚生闘争、厚生運動としての労働争議、労働運動のみである。他に若干の機關ありとも、其力は極めて微弱殆んど用を爲さず、而して其用を爲す限りに於ては、厚生運動としての労働運動を背景とし、之を動源とするものである。其れと同様に今日の社會政策、社會自治をして眞に其用を爲さしむるものは、其背後に於ける有力なる労働運動であり、之を刺戟するものは、厚生闘争たる労働争議是れであるのである。若しも労働争議が單なるプライスカムプ價格闘争であるならば、單なる賃銀引上げの争議であるならば、吾人今日の經濟生活は、一のバリエーチヴなき一の保障なき暗中摸索生活に墮する外はないのである。

労働争議を單なる價格闘争又一の生産現象としてのみ見るときは、其はピグー等の所謂國民分配分増大の勁敵と目するの外なきは言ふまでもない。同盟罷工、サボタージュ、

否此處まで至らざる凡ての勞働爭議、何れか直接に之れによつて脅かさるゝ産業を生産的に害せざるものあらんや。否直接に脅かさるゝ産業のみではない。間接に受くる損失も決して尠少ではないのである。此意味に於て勞働爭議は、確かに一のソーシアル・イヴイルである。殊に國の基礎産業に於ける爭議に於て然り。私が今此稿を草しつゝあるとき、大正十年英國に於ける三角同盟は愈々大罷業を執行す可しとの倫敦電報を日刊紙上で見た。三角同盟は何れも英國の基礎産業に關するものである。千九百十二年三月の英國炭坑夫の大罷業の爲め、英國全體の勞働組合員の失業の割合は一割一分であつて、千九百三年より十二年に至る毎年三月の平均失業數五分五厘の倍に當つて居る。一産業たる炭坑夫のストライキは、此くも全國の失業者數を増したのである。蓋し基礎産業に於ける罷業は（第一）其業に従ふ勞働者の收入を絶つ爲め、他の産業の生産品に對する彼等の購買力を減じ又は全滅すると共に、（第二）他の産業に其要する原料を供給することを得ざらしめて、其生産を減少するものである。

此の第二の作用は、必ずしも凡ての産業に於て同一でないと言ふ迄もないが、罷業の起つた産業が、より基礎的ならばなる程、又た其が他の産業との交渉の範圍廣ければ廣いほど、此の第二の作用は大である可きである。即ち炭坑業、運輸業、就中鐵道、船舶業は最も然るのであつて、英國に於ける三角同盟の罷業は、此第二の作用殆んど絶大なりと云ふ可きである。之に比すれば紡績業の罷業などは、遙かに影響の小なるものである。

されば單に國富の増進を希ふ價格經濟學の立場に立つ人々が、凡ての罷業、一切の勞働爭議を咒咀するのは無理のない所で、就中三角同盟の罷業の如き基礎産業に於ける爭議を以て、亡國的の非擧たるかの如く之を憎むは、一應道理のあることである。然り價格經濟學が吾人の經濟學の一切であるなれば！乍併我々は何の爲めに價格を收得するか何の爲めに價格の收得を大事と考へるのか、何の爲に價格闘争を敢てするのかを考へて見なければならぬ。我々は價格の爲に作られた動物ではない、我々は價格世界の奴隸たる可きではない。我々は我々の生を厚ふし我々の用を利し、人類としての生活の充實發展を期するに方り、今の世界が價格の世界なるが故に、其理法を尊重するに外ならないのである。厚生の經濟學の立場に立つものは、一切の勞働爭議を單に富の増殖の障碍と見

る底の低い見地に安ず可きではない。否我々は此等の争議を更らにより、高きより、廣き見地から篤と考察して見なければならぬのである。

七

労働争議の種類は實に千差萬別である。乍去我々の立場より見れば、其一切を大別して二とすることが出来る。(一)は既締労働契約に關する争議で、(二)は將來の労働關係に關する争議是れである。第一は既締契約の運用に關する争議であるから、主として解釋の争 *Interpretation disputes* である。而して労働争議の影響の大なるは、主として此第二に屬するものである。解釋争議も決して之を輕視す可きではない。乍去、其争議には既締契約と云ふ共同の立場共同の制限がある、従つて其争の範圍は限られて居つて、無限に擴大するものではない。之に反し將來の労働關係に就ての争には、此くの如き共同制限はないから、其争の範圍は當事者の力次第で如何様にも擴大し得る。現英國の三角同盟の争ふ所は、實に此種に屬するのである。而して此種の争こそ又た厚生闘争として、より

重大な意義を有して居るものである。我々は戦後に於ける世界殊に歐羅巴の労働争議が、段々解釋争議たる狭き性質のものから、將來争議たる廣き性質のものに變じつゝ、來つたことが、特に重要な點であることを忘れてはならぬ。同時に我々は労働争議が急速なる勢を以て、價格闘争から厚生闘争へ進化し來つたのは、此れが爲めであることは必ず之を記憶して置かねばならぬのである。尤も解釋闘争でも其範圍廣きに亘ることあり、又た根本的なる問題に觸れ重大な影響を有する場合もあり、將來争議でも其影響左程大なるものあることは否定す可きではない。殊に我邦に於ける労働争議は、未だ多くは解釋争議の範圍に屬するものであるが、其關係の可なり重大なものあることは、茲に絮説する迄もないことで、今此稿を草しつゝある際問題となつて居る足尾銅山の紛争の如き今日或は警察力其他を以て鎮壓し得るとしても、其累積的影響は必ずや將來に於て重大なものある可きは、茲に豫言するを躊躇せざる所である。

労働争議を係争の對象に従つて分類するときは、更らに二大別を生ずる。即ち第一は賃銀争議 (*friction of wages*) 第二は境界争議 (*Demarcation disputes*) 是れである。賃銀争議を更

らに細分して、労働の報酬、一般に賃銀の貨幣稱呼に於ける率及賃銀形態、賃銀制度并に貨幣は現物を以てする特別給與（歩増）罰金、歩引等に關するもの、**二**、従業者の行動態度に關するもの（労働時間及作業規則の問題を含む）の二とし、境界争議を細別して**一**、各種労働者及器械間の仕事の割當に關するもの、**二**、雇主が従業者を招致する範圍に關するもの、**三**、作業事項の決定に従業者参加の問題に關するもの、**三**とする。ヒグー「産業而の平和」参考

して労働争議の重なるものは、**第一**の賃銀争議に繋るものなるは言を須たざる所である。實に今日までは労働争議と云へば、賃銀と労働時間とに關するもの其の大多數を占めて居る。唯だ大戦後に於て此状態は著しく變化して來たのである。

「賃銀争議としての労働争議は、無論價格闘争の形を取るものである。賃銀争議が労働争議の大々部分を占めて居た過去に於て、労働争議は全く單なる價格闘争に終始するものと考へられて居たのは、此事情に基くものなるは言ふまでもない。」乍去一見單なる價格闘争たる賃銀争議も、其根柢に於ては厚生闘争であることを説明し得れば、本論の要旨は十分に諒解し得らるゝことゝ信ずる。以下其説明を試みよう。

八

今日の流通生活に於ける價格の決定は懸引 (bargaining; Verhandlung) によるものである。英國に於て労働協約 (所謂團體交渉 Tarifvertrag, contrat collectif de travail, contratto collettivo di lavoro) のことを普通に共同懸引 (collective bargaining) と稱して居るのは、一見甚だ不精確な用語の様であつて、實は誠に能く其真相を語つて居るのである (拙著『改訂經濟學考證』三労働權労働全收權及労働協約 (本全集後段收錄) 労働團結が如何に發達し、仲裁調停の機關が如何に整頓して居ても、今日の流通生活の組織にして變ぜざる限りは、労働關係は一の懸引であり、労働協約は唯だ一の進歩した懸引の形式たるに止るので、決して其以上に出づるものではないのである。唯だ從來の労働契約に於ては、其懸引は孤立的に強き雇主と弱き労働者との間に行はれて居たのに反し、労働協約に於ては労働者は團結の力によつて、力強き若くは對等なる懸引者となり得ると云ふのである。但し事實に於ては労働協約存する場合に於ても、労働者が眞に雇主と對等の強さを持つ當事者となり得ない場合は澤山あるの

である。然し假りに労働協約により若くは協約なくとも、團結の力によつて労働者が雇主と眞に對等の強さを持つ取引者となつた場合を想像して見よう。此場合に於ける賃銀懸引は商品の賣買者間に行はれる賣買懸引の理に従ふものである。故に煩を忍んで此場合に就て先づ説明を試みよう。

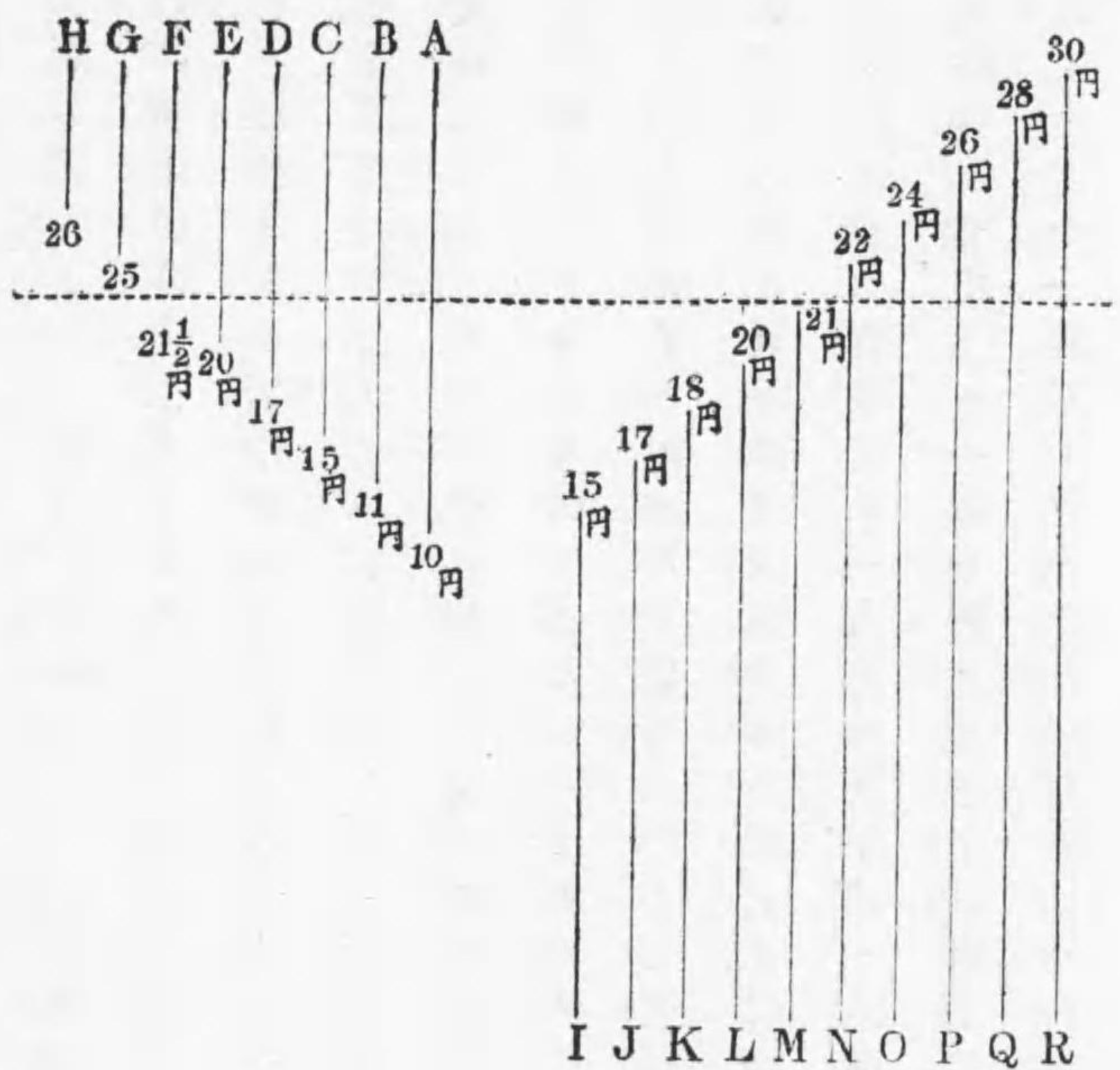
最も簡単な場合を例に取つて見る。甲は一頭の馬を有し、之に對して乙一人が買手であるとする。此場合に於て乙が支拂はんとする最高の價格が甲が賣らんとする最低の價格に達せざるときは、價格は成立せず取引が行はれぬと言ふ迄もない。例へば甲は最低十五圓に賣らんとし、乙は最高十二圓まで支拂はんとする場合は如き是れである。然るに甲は最低十五圓まで賣らんとし、乙は最高十八圓までは支拂はんとする時には、賣買は行はれ價格は成立する。其成立する價格は十八圓と十五圓との間の或點たる可きである。其或點なるものは如何にして定まるか。其當事者が互に相手の立場を知らないときは、此點は懸引の巧拙によつて定まり、相手の立場を知るも、力對等ならざるときは力の強弱によつて定まるの外はない。甲は乙が十八圓までは忍んで支拂ふ可きを熟知す

るに、乙は甲が不得已場合には十五圓にて賣る可きを知らざる場合には、甲は飽く迄十八圓を得んことを主張して其價格を得るなる可く、反對に乙は甲が十五圓まで忍ぶ可きを知るも、甲は乙が十八圓まで忍んで支拂ふ可きを知らざるときは、乙は十五圓にて甲の馬を購ふことを得るであらう。甲乙共に相手の極限を知らないときは、双方探合ひを爲し、此以上の要求は相手が應ぜざる可しと推定する點に於て讓歩する外はない。「懸引の巧拙」とは此場合に行はるゝ事である。而して以上何れの場合も當事者各一人のみの場合、即ち競争なき場合のことである。然るに當事者が二人以上あるときは競争が行はれる。先づ競争が一方のみに行はれる場合を考へて見よう。馬の賣手は甲一人であるが、買はんとするものは乙丙の二人ありとする。而して乙丙共に最高十八圓までは支拂はんとするものと假定する。此場合に於ては甲は乙に賣るも丙に賣るも全く同じ事で、乙丙をして互に競争せしめて、結局十八圓と云ふ價格で乙なり丙なりへ己の有する馬一頭を賣れば宜いのである。次に乙丙二人各支拂はんとする價格を異にし、例へば

甲の賣らんとする價格
乙丙の買はんとする價格

		二十圓			
		十九圓			
		十八圓			
		十七圓			
		十六圓			
		十五圓			
		十四圓			
		十三圓			
		十二圓			
		十一圓			
		十圓			
		九圓			
		八圓			
		七圓			
		六圓			
		五圓			
		四圓			
		三圓			
		二圓			
		一圓			
		零圓			

なりと假定する。乙の最高限は十九圓丙の其れは十八圓である。此場合に於ては、乙丙の競争によつて定めらるゝものは、實際の價格其ものではなく、其が下り得る最低限である。乙と丙とは十八圓までは互に競争するに相違ないから、實際決定せらるゝ價格は十八圓以下たる氣支はないのである。即ち乙丙の競争は、此の最低限を十八圓と定める作用を爲すのである。實際の價格は此最低限の十八圓と乙の最高限の十九圓との間に定めらる可きである。而して、其點は決して競争によつて定まるのではない、何となれば十八圓以上の或點に於ける價格に就ては、丙は全く局外に去つて、乙は無競争の地位に立つからである。此點は買手乙と賣手甲との間の懸引によつてのみ定められるので、其は懸引の巧拙又は懸引に於ける力の強弱によつて定まること、無競争の場合と全く同じである。



最後に賣手買手の兩方に於て、共に競争の行はれる場合を考へて見る。例へば馬の賣手A B C D E F G H 八人ありとし、其賣らんとする馬は全く同質のもので、賣手八人共市場の情況に通ずること同一なりと假定する。但し其最低要求價格は其々に異なるものとする。買手はI J K L M N O P Q R の十人あつて、其提供せんとする最高價格を各異にするものとする。即ち假りに上圖の如くなりとする。

今價格十圓なるときは賣手はA一人

で買手はIよりRまで十人悉く其れである。ソコで十人の買手は互に競つて、Aの一頭の馬を得んとして競争が行はれる。其結果価格は十圓以上に上る。上つて十一圓となれば賣手はA、B二人となる。然し十人の買手は依然競争を繼續するから、十一圓で買ふことは出来ないで価格は更らに上る。上つて十五圓となれば賣手はA、B、C三人となる。然し買手中の三人のみに買はせて、他の七人は之を傍觀するやうな事はないから価格は更らに上る。上つて十五圓五十錢となればIなる買手は脱退する。彼は最高十五圓までを拂はんとするものであるから、十五圓五十錢では買手とならぬ。然し未だ九人の買手が三人の賣手と相對して居る。かくて価格は更らに上つて、十七圓五十錢となれば賣手は一人殖え買手は一人減する。然しまだ賣手四人に對し買手は八人残つて居る。二十圓に上れば賣手は又一人殖え買手は一人減る。其結果賣手五人に買手六人となる。更らに上つて二十一圓を超えるときは、買手は更らに一人減つて、賣手五人に買手五人となる。二十一圓五十錢となれば、賣手は六人となり買手は依然五人であるから、価格は成立せぬ。乃ち成立す可き価格は、二十一圓以上二十一圓五十錢以下であらねばならぬこ

とは明かである。然し其れが例へば、二十一圓十錢、二十錢、三十錢、四十錢の何れである可きかは未だ分からぬ。賣手は成る可く二十一圓五十錢に近づけようとし、買手は成る可く二十一圓に近づけようとするに相違なく、必竟は賣手全體と買手全體との懸引の巧拙又は力の強弱によつて定まる物であつて、當事者の一方間に於ける競争は此點を決するものではない。當事者間の競争が決定するものは、二十一圓と云ふ低限と、二十一圓五十錢と云ふ高限丈で、實際の價格其ものではない。實際の價格其ものは、結局に於て懸引の巧拙、力の強弱によつて定まるものである。されば此點から見れば、競争が價格を決定すと云ふ經濟學の通説は誤まつて居るので、其れは競争が價格懸引の最高最低兩限を決定することを見誤まつたのである。従つて正常なる意味に於いて競争價格(Konkurrenz-Preis)など云ふものはあり得ないのである。競争は價格闘争の範圍を定めるに過ぎない、價格闘争其ものではない。價格闘争は競争の定めた此範圍内に於て、而して競争者間の力と巧拙によつてのみ行はるゝのである。

九

以上の説明によつて、懸引は需要供給角逐の行程であり、従つて其れによつて定められた価格なるものは、其角逐に於ける需要供給兩者の懸引の巧拙、力の強弱を反映するものなることが粗ほ明かになつたと思ふ。處で斯く定められた価格は、又た反對に需要供給を支配するものである。前例に於て二十一圓十錢、二十錢、三十錢、四十錢等の価格は、A B C D Eの五人をして賣手たらしめ、N O P Q Rの五人をして買手たらしめるのである。其れ以外の賣手と買手とは、斯く定められた価格の爲めに、取引市場以外に驅逐せられるのである。是れを經濟學の通説に於て、疎外せられた買手と賣手 (excluded buyers & sellers) と名けて居る。之に對して定まつた價格に於て、現に賣手となり買手となるものを、現實の買手と賣手 (effective buyers & sellers) と名けても差支ないであらう。イクラ善良な商品を生産したもので、其生産費の-highが爲め、定まつた價格に於ては現實の賣手となり能はざるもの、イクラ買はんとする念強く、之を購ひ得れば人を益し己れを利する見込確

實な者でも、其定まつた價格を拂ひ得ざる者は、共に右の價格の爲に疎外せられ驅逐せらるゝを免れない。是が價格本位たる今日の流通經濟生活の根本的特色であるのである。賃銀競争としての労働爭議は、其形式に於ては一の價格闘争である。即ち以上説明した懸引の上に於ける争である。従つて其れは労働全收の争でもなく、又た元より生存闘争でもない。其爭議の對象は、労働者の生存其ものでもなければ、生産上に於ける其の貢獻でもない。而して又た流通經濟内に於ける所得總額に就て争ふものでもない。懸引上の爭議たる賃銀爭議は、労働者が生産上に於て爲す所のこと、又は爲す可き所のことの全體に就て争ふのでないと共に、其争はるゝ賃銀なるものは、労働者が労働者として收得する所の所得其ものを指して云ふのではない。

價格の決定には二つの作用を區別せねばならぬ。一は各單位当たりの現實價格の決定二は賣買せらる可き單位數の決定是れである。前例に就て云へば、二十一圓三十錢てふ價格の決定は、馬各一頭に就て二十一圓三十錢てふ現實價格を決定する所以であると共に、かく價格が定まれば、其價格に於ては六頭は賣買されず四頭は賣買されずして、五頭

のみが賣買せらるゝと云ふことを決定するのである。此の賣買單位數の決定は、現存の賣買對象、例へば商品に就て云へば、現實賣買商品と疎外賣買商品とを分界裁定することであり、將來の供給對象に就て云へば、供給（従つて又た需要）の割合を決定すること、なるのである。

労働の價格たる賃銀も一の價格である、然るに労働なる商品は、現實の商品ではない將來の商品である。是が商品として見た労働の根本的性質で、従つて其賣買懸引が現實商品の賣買懸引とは甚だ異なる所以である。マルクスは労働力も一の商品なりて、眞理を力説するに甚だ勉めた、而して今日に於ては、労働を商品として見ることは、經濟理論に於て誰人も之を拒み得ざる事となつた。但し拙著『暗雲録』(本全集第六集收録)十四『勞につて』改造年併マルクスは商品としての労働力の特質を、労働其もの、性質上からは可なり周到に説明したが、其れが將來商品であつて、現在商品でないと云ふことを十分に明かにしなかつた。ブレンタノ先生はマルクスとは獨立せる見地から、労働者が商品の賣手としての特殊の性質を有することを甚だ詳密に論ぜられて、經濟學上の定論を打立

てられた。マーシアルはブ氏の説を其の『原論』に採用して、賃銀論の基礎とした。年併兩氏とも労働契約が將來給付契約なることには殆んど論及して居られぬ。従つて價格闘争としての賃銀争議の根本的特質が十分に明かにせられずにある。此事は經濟學の純理の上に於ての一大缺陷たるに止まらず、實際の労働問題解釋の上にも累を成して居るのである。殊に賃銀制度全廢を高唱する人々、就中近來の流行論たるギルド・ソート・アリズムに於て、其廢す可しとする所の賃銀制度とは、何を指して云ふものであるか、判然として居らず、徒らに一の『ロゴマキ』Logomachy たるの觀を脱して居らぬのである。労働の給付は過去生産の結果を提供するのではない。労働は労働するによりて給付せらるゝのである。労働雇傭契約は將來給付の契約であつて、契約締結の瞬間に於ては、其給付對象は未だ存せざるものである。従つて契約に於て定むる賃銀なるものは、現實商品に對する價格の謂ではなく、將來給付の場合に於ける價格算出の割合、報酬の基本率たるに過ぎざるものである。故に賃銀争議とは現實價格の大小に關する争議ではなく、將來價格算出の定率の大小に關する争議である。賃銀懸引は現實賣買の懸引でなく、定率

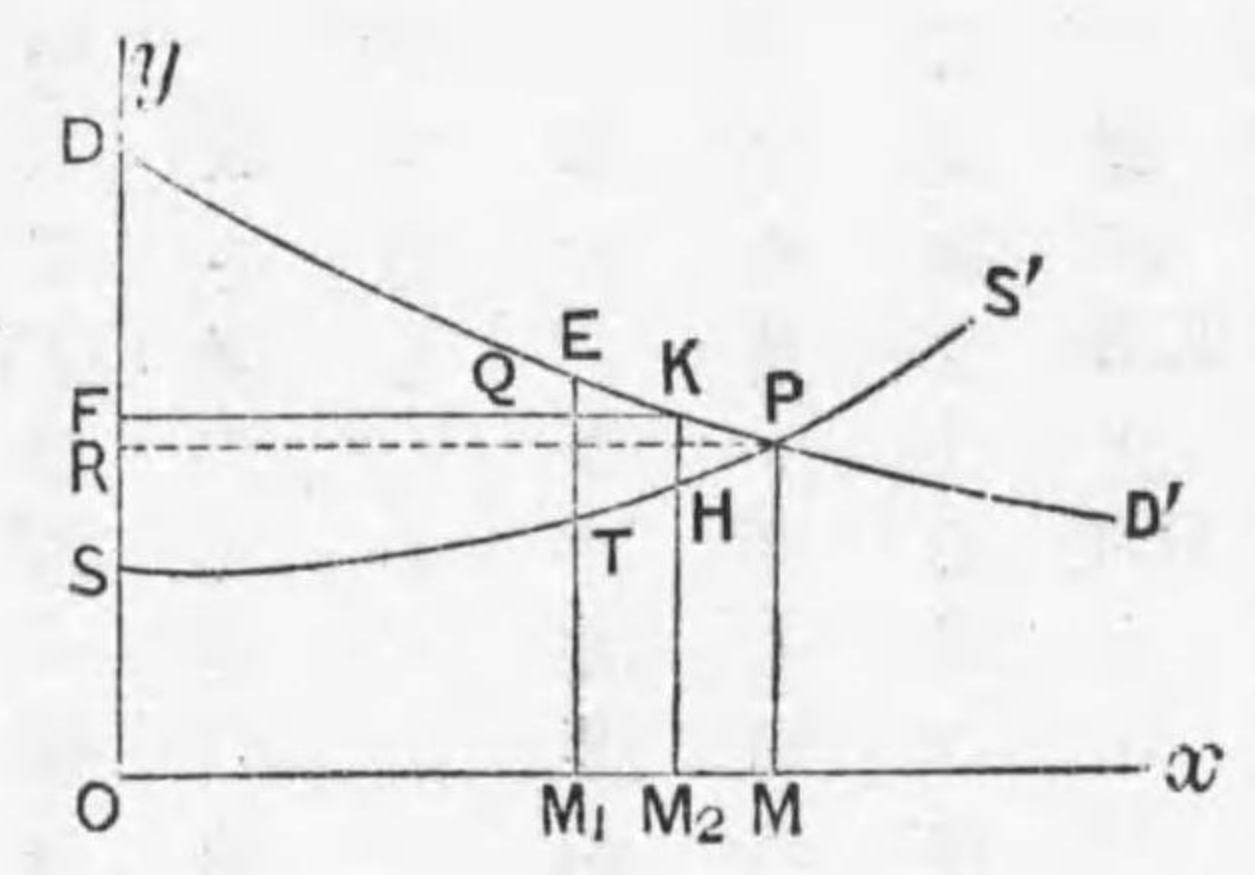
懸引割合取引たるに止まるものである。言葉を換へて云へば、労働者と雇主とが賃銀の引上げ又は引下げに關して争ふと云ふのは、一定給付に對する報酬額を多くす可し、少くす可しとて争ふのではない。人或は所謂生活賃銀、最低賃銀 (Living wage, Existenzlohn; minimum wage, Minimallohn) の争は報酬全額、労働所得額其のものに關する争なりと誤解するかも知れぬが、是れとても割合の争、定率の争に過ぎないのである。今日の流通生活の根本的性質一變せざる限りは、此以外に出づるものではない。是れ生活賃銀の要求を以て、生存權の要求と同一視す可からざる根本の理由である。近頃森本厚吉博士は生存權の要求の如きは何れ解決のつく可き比較的簡單な事項である、我々は更に進んで、生存權の確立を唱道せざる可からざるものとし、生存より生活へてふ奇拔な警語を造り出された例は、大正九年十二月社會政策學會大會報告に於て、吉野作造博士も亦其説に賛和せられて居るが、例へば『文化生活』の廣告文、我々から見れば是れは驚く可き程獨得な主張である。生存權の確立とは斯くの如き容易なる事項ではない、未だく、永いく、奮闘を犠牲とすることを要する重大案件なのである (アントン・メンガーは生存權の眞の確立は無政府主義の實現したる曉にあらざれ

ば、之を望む可からずとさへ主張して居るのである。私は左様には考へぬが、然し其重大さを認むることはメンガーと同じである)。米國あたりの學者 (例へば森本博士の推稱せらるゝライアンの如き) の生活權と云ふものは歐洲學者の生存權論を生呑活剝したものに過ぎない、決して新説でも創案でもない。我々は忠實に従順に、歐洲先進學者の跡を追ふを恥ぢざるものである。事實に於て生存權と生活權とを區別す可き理由は、我々は不幸にして之れを見出さぬが、假りに其の區別ありとすれば、生存權の確立事重大なるに、其を平易に一蹴して更らに生活權の確立を提唱すると云ふことは、我々如き者の到底敢てし得ざる大膽勇敢な企と考へざるを得ぬ。否々現流通組織の下に於ける生活賃銀の確立さへ、未だく、幾多の犠牲を拂つて後、望み得可き難案件であると私は確信するものである。

十

労働者報酬、労働者所得の全體の多きか少きかは、係争の對象となり得ないと云ふこと

が、今日の流通經濟生活の根本的特徴である。一週何程、一日何程と約束した賃銀は、單に一の割合、一の基本率たるに過ぎない、之に乗算す可き單位數（週數、日數、時間數）は労働者が労働を給付し終りたる後に於て定めらるゝのである。日給五圓を契約するてふことは、其労働者に月收百五十圓ありと云ふ事にはならぬ、請負賃銀一單位につき何程と定むる事例へば炭坑夫の出炭一車に付金何程と定むると云ふことは、其坑夫の所得若干と定むると云ふ事とは同一ではない。仕事の分量、労働給付單位の數は、賃銀爭議の對象ではない。否、極言すれば、一週何程一單位何程と定めたりとて、其全部を缺勤すれば所得は皆無である、報酬は零である。賃銀何程と定むと云ふ事は、唯だ報酬支拂の割合を定めたと云ふに過ぎない。換言すれば、今日の労働雇傭契約は單に労働給付に對する報酬基本率を契約するもので、報酬其ものを契約するものではない。故に我民法六百二十三條の『雇傭ハ當事者ノ一方カ相手方ニ對シ勞務ニ服スルコトヲ約シ相手方ガ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約スルニ因リテ其効力ヲ生ス』獨逸民法第六百十一條の『雇傭契約ニ因ツテ勞務ヲ約シタルモノハ其ノ約束シタル勞務ノ給付、其相手方ハ約束シタル報酬ノ給



與ノ義務ヲ負フ』とある。其報酬なる文字は、實際の事實に適合せしめん爲には『報酬ノ割合ニ『報酬ノ基本率』と改む可きである。若し報酬其ものを約束するとならば、同時に給付單位數をも約束せなければならぬ筈である。其れは今日の流通生活に取つては架空のことに屬するのである。故に經濟上の術語に於ては、労働給付の取引労働雇傭の取引は需要曲線上に於て行はれるもので契約曲線上に於て行はれるものでない、と云ふのである。其理を簡單な數學的説明を以つて示して見よう、^{ヒケル}『産業平和の原理及方法』^{附録A}より取る

O_r 線に沿ふて、給付せらるゝ労働の單位を劃し、 O_s 線に沿ふて支拂はるゝ、價格の單位を劃して見る。

DD' を雇主の需要曲線、 SS' を労働者の供給曲線とする。

DD' に於ける一點Pを取り、之れより O_r 線に直角の一線PMを引くときは、PMはOM量の労働を購ふ場合に於て、第OM位の労働單位に對し提供せらるゝ賃銀率である。

今労働爭議の結果、賃銀率が QM_1 なる率に定められたりとせよ、此の QM_1 はPMより大なるか

小なるかなる可し。

先づ QM_1 が PM より大なる場合に就いて考へて見る。 Q は DD' 曲線まで達せざるものとして見る。而して QM_1 の率で OM_1 量の労働が購はるゝものとする。 Q を通して α なる軸線に併行して FQK なる一線を引き、此の線は K なる點に於て需要曲線 DD' を切るものとせよ。而して K を通して γ の軸線に併行して KHM_2 なる一線を引き、此の線は H なる點に於て供給曲線 SS' を切るものとせよ。

然るときは需要曲線の性質上、 QM_1 なる率に於ては雇主は OM_2 量を購はんとし、其以下の如何なる量よりも寧ろ其量を購ふを利とすと云ふ結論が生ずる。従つて、労働者にして之に反対せざる限りは、兩當事者の妥協點は需要曲線上の K たる可きである。

處が KM_2 は HM_2 より大であるから、供給曲線の性質上、労働者としては OM_2 量の労働を賣らんとす可く、其以下の如何なる量も之を賣らんと欲せざる可しとの結論を生ずる。而して労働者は其供給する労働量に就て、共同せざることが原則であるから、共同行動によつて此結論が妨げらるゝ場合はないものと假定す可きは勿論である。

かくて賃率が QM_1 に定めらるゝときは、雇主も労働者も共に OM_2 量の労働を賣り又買はんとす可く、其以下の量を賣り又買はんとせざる可きである。反對に OM_2 量以上を賣り又買はんとせざる可きは、別に立證を要さない所である。乃ち兩當事者の妥協點は、需要曲線 DD' 上の K なる點に定めらるゝのである。

次に QM_1 が PM より小なる場合に就ても、右と同様に妥協點は供給曲線 SS' 上の或點に於て見出さる可きである。

ソコデ吾々は次の如く言ひ得るのである。賃銀率の設定は、需要曲線か供給曲線かの何れかの線上の或一點に妥協點を求める。其線上以外には妥協點は定まり得ぬと。

其の妥協點は如何にして定まるかは、前段馬の賣買に就て説明した通り、兩當事者間の懸引の巧拙實力の強弱によるの外はないと答ふ可きである。賃銀爭議とは即ち此妥協點に關する争である。而して此妥協點とは一の割合點、一の基本率點たるに外ならないものである。

十一

賃銀争議は斯く妥協點の争であり、基本率の争であると云ふことから、茲に重要な特質が生じて来る。其は何であるかと云ふと、賃銀争議に勝つも負くるも、其は労働者の受くる報酬の争に於ける勝であるか負であるかは、分らないと云ふことは是れである。妥協點たる基本率を引上ぐることに成功しても、却つて其は労働者の不利となることもあり、反對に引下げを已むなくせられても、却つて労働者の利となることがあり得るのである。係争の對象が現實確定のものたるときは、勝てば勝つほど利多く、負ければ負けるほど損を蒙る可きであるは勿論であるが、單に基本率たるに過ぎない賃銀の争は、其對象が現實確定のものでない故に、其引上げ必ずしも労働者利益となるとは云はれないのである。引上げらるゝものは、労働が報酬せらる可き割合に止るのであつて、報酬其ものが引上げられるのではない。報酬高が引上げらるゝや否やは、それ丈けでは分らないのである。其の故は、割合の引上げは賣買せらる可き高を含んでは居らぬ。割合が或度以上に高ま

れば、買手は其引上げられた割合に於ては、買ふ可き高を減ずるかも知れぬ。然るときは労働者は割合は多く收得しても、結局却つて少き賃銀額をしか得ないことになるかも知れぬのである。此場合には賃銀の引上げは、實は賃銀の引下げとなるのである。従つて生ずる事實は、懸引としての賃銀決定には前に説明した最高限、最低額に更に制限の制限が加へられ、假令懸引上は更に、より多くか、より少くかの點まで進み得ることが明であつても、當事者の利益は其處まで進むことを不可なりとし、其れ以前の或點を以て事實上の極點とするに至るのである。

雇主と労働者と双方の側に於て、完全な競争が行はるゝ場合には、兩者懸引の結果、必ず確定の一妥協點に到着するのである。其點は前例によれば、DD' 曲線上にあるか、SS' 曲線上にあるか、兎に角或る一定點（前例のK點の如き）である。従つて或る労働者が雇主に對し、此點以上の賃銀率を要求する時は、雇主は決して彼を雇入れぬのである。何となれば、他に其率に於て雇はれんことを欲する労働者がある可きであるから、雇主は之を雇入る可きは言ふまでもない處である。其反對に或雇主が、其點以下の率の賃銀にて労働者

を雇入れやうとすれば、其労働者は其率を支拂ふ他の雇主へ赴いて、其雇主に雇入れられることを肯ぜざる可きである。之れは双方の側に完全な競争が行はれる場合の事である。然るに實際に於ては、此く完全に競争の行はるゝ事は寧ろ例外である。労働團結存せざるか又は存するも其力弱き場合には、賃銀は一方的にのみ定められる。一方的に定めらるゝと云ふも、市場一般の状況労働需給の關係を全く懸け離れて定めらるゝものではない。其等は賃銀範圍を支配するもので、賃銀其ものを決定するものではない。結局現實の賃銀決定點は、雇主が強制的に命令的に一方的に定めるのである。之れに反し労働團結の力稍々強くして、其れが賃銀率決定に參與することを得ること、英國のトレード・ユニオンの如き場合、殊には労働協約てふ共同懸引の事實の存する場合に於ては、賃銀は競争によつては定められないで、此の労働團結と雇主一人又は雇主團結との間に於ける懸引によつて定められるのである。我邦の如き將來賃銀の決定に、労働者が團結として參與すること、殆んど之なき處に於て起る賃銀爭議は、多くは解釋爭議たるに止まり、將來爭議たること少なきは言ふまでもない。英國の如き團結の發達し、従つて賃銀爭議は解

釋爭議たるに止まらないで、將來爭議たる國に於ては労働者は一體となつて此懸引の當事者たるのである。換言すれば、日本の労働者は闘争者として、初めから極めて不利なる立場に立つもので、賃銀決定の上に於て、不完全なる今日の流通生活の様式が與ふる丈けの地位すらも、之を有して居らぬものである。懸引によつて賃銀が定めらるゝ、今日の流通生活の様式が甚だ不完全なるものなるに、其下に在りて團結なき我邦の労働者は、更に不利なる地位に立つ當事者たるのである。反之英國の労働者の如きは、少くとも懸引當事者となり得る地位に立つのである。

處で労働者が其團結によつて懸引當事者たる場合、其懸引に一の特色が生じて來る。其れは別事ではない、懸引の決定する賃銀率は、決して單一なる一點ではないと云ふことは是れである。其の決せらるゝ賃銀率は或る度まで不確定的のものである、即ち術語にて「賃銀の不確定列」(“Range of Indeterminateness”)と名ける範圍内に於て賃銀は往來するのである。

労働團結は競争率以上の賃銀率を得んとし、雇主又は雇主團體は其以下の率を諾せし

めようとする。然し乍ら或點以上に賃銀率を高める時は、雇主の需要高を減す可きを知る時は、労働團結は其點以上を要求する事を斷念する。反對に或他の點以下に率を低めるときは、労働の供給が減す可きを知るときは、雇主は其點以下に引下げを要求することを斷念する。此二つの點が賃銀率不確定列の兩限を形つくり、實際の賃銀率は此二點内に於て決定せられる。例へば最高限が五圓で最低限が三圓であるとする。然れば三圓乃至五圓と云ふのが不確定列を限るのであつて、此列以外に出でないと云ふことは、雇主労働者双方の利益が之を命令する所である。換言すれば、此場合の賃銀闘争は、三圓乃至五圓てふ不確定列の内で行はるゝものである。従つて不確定列は此場合同時に賃銀闘争列ともなるのである。労働争議が如何に激烈に闘はれるとも、今日の流通生活の様式にして一變せざる限り、其戦闘部面は斯く限局せられたものである。勝負は必ず此く限られた戰場に於てのみ得られなければならず、其以外に於ての勝負は戦局に關係ないのである。而して此不確定列此の戦闘部面は、其労働に對する雇主の需要が、伸縮性（彈力性）を有すること少ければ少い程廣く、伸縮性を有すること多ければ多いほど狭く、又勞

働者が雇主の提供する其仕事に對する需要の伸縮性少いほど廣く、多いほど狭いものであることは、マーシアルの需要伸縮性論が十分に明かにした所である。大塚金之助教授（本全集第一集收録）を見られたし。

十二

労働者も雇主も賃銀に就て争ふときには、其争の爲めに幾何の犠牲を要す可きか、争の後に定まる可き賃銀は、何程以上又は以下なるを得ざる可きかを考慮するは當然である。其考慮の結果、或點までは争ひを開始するよりも、寧ろ讓歩するを利とすることを知る可きである。此點を名けて懸引の把住點（Anhaltspunkt; sticking point）と云ふ。争の犠牲大にして、其結果得らる可き條件の不利なる可きを知るときは、把住點は低かる可く、争の犠牲左まで大ならず、其結果有利なる可きを知るときは、把住點は高かる可きである。即ち前の假定によれば、三圓より著しく低きこともある可く、五圓よりも著しく高き事もある可きである。労働者の把住點が雇主の把住點よりも低いときは、此兩把住點は現實懸引

の範圍を限るものである。例へば労働者が争ひを開始するよりも、寧ろ三圓二十錢を以て忍ぶ可しとし、雇主は争を開始するよりも、三圓七十錢までは支拂ふ可しとなすときは、三圓二十錢乃至三圓七十錢が現實賃銀の範圍を定めることとなる。然るに労働者の把住點が雇主の把住點より高き場合、例へば労働者は最低三圓五十錢までは忍ぶ可しとするも、雇主は最高三圓三十錢までしか支拂ふを肯ぜざるときは、此くの如き範圍を生ずる餘地はなく、従つて兩者は闘争を開始する外妥協の道を有さないのである。而して此場合、労働者、雇主の双方が、賃銀闘争の結果決定せらる可き賃銀率に就て同様な見込を有し、且つ其闘争には若干の犠牲、若干の費用を要することを熟知するときは、労働者側の把住點は、必ず雇主側の把住點より低からざるを得ぬ。其結果現實懸引の範圍に多少の餘地を残すこととなる。乍去此場合闘争によつ賃銀引上げを實現し得可き期待が、雇主側に於けるより労働者側に於て強いときは、其闘争が若干の犠牲を要することを知ると雖も、現實懸引に餘地を餘さず、闘争を開始することもあり得るのである。或は其の期待は双方同一なりとするも、闘争が必ず自己に利益ある結果を齎らす可きを知るときも亦同様

であり得る。

労働者側の把住點が雇主側の把住點より低いときは、兩把住點間に横はる諸々の賃銀率は「現實懸引列」を作る事となる。例へば労働者側は闘争を開始するよりは、寧ろ三圓二十錢を以て甘んぜんとし、雇主も争を始むるよりは、寧ろ三圓七十錢を拂はんとするときは、三圓二十錢乃至七十錢が現實懸引列となるのである。乍去此の現實懸引列なるものは、不確定列以外に出るものでない事は之を注意せねばならぬ。兩當事の一方が闘争を開始するよりは、寧ろ不確定列以外に涉る賃銀率を忍諾しようと思つても、相手方は不確定列以外に出づることを肯ぜない。従つて労働者側の把住點以上、雇主側の把住點以下にして不確定列以外に及ぶ賃銀率なるものは、全く何等の作用をも爲さないのである。故に闘争を開始するよりは、寧ろ忍諾せんとする現實懸引列なるものは、必ず労働者側の把住點以上、雇主側の把住點以下であつて、不確定列の範圍内に屬する賃銀率のみを以て形づけられねばならぬのである。

處が不確定列の範圍は、其當事者の各々の需要の伸縮性（彈力性）によつて決せられ

るものである。現實懸引列は斯く決せられた範圍以外に出づるものではない。此範圍内に於ては、此列は労働者の把住點を引下げるか、雇主側の把住點を引上げるかの事情によつて、其幅を廣めるものである。労働者側の把住點を引下ぐる事情とは、例へば賃銀闘争の爲めに要する犠牲の増加の如き其重なるものであり、雇主側の把住點を引下ぐる事情とは、闘争の爲めに蒙むる可き損失の増大の如き其重なるものである。労働者團結の實力増進し、其結束強く、其戦闘力大となれば、闘争の爲めに労働者の被むる損失を輕減し、反對に雇主側の損害を大にする作用を生ずる。其結果は労働者、雇主双方の把住點を共に引上げる事にはなるが、兩點の距離は其爲めに延長せられるか否かは一概に言ふことは出来ぬ。兩點共に同程度に引上げらるゝこともあらう。然る場合には、其兩點間の距離は依然として同一である。反對に雇主の力増大すれば、兩把住點共に引下げらるゝであらう。然し今日の實際の發展は（少くとも英獨米等に於ては）一方の團結力の増進は、相手方の團結力の増進を喚起することを示して居る。されば實際の事實としては力の増進は双方に起つて、従つて闘争の犠牲を増大する結果を招致すと云はねばならぬ。

従つて労働者側の把住點は引下られ、雇主側の把住點は引上られ、不確定列の範圍を超えざる限りに於て、現實懸引列は兩方面に向つて延長せらるゝか、又は現實懸引列の存せざりし場合には、新たに此くの如き列を生ずることゝなつて、闘争の機會を減少することになるのである。國際關係に於て各國の實力の増進は、戦闘の機會を少くすると云ふ一部の眞理と其理甚が相似て居る。但し國際關係に於ては、他の作用が甚だ複雑であるから、實力の増進却つて戦端を繁くすることもあつて、單純に右の如く云ふ事は出来ないが、労働者對雇主關係に就ては、此理は甚だ顯著に行はるゝことは、之を否定することは出来ぬのである。殊に労働の團結が全國的となり、一産業の全體を包含するようになれば、地方的、部分的であつた場合に少しも存せなかつた現實懸引列が新たに生じ、闘争に訴へずして賃銀の引上げを實現し得ること屢々あるは、歐米諸國の實例が有力に之を證明しつゝあることである。

十三

以上説明し來つた處を要言して、次の如き結論を下すも差支ないと思ふ。労働の團結有力となるに従ひ、輕微なる事柄殊に解釋上の爭議に就ては、現實懸引の範圍著しく擴大し、闘争の機會は従つて著しく減少し、労働爭議の形を執らずして、労働者は其要求を貫徹し得ることとなる。雇主も労働者も闘争によらずして、問題を解決する餘地を廣く有するによつて、大抵な小問題解釋上の意見の相違は、平和の間に解決せられ得ることとなる。乍併事の性質重大な場合には、決して右の如く云ふ事は出來ぬ、大事件大問題に就ては労働團結の力如何に増大するとも、必ずしも現實懸引の範圍擴張するとは云へない。否或は却つて其範圍を狭くし、闘争によるの外解決の道なきに至るは、決して稀有な事ではないのである。乍併其反面に於て現實懸引列が存すれば、必ず常に平和的解決が就くものと速断してはならぬ。現實懸引列の存すると云ふことは、平和的解決の道が幾多存すると云ふ意に外ならない。處が労働者も雇主も、出来る丈け自己に利なる條件を獲得しようと思つゝあるものであつて、而して相手方が闘争を避けんが爲めには、果して眞に那邊まで讓歩す可きかを適確には知らぬものである。労働者側は三圓以下の賃銀なれば

闘争を開始せんと決心し、雇主側は三圓五十錢以上なれば闘はんと決心したりとして見る。此場合の現實懸引列は三圓乃至三圓五十錢間の諸金額例へば三圓十錢、二十錢、三十錢、四十錢等である。而して双方共相手方に右の如き把住點あるを知るものとする。而かも三圓十錢とす可きか三圓三十錢とす可きかに就ては、双方の考は一致せず、労働者は四十錢としようとし、雇主は十錢としようとする。従つて出来る丈け相手方を屈せしめて、自己の要求を貫徹しようと思ふ。雇主は十錢以上一文も出されぬと頑張れば、労働者は屈服するだらうと考へ、労働者は四十錢が一錢缺けても厭だと主張すれば、雇主は之を忍諾するだらうと考へる。従つて十錢か四十錢かに就て兩者相争ふことになることもあり得る。此くの如き場合の闘争は、平生勞資間の意思能く疎通し居り、兩者の關係圓滿であり、又は仲裁調停の機關備り、其が有力に發動するときは之を避け得可きも、然らざる場合は闘争を免れないこととなる。而して現實懸引列の幅廣ければ廣いほど、此種仲裁調停が効を奏し得る機會は多いのである。但し其れは其仲裁機關の裁定が有力であり、決定的、終審的である場合に限るので、其發動に勞資双方又は一方が容喙干渉するとき

は、却つて反對の結果を生ずることとなる。何となれば、現實懸引列の幅廣いほど容喙干渉の範圍も亦廣く、従つて双方思惑的の主張を固執し、仲裁を無効ならしめ、結局闘争によつて解決する外ないこととなる可きであるからである。

労働争議の仲裁調停とは、労働の自然價格又は平準價格を人爲的に決定する所以ではない。然るに社會政策學者の中には、仲裁調停は兩當事者の知識足らず計劃完からざるを補ふもので、勞資の双方が自然價格平準價格を算出する資格を十分に具備して居れば、相互間の懸引のみで當然到着す可き妥協點を、勞資兩者に代つて見出す作用を爲すものであると論ずるものがある。是は甚だしき誤解速断である。更らに此誤謬に基いて所謂協調主義の効能を説いて、仲裁的協調は勞資の双方又は一方が己れに利ありとして闘争を開始せんとする場合に、闘争の結果必然的に到着す可き妥協點を、闘争によらず協調によりて見出し決定するものであると説くに至つては、寧ろ有害な主張と断せねばならぬ。係争の本體が勞資兩當事者によつて十分に諒解せられ知悉せられて居る時と雖も、現實懸引列は決して單一點に存するものではない。元より諒解あり合理的なる仲裁は、

其裁定を現實懸引列の範圍内に見出す可きものであるは勿論であり、而して又た到着する賃銀率は、此範圍内の一點たる可きも、亦以上の説明によつて明白な處である。然し乍ら此の賃銀率が、勞資兩當事者が争の結果、必然的に忍諾せねばならぬ唯一確定の點であると思ふのは誤である。闘争が何等かの犠牲、何等かの費用を要する限り、現實懸引列は決して此の一點に限られたものではないのである。言葉を換へて言へば、闘争を避くるための仲裁調停は、決して絶対最終のものでもなく、唯一排他的のものでもない、仲裁者次第によりて多少の上下あり得る處の、或る幅を有して居るものである。其の幅とは即ち勞資双方又は一方が、今日の流通生活に於て收得する所の餘剩價值此語の意義はマルクスの其れと同じではない。拙著『國民經濟講話』本全集第二集第八三頁参照を、含んで居るものである。雇主強くして仲裁が多少なりとも其の影響を被むるときは、此幅は雇主の餘剩價值を多く含み、反對に労働者強くして仲裁が多少なりとも其れによつて左右せらるゝときは、此幅は労働者の餘剩價值を多く含むものである。即ち仲裁調停成立する場合と雖も、兩當事者の力の強弱（及其懸引の巧拙）は餘剩價值をより多くし、より少くすることを免れないこと、前段三〇〇頁に於て單純な

る賣買の場合以下に就て説明した通りであるのである。

従つて次の結論を生ずる。今日の流通生活の様式にして一變せざる限りは、協調的仲裁調停は武装せられたる平和であらねばならぬ。最後には闘争に訴へると云ふ可能性が存するのでなければ、仲裁は労働者の餘剩價値を少くし、雇主の餘剩價値を多くすることを避け能はぬ。闘争の準備充實すると云ふことは双方の力を強くし、現實懸引列の幅を廣くし、以て仲裁の發動と其成功をより、有望ならしめる。背後に闘争の可能が控へて居るにあらざれば、仲裁は其發動と成功の見込とを著しく減することになる。今日の流通生活が懸引生活である限り、而して賃銀決定も、懸引による外なき限り、結局の決定者最後の裁定者は力の強弱である。仲裁は強弱の力を平和的に角逐せしめ、闘争は戦の上に於て之を角逐せしむるの差あるに過ぎない。

十四

以上流通經濟の純理の上から賃銀爭議の根本的特質を説明して、粗ほ讀者の諒解を購

ひ得たと信ずる。私が稍々繁を厭はずして此の種の説明を試みた所以は、必竟次の一事を立證せんが爲めである。曰く、賃銀爭議の形に於ける労働價格闘争は、今日の流通生活組織の内に在りては當事者の力の強弱による角逐の一形態であつて、而して平和的解決たる仲裁調停も、同じく力の強弱角逐の他の一形態である事、而して其角逐の決するものは労働報酬、労働者所得其ものではなく、之を算出し其供給と需要とを喚起す可き一の本率であること、而して此の基本率は又勞資兩當事者の收得する餘剩價値の率を決するものであること、是れである。然れば此の意味に於いては、賃銀闘争は一の餘剩價値闘争 (Mehrwertkampf) である。決してピグーの説くが如き、國民分配分前の闘争ではない。通説經濟學の造語を以て云へば、賃銀闘争は單純なる意味に於ける分配闘争 (Verteilungskampf) でもなければ、又元より按分闘争 (Zurechnungskampf) でもないのである。

より多き價格とは、より強き要用を言表はすに過ぎない、より大なる満足を意味するか否かは、一概には斷言し得られないのである。所謂「價値法則の矛盾」(Widerspruch des Wertgesetzes; Wertantonomie) は能く此理を説明するものである。物の供給少きほど之れに

對する要用は強く、従つて價値は多い、他の事にして同一なる限り、價値の多いのは供給少きことを意味す、供給少ければ満足は又た小である。「満足小なるほど價値は増し、價値が増すほど満足は小となると云ふのが所謂「價値法則の矛盾」と云ふものである。換言すれば、價値高ければ満足少しと云ふことになる。労働者自らの爲めに如何に希はしくとも、労働の價格たる賃銀の高まるは、國民社會全體より見れば、より小なる満足を意味するものならば、賃銀闘争は單なる一の價格闘争であつて、元より厚生闘争たる意味を有せぬものである。即ち價値法則の矛盾の一例たるの外は無かる可きである。然るに賃銀闘争は決して單により大なる價格を得んとするもの外は、止まるものでなく、其基本率の争であり、其基本率には不確定列あり、又た現實懸引列あり、其の範圍に廣狹あり、其の廣狹に従つて餘剩價値に多少あり、其の多少を争ふのが、即ち賃銀闘争であつて、單に要用をより強めんとする爲に起るのでなく、又犠牲をより小にせんとするものでもなく、餘剩價値の割合を大にせんとするものであるを稍細かく説明し終つた以上、賃銀闘争を單なる價格闘争と認をむるの不可なるは十分に明かになつたかと思ふ。

賃銀闘争を純然たる一の價格闘争と見た爲めに生じた幾多の謬説が經濟學にある。而して其等は何れも其時々實際労働運動の思想的背景を成したものであるが故に、單に學問上のみならず、労働問題の發展に頗る重要な關係を有して居る。其重なるものは所謂「勞銀基金説」と「勞銀の鐵則」是れである。而して此の兩説を打破して生じ來つたマルクスの労働價値説も——其れが一つの労働全收權論であるが爲なるは無論として——又賃銀闘争を價格闘争と見た誤から出立して居るのである。極言すれば、今日までの労働運動は、其理論的根據を何れも價格闘争論の上に置いてあるが爲に甚だしき誤謬に陥つて居るので、其の爲めに過去に於ける労働運動に害を成した事、甚だ重且大なるものありと云つても誣言ではないと思ふ。處が新しい——或意味にて最も新しい——學者の中、更らに同様なる誤まれる立場から、有力の一新説を唱出したものがある。其は數理經濟學者中現存の巨匠たる伊太利のヅキルフレド・パレットである。氏は其「經濟學教科書」(Cours d'économie politique) に於いても、更らに又た新著たる「經濟學綱要」(Manuale di Economia politica) に於ても、所得統計の研究を基礎とし、更に詳密な數學的證明

を加へて、次の如き法則（之れを所得の『パレット法則』と名づく）を打立て、居る。

- 一 (A) 最低所得の増大(B) 所得間の不平均の減少は、所得が人口の増加よりもより速かに増加するに非ざれば、(A) (B) 同時にも又は別々にも起り得ぬ。
- 二 反對に、所得額の増加が人口の増加よりもより速かなる毎に、換言すれば各個人平均の所得額増す毎に、次の結果が同時に又は別々に生ずるものである。(一) 最低所得額の増加 (二) 所得不平均の減少。

(A) 1. Un aumento dell' entrata minima; 2. una diminuzione della disuguaglianza delle entrate, non possono avere luogo, congiunte o separate, se non accade che il totale delle entrate cresca più rapidamente che la popolazione.

(B) Ogni qualvolta il totale delle entrate cresce più rapidamente che la popolazione, ossia quando cresce la media delle entrate per ogni individuo, si producono separati o congiunti, gli effetti seguenti, 1. Un aumento nell' entrata minima; 2. Una diminuzione della disuguaglianza delle entrate.

Pareto, Manuale di economia politica con una introduzione alla scienza sociale. 1909 pag. 372—373.

佛譯本' 1909. p. 392.

従つて氏は斷言すらく、貧民生活改善の問題は、結局富の生産の問題であると *Cours d'économie politique*

p. 408.

勞銀基金説によれば、賃銀平均額の増進は勞働人口の減少か、勞銀基金額の増加によるの外之を望むことは出来ない、故に勞働者の得る賃銀を増さうとするには、人口の減少せざる場合には勞銀基金を増す外なく、勞銀基金を増すには一國の資本を増す外なく、資本を増すには富を増さなければならぬと説いて居る。所謂『パレット法則』なるものは、同工異曲の一説たるに過ぎない。而して其何れに従ふも、價格闘争たる賃銀闘争を以つて絶望的と諦らめなければならぬのである。勞銀の鐵則も亦然りである。此等の詳細は本題の範圍を餘りに擴めることになるから今省いて論ぜぬ。志ある仁は此問題に就て權威とす可き、小泉信三教授の近業『經濟學説と社會思想』を一讀せられんことを切望する。マルクスの勞働價值説に就ては拙著『國民經濟講話』(本全集第二集) 勞働の篇に稍々詳しく論評して置いたから今全く論及せず置く。

所得の問題を富の生産の問題とすることは、之を國民分配分の問題とするピグーよりも遙かに劣つた考へ方であるが、其は絮説するまでもないとして、所得の全體が増さなければ、最低所得額も増さず所得の不平均も減ぜずと云ふは、所得の形式論としても甚だ誤つた説である。況んや之を以て賃銀引上げの唯一の可能とするが如きは、今日の流通生

活の本質を殆んど全く無視した思想と云はざるを得ぬ。

十五

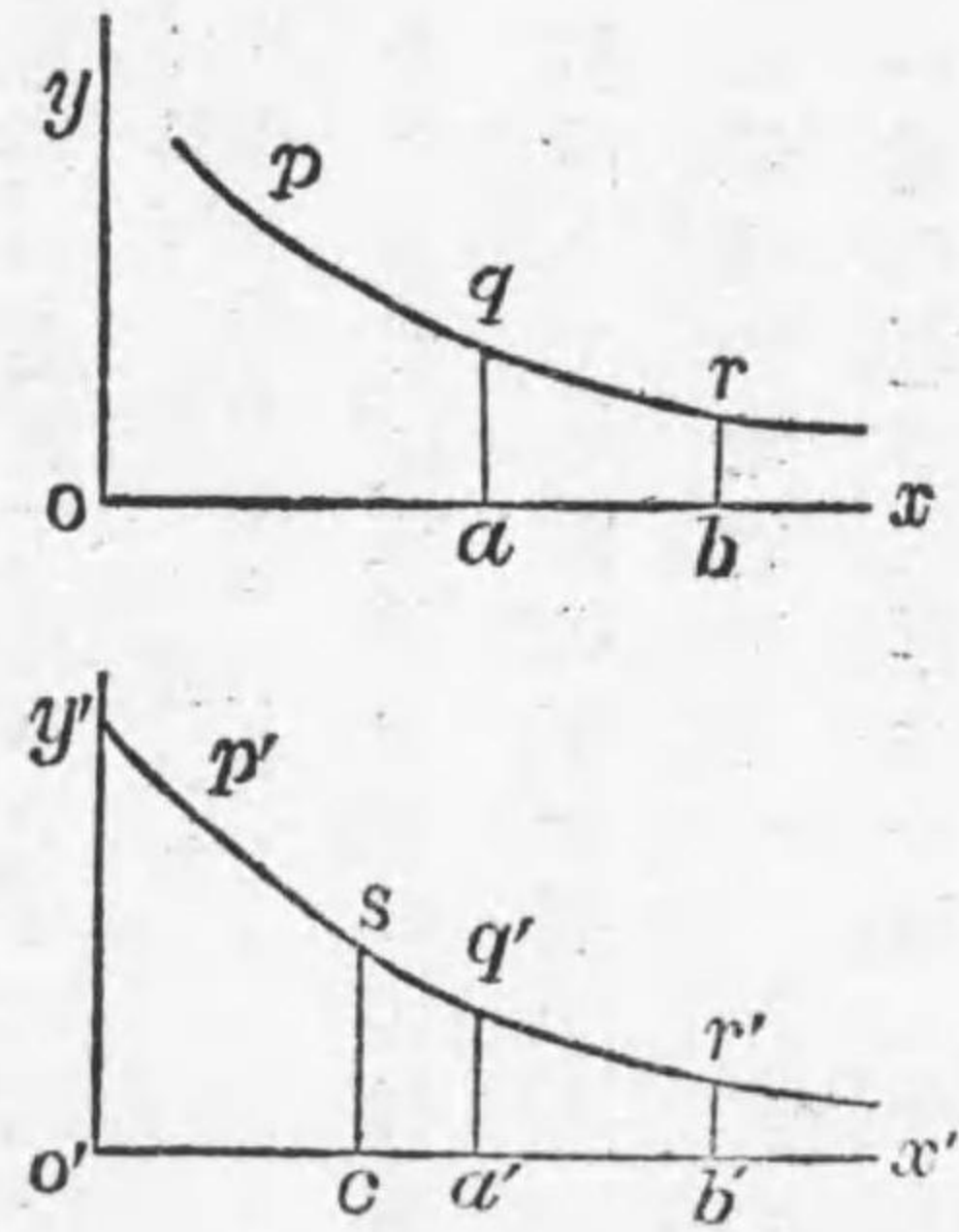
賃銀闘争に於て奪はるゝものは所得其ものではない所得の基本率のみである。所得の基本率を争ふは基本率其のものを争ふ爲めではなく、剰價値率を争ふものである。所得の全體を増さゞれば剰價値率は増さずと云ふのは、マルクスの相對的剰價値論『國民經濟講話』本全集第二集第六九六頁以下に對してすら劣る考へ方である。而して厚生經濟學の立場より見れば寧ろ有害なる思想と斷ぜざるを得ぬものである。

賃銀闘争はより、高き價格の爲めの闘争ではない。より、大なる満足の爲めの厚生闘争である。剰價値即ち費用以上に超過する利用（要用にあらず）を増大せんとするのは、即ちより、多く、厚生的ならしめんとすることである。労働者が闘争により、より、多き剰價値率を收め得ることは、前段稍々詳しく説明した處である。而して其れは國民所得全體其のものを、少しも増大することなくして行はれ得ることも茲に細説を須たない。所

得の高或はビグーの所謂國民分配分を些しも増すことなくして、猶ほ懸引の巧みにより、力の強きにより、労働者はより、多くの剰價値率を獲得し得る。賃銀闘争は其が現に戦はるゝ場合並に現に戦はるゝ事はなきも、平和を保障する武装として此懸引に於て、労働者をより、巧ならしめ、より、強くならしめる大なる作用を有して居る。これ私が賃銀闘争も亦結局は一の厚生闘争であつて、決して單なる價値闘争でないと斷言する所以である。然らば何故に労働者がより、多くの剰價値率を獲得することが、此く厚生的意義を有するか。ビグーは他の點の考察から、稍々此の間に答ふ可き説明を試みて、前段六頁に示した如く次の如く言つて居る。『他の事にして均しき限り、國民分配分中貧民に歸着す可き割合の増大は、經濟的厚生を増大す可き蓋然性を有す』と。

私の右問に對する答は更に細論を要するが、今簡單に説明するには經濟學の通説に於て有名な一『パラドックス』を以てするに若かずと思ふ。其れはジェヴォンスが其『經濟學純理』Theory of Political Economy 4th edition P. 142 ff. に於て批評したジョン・スチュアート・ミルの國際貿易利益論是れである。今小泉信三教授の邦譯書第一五八から其一節を引いて見る。

ミルの國際貿易論は甚だ巧妙にして、且つ余の所見を以てすれば殆んど常に當を得たれども、而も彼は其理論より下の如き結論を引き來れり。曰く『最有利なる條件にて外國貿易を行ふ國は、自國の貨物が最も多く外國にて需要せられ、自己は外國貨物を需要する事最も少き國に外ならず。其結果として最も富裕なる國は一定量額の外國貿易に依つて利益する所最も少き國たる可し。蓋し富國は一般に貨物を需要する事大なるを以て外國貨物に對しても需要大なる可く従つて交易の條件を己れに不利ならしむ可ければなり。勿論富國は貿易を大規模に行ひ、大量消費の利益を受くるを以て外國貿易全體の利益は一般貧國より大なれども消費されたる各個貨物に就ての利益は却つて小なり』(原論第一篇十八章第八節末項) 之に對しては別に反對の説明なきを以て此一節は外國貿易の利益は交換の條件によりて定まり、且又國際貿易は貧國よりも富國に取りて有利ならずとの意味なりと解釋せざる可からず。然し乍ら此くの如き結論は二つの異なるもの——貨物の價格と其總利用——を混同せるものなり。一國は貨物を賣買し、價格の差額に由りて利を收むること單に一個の商社會社の如きものに非ず。一國は消費の目的を以て貨物を購入す。然るに一消費者が一貨物より受くる所の利益を計量するに方りて其標準となす可きものは、貨物の總利用にして、交換條件の由て定まる最終利用にはあらざるなり。此の眞理を説明する爲め余は第七圖の曲線を用ひて二貨物の利用函數を表はす可し。今濠洲の羊毛を以て表はし其濠洲に取りての總利用を $OBTP$ なる面積にて示し、次に第二の貨物例へば木綿の



濠洲に對する利用を同様の下段の曲線にて表はし $O'B'P'$ を以て該貨物の分量を測り $O'c'a'b'p'$ を以て其總利用を表はすとせよ。

濠洲が其羊毛の半分即ち cb を與へて其代りに木綿貨物の分量 ca を得ば $OBTP$ なる利用を失ふも其より大なる面積 $O'c'a'b'p'$ を得可く、従つて交換の眞の目的なる利用の純收あり。假りに濠洲が更らに低き價格を以て羊毛を賣り僅に ca 量の木綿貨物を得るとしても其利用 $O'c'a'b'p'$ は濠洲が之が爲めに投じたる利用即ち $OBTP$ よりも大なる可し。由是觀之、ミルの説は全く謬れり。余は信ず、眞理は寧ろ其反對にあることを。通則としては一國が他國の生産物に對し高價を支拂ふ意思並に能力を有すと云ふことは其國が其貨物の輸入に由て受くる利益の大なる事を示めすものに外ならず。

是れは無論ジエヴォンスの反對説の方正しく、ミルのパラドックスは謬である。然し其はミルの考へ方其ものが根本的に誤つて居るのではない、根本的の考へ方はミルもジエヴォンスも同一なのである。唯だミルは其推論を誤まつたのである。即ち支拂價格の高低のみを見て利用の大小が之と對立することを見なかつたのである。國際貿易に於

ても個人間の流通行為に於ても、其利不利を決するものは支拂價格其ものでないことは、正さにジェヴォンスの云ふ如くである。然し乍らジェヴォンスは之に對して、唯だ總利用のみをあけたのは不十分な説と云はざるを得ぬ。流通行為の利不利を決するものは、費用たる價格のみでもなければ利用のみでもない、兩者の差たる餘剩價值是れである。高き價を拂ふも利用大なれば餘剩は大である。安き價を拂ふも利用小なれば餘剩は小である。費用を節するのみが經濟の要旨でない如く、利用のみを見て費用を顧みざるも亦經濟の要旨ではない、要は其差たる餘剩の大小是れである。此事は拙著『國民經濟講話』(本全集第二集)九四頁以下に粗ば説明して置いたから其一節を見られたし。

そこで私は理論を他日に保留して、假りに右のミルのバラドックスを應用して、次の如く結論して本論の筆を擱かんと欲するのである。今日現在の流通生活の下に於ては、均しく餘剩の増進であつても、其れが労働者の側に起る方が、雇主の側に起るより、殆んど常に一國の經濟的厚生を増大するものである。而して賃銀闘争(ミルの國際貿易に倣ふ)に於ては、労働者の勝利は其れが不確定列を破らざる限りに於ては、雇主の勝利よりも殆

んど常により、大なる餘剩を與ふるものである。従つて労働者の勝利は其れが不確定列以外に涉らざる限りは、殆んど常に、より大なる經濟的厚生を持ち來たす。されば賃銀闘争は其れが不確定列の範圍内に於て行はれる限り——而して今日迄の賃銀闘争は殆んど皆此範圍内に於てのみ行はれ來つた——厚生闘争として重要な意義を有すと。

第二章 階級闘争當事者としての雇傭所得と資本所得

階級闘争を是認する人は勿論の事、之を否認する人と雖も、階級の存在其ものを否定することは出来ない、階級の存在が應て階級闘争の事實を産み出すことも、亦否定することは出来ない。併し乍ら如何なるものを指して階級となすかは、常に階級、階級闘争を口に絶たざる人々の間にあつてさへ、必ずしも一致した定論があるわけではない。昨年の社

會政策學會に於て、河津博士は階級とは單に利害關係を異にする社會上の分立と云ふ意味なりと云はれ、森本博士は大小を異にするの謂なりと主張された。從て討論の主題たりし所謂中間階級兵衛君が新築された熟字であるなるもの、概念は、甚だ漠然たるものであつた。階級闘争と云ふ場合の階級の中には、所謂『中間階級』等と云ふものは含んで居らぬのが通例であるが、『中間階級』なる一の階級を認めると云ふ以上、此階級も亦た階級闘争の當事者たり、若しくは、たり得るものと解釋せねばなるまい。左様すると議論は全く混線して仕舞つて、抑も社會上の如何なる現象を指して階級の對立と云ひ、階級の闘争と云ふか、支離滅裂な事になつて仕舞ふ外はないのである。所謂『中間階級』とは獨逸語で（ミッテル・シュタンド）Mittelstand と云ふことを邦譯したのである。即ち獨逸語では決して『階級』とは云はないのである。『シュタンド』と云ふのは、有賀博士以來普通に之を『等族』と邦譯して居る。此の等族は決して階級（クラッセ）と同じものではない。尤も英語では漠然と middle class（大抵複數を用ふ）と云つて居る。邦譯の階級は、此の英語風の言ひ表はし方に倣つたものであらう。然し今日の如く、階級、階級闘争

と云ふことが、社會問題の中核とも云ふ可き地位に立つて居る時代に於て、其の階級なる概念を斯く曖昧模糊に、時に應じて異つた意味に用ゐると云ふことは寧ろ有害ではあるまいかと考へる。階級なる語に如何なる意味を附するも其は差支ないであらうが、一旦附した意味だけは終始一貫して變へない事にせねばならぬ。然し如何なる意味でも差支ないと云ふのは、新たに此語を用ゆる場合の事であつて、今日の様に此語が一般に慣用せらるゝこと稍久しきを経た時代に於ては、新たに勝手な意味を附することは害をなす。我々は最も多くの場合に於て使用せられる意味、殊に此語に必然的に附せられて居る意味を取る可き義務を有するものである。ソコで今日最も多くの場合に使用せられる意味、就中此語を其旗印に標榜して戦つて居る社會主義者の一般に使用して居る意味は、如何なるものであるかと云ふと、其れは等族（シュタンド）とは明白に異なるものとして特に或る經濟的事實を基準とした社會上の分岐の意味である。其經濟的事實とは何であるか、其得る處の所得の種類を異にすると云ふ事實是れである。從つて階級の對抗とは、異種の所得の對抗から起ることであつて、階級闘争とは、異なる種類の所得を得て居

る社會上の團衆と團衆との間の闘争のことを指して云ふのである。就中労働所得と資本企業所得とが最も鮮かに其種類を異にして居るものであるから、此兩者の對抗が亦最も顯著な事實である。かくて階級闘争とは、主として労働所得階級と資本企業所得階級との間に於ける闘争を指して云ふのである。

所得の種類を異にすとは質の問題であつて、量の問題ではない、階級の分立は質の問題であつて、量の問題ではない、従つて森本博士説の如く、單に所得の大小を異にすることが階級分立の基準ではないのである。勞銀が段々引上げられて、労働階級の所得、即ち労働所得が如何に増大するとも、其れで階級の分立、對抗闘争が已むものでは決してないのである。労働問題とは決して貧民問題と同一ではないと云ふのは此謂である。日本の小作農の大部分の得る所得は、量的に見れば極めて少ないものであつて、或種類の労働所得よりは遙かに小であることは、唯人も否定し得ざる事實である。若しも所得の大小が階級分立の基準たるならば、此の極小の所得を得る小作農は、其れより大なる量の所得を得る或る部分の高級労働者とは、階級對抗を爲す可き筈である。然るに小作農の所得は純

然たる労働所得ではない、従つて小作農は労働階級に屬する者ではない。我邦では近頃國際労働會議參列に關連して、小作農は労働者なりや否やに就て可なり議論が戦はされたやうであるが、學問上普通解釋する意味に於ては、小作農は決して労働者ではないのである。農業労働者と云ふのは、作男、日傭取りの事であつて、小作農は其れと同一視す可きものではない。さりとて、小作農は資本所得を得て居るものでもない、従つて資本階級に屬す可きものでもない。小作階級とも名く可き、一の特別な階級を成す可き筈のものである。何となれば、其所得は純然たる労働所得でない如く、純然たる資本所得でもない、殊に今日所謂労働所得の最根本的特色を備へて居らぬものである。今日の所謂労働所得の特色とは何であるかと云へば、其れが雇傭の代價であると云ふことは是れである。他人に雇はれて勞務の給付を爲し、之れに對して雇主から報酬として支拂はるゝ所得が、今日の労働所得、即ち賃銀、詳しくは、雇傭であるのである。小作農は地主に雇はれるものではない、地主との關係に於ては借主である、地主に支拂ふ小作料は貸借の代價である。此點に於ては却つて労働者を雇ふ雇主が労働の借主であつて、其支拂ふ賃銀が貸借の代

價であるのと、粗同性質を有して居るのである。

二

階級の對抗が重要な事實となつたは、一方は事業の主體たる雇主、他方は單に雇傭せられて働く労働者であつて、其得る所得が一方は自決的 (Selbstbestimmend) であり、他方は他決的 (fremdbestimmend) であると云ふことから起つたのである。決して其所得が一方は大にして、一方は小なりと云ふ、單なる量の差違の如き輕微の事から起つたのでない。即ち其得る所得が労働者に於ては、雇傭所得 (Lohneinkommen) であり、雇主に於ては、自己所得であると云ふ重大な差違が、階級の分立、對抗を鮮明ならしめたのである。

今日の私法に於ては、労働関係を雇傭關係 (Dienst-oder Lohnverhältnis) として取扱つて居る。現に我民法では、労働契約のことを雇傭契約と名つけて居る。コレハ我民法翻譯の原本たる獨逸の民法が、雇傭契約と云ふ字を用ゐて居るのを、其儘譯出したに相違ない。獨逸民法では労働契約のことを Arbeitsvertrag (労働契約) とせず Dienstvertrag (雇傭契約)

ルイウキの獨逸民法英譯本 W. Loewy, The civil code of the German Empire, Boston & London, 1903 にては contract of service として居る、然し其の實質は無論労働契約である。非常に進歩した民法として知られて居る瑞西の新民法 (債務法) でも、獨逸語では矢張り Dienstvertrag (雇傭契約) としてある。然し瑞西では獨、佛、伊の三語共に公認の國語であるから、法律も皆此三國語で書かれてある。新民法の佛文では、雇傭契約とせず労働契約 (contrat de travail) としてあり、伊太利文にも亦労働契約 (contratto di lavoro) としてある。即ち其の謂ふ所の雇傭契約の謂なることが、最も明白に言明されて居るのである。

されば何故に、労働契約なる明白な文字を用ゐず、特に雇傭契約なる文字を使用するかと云へば、それは實に實際の事實に於て此くする必要があるからである。即ち階級對抗の根柢たる労働契約なるものは、單に労働すること丈けの契約でなく、雇傭されて労働することの契約であり、所謂労働關係なるものは、單に一切の労働關係を指して云ふのではなく、労働關係中、特に雇傭によるもの、のみを指して云ふからである。此意味に於て、労働階級労働問題、労働争議とは、一切の労働するものに關するのではなく、雇傭労働を營むものに

關するのである。故に精確に云ひ表はすには、普通労働對資本と云つて居るのを、雇傭労働對資本 (Lohnarbeit versus Kapital) と云はなければならぬのである。乃ちマルクスは、其有名な資本論の梗概と目す可き一八四九年の小冊子に題するに、特に「賃銀労働と資本」(Lohnarbeit und Kapital) と爲して、單に「労働と資本」(Arbeit und Kapital) とはせなかつた。英譯に於ては、原文通り「賃銀労働と資本」(Wage-labour and capital) としてあるが、不幸にして我河上博士は、其邦譯に着題して單に「労働と資本」とせられた。「社會問題研究」第四冊之れはマルクスに取つては迷惑な省畧と云はなければならぬ。更らに又た労働問題と云ふのは、適當には、雇傭労働問題、労働争議と云ふのは、雇傭労働争議と云はねばならぬ、問題の起り、争議の起るは、單に労働其のことに就ては、はなく、其の労働が雇傭労働であるからであるのである。獨逸の民法 自第六百三十一條 至第六百五十一條 でも、瑞西の新民法 債務法自第三百六十條 至第三百七十九條 又た我日本の民法 自第六百三十二條 至第六百四十二條 でも、此のことを明かに承認して居る。其れは別事ではない、雇傭契約の外に「請負契約」(獨 Werkvertrag, 佛 Contrat d'en reprise, 伊 Contratto di appalto, ルーウッキーの獨民法の英譯では Contract for work) なるものを認めて居ることと是れである。我民法の規定によれば、雇傭契約とは、「當事者

ノ一方カ、相手方ニ對シテ勞務ニ服スルコトヲ約シ、相手方カ之ニ其報酬ヲ與フルコトヲ約ス」る契約であり、請負契約とは「當事者ノ一方カ、或仕事ヲ完成スルコトヲ約シ、相手方カ其仕事ノ結果ニ對シテ、之ニ報酬ヲ與フルコトヲ約ス」る契約である。獨逸民法では、雇傭契約を以て、我民法と同じく「勞務ヲ約シタルモノハ其約束シタル勞務ヲ給付シ、相手方ハ約束シタル報酬ヲ給與スル義務ヲ負フ」契約として居る。即ち雇傭契約に就ては、我民法は間違なく獨民法を譯出したのであるが、請負契約に就いては少しはき違を爲したものである。即ち獨民法では請負契約は「請負人ハ其約束シタル仕事ノ作成 Herstellung, ルーウッキーは英譯して finished として居る。之を完成と邦譯した獨逸民法の翻譯者荒波學士も、法案起草者と粗ぼ同様の誤に感化せられたものであらう。雇傭契約條文の同氏の翻譯も不精 註文者ハ約束シタル報酬ノ支拂ノ義務ヲ負フ契約」なりとしてある。我民法が「仕事ノ完成」及び「仕事ノ結果」としたのは、後に論ずる獨逸民法學者の舊説——其れは誤つて居る所の——に感化せられて、はき違ひの修正を試みたものと思ふ。原本たる獨逸民法から云へば、之れは最負の引き倒し甚だ笑止千萬なことである。瑞西新債務法では、雇傭契約に就ては、稍詳しく、「勞務義務者ハ一定若クハ不定ノ時期ノ間勞

務ノ給付、勞務權利者ハ賃銀ヲ支拂フ義務ヲ負フ」とし、更らに後段論ず可き、時間給、出來高給の區別に關する民法學者通例の謬説を豫め斥ける用意を示して居る。即ち「賃銀ノ支拂ガ給付シタル勞働ヲ標準トシ時間ヲ標準トセザルトキ（出來高給制、請負給制）ト雖モ勞務義務者カ一定又ハ不定期間雇用セラレ、又ハ就業スルトキハ其契約ハ雇傭契約トス」としてある。水口ドクトル譯「瑞西新債務法」の譯文は甚だ不精確且つ誤譯も往々にして之を見出す、頼み難し。而して請負契約に就ては、獨逸民法と全く同じく「請負人ハ仕事ノ作成、註文者ハ報酬ノ給付ノ義務ヲ負フ」としてある。

之を要するに、廣義にて云ふ勞働契約は、一 雇傭契約、二 請負契約の二を含むものであつて、雇傭契約は狹義に於ける勞働契約と云ふ意味で、瑞西新民法では、其佛、伊文に勞働契約としたけれども、獨逸に於ては依然として特に雇傭契約なる文字を用ゐて居るのである。

獨逸に於ては、此度の革命の結果出來た新憲法に於ては、其第五百五十七條から第六十五條迄に於て「經濟生活」なる條下に、勞働契約に關する大原則を新に定めた。美濃部博士は

此新憲法全文を『法學協會雜誌』第三十八卷第二號——大正九年二月發行——に邦譯新憲法として掲げられた、茲には原文通りにする爲めに、博士の譯文によらず拙譯を試みて置いた。新憲法第五百五十七條は規定して曰く「勞働力は國の特別なる保護の下に立つ、國は一の統一的勞働法を作る」第六十三條第二項に曰く「凡ての獨逸人に經濟的勞働によつて其生計を營む可能を與ふ可きものとす、適當なる勞働の機會を紹介し得られざるものには、美濃部博士の譯「適當なる勞働の機會を得ざる者」は原文と大に相違す、國其必要なる生の勞働紹介機關によりて職業を紹介し得るときは、の意でなければならぬ。其必要なる生計に對して保護を與ふ、其詳細の規定は別に國の法律を以て之を定む」と。即ち一從來の民法の規定のみでなく、更に大規模なる勞働法を作りて、勞働者の保護を爲す事と、自ら勞働の機會を見出し得ず、國營の勞働紹介機關 紹介局設置令 Verordnung der Reichsregierung vom 5. Mai 1920 に於て設置することとなつて居る。も適當の勞働機會を與ふことは、此失業者給養國令 Reichsverordnung über Erwerbslosenfürsorge vom 26. Jan. 1920 に於て爲すこととなつて居る。能はざるときは、國は其勞働者の生計を保障すると云ふ大原則を認めたもので、我々が久しい以前から主張する「生存權の保障」は、革命によつて獨逸人凡てに與へられた譯である。但し實際は未だ其處まで十分には至つては居らぬが、兎に角獨逸國憲法の大原則としては、勞働力の統一的保護法と、生存權